

議院にあつては、政友會獨り是々非々主義を採り、嚴正中立の態度を以て同内閣に對したが、絶對多數を占むる憲政會は極力この内閣に反對し、國民黨亦この内閣を以て議院に根柢を有せずと做して反對の態度を持ち、議會開會せられるや國民黨は憲政會及び公正會を誘つて寺内内閣は憲政の本義に反すとなして同内閣に反對を表明し、新年の休會を終つて一月二十三日再會するや、犬養毅等提出者となり三百三十三名の賛成者署名を以て「衆議院は現内閣を信任せず」との決議案を提出した。同決議案は同月二十五日の議事に附せられ、提出者犬養氏の演説に次いで、討論に入り政友會の元田肇反對意見を述べ、憲政會の尾崎行雄登壇してまさに賛成演説を試みんとするや、突如解散の詔書が傳達せられた。而して總選舉は四月二十日を以て舉行する旨公布せられた。

政友會は不自然の少數黨たる状態より脱するはこの機會にありとなし、憲政會は不自然ながら一旦獲得した多數黨たる地位を失はざらんと焦慮し、國民黨亦黨勢の挽回に努むるところあり、選舉期日の切迫と共に競争は激烈を加へた。政府の選舉取締方針は前内閣の執りしところとは全く異り、干渉手段の如きはこれを避け全然局外の地位に立つてこれを監督し、競争は唯だ政黨と政黨、候補者と候補者との間に止まり、競争熱度の昂まれる割合には寧ろ靜穩裡に進行した。而してその結果は政友會の大勝利となり、未だ絶對多數には達しなかつたが、解散前に比すれば四割三分強の多數を示し、第一黨たるの地歩を獲得した。當選者數は政友會百五十八名、憲政會百十九名、國民黨三

十六名無所屬六十八名であつた。

滋賀縣に於ては政友會より井上敬之助・中村喜平、國民黨より藤井善助・望月長夫當選し、無所屬として吉田羊治郎・吉村鐵之助が當選した。大津市選出の吉村鐵之助は無所屬議員中現内閣に好意を持するもの相集り組織せる維新會に入會した。吉田羊治郎は無所屬であつたが政友系議員と見做された。

前議會解散に伴ふ特別議會（第三十九議會）は六月二十一日を以て召集せられたが、この議會に於て政友會の執るところは前議會に於けると同じく嚴正中立の態度を持するに對し、憲政會は依然政府に絶對反對の態度を執り、國民黨は國論統一、國策確立の必要に鑑み、頓みに從來の主張を緩和し、政友會同様嚴正中立の態度を取るに至つた。されば開會の劈頭憲政會は前議會解散の主因たりし政府不信任案を提出し、六月三十日の日程に上つたが、政友會國民黨共にこれに反對し、二百三十四對百二十四の少數を以て否決せられた。而るに憲政會は敢て自らを省みるをなさず、多少なりとも理由を附すべきの事端あればこれを捉へて牽強の理由を附會し政府を難するの決議案を頻出したが、一として可決せられるものなく、孤立無援、昔日の勢威は見る由もなかつた。かくしてこの期議會はさしたる波瀾なく審議すべきの議案はこれを議了し、七月二十五日を以て閉會を告げた。然るにこの頃より帝國の内外は漸く多事となつた。外には十一月二日日米條約（所謂石井ランシ

ング協約)の締結、露國の大革命勃發、地中海軍艦派遣、對支借款問題等があり、内には世界戦局に因る物價の狂騰と、これを利用せんとする奸商の頻出があり、政府は九月一日暴利取締令を公布してこれを戒飭せんとしたが及ばず、生活は愈々不安に陥り人心恟々たるものがあつた。

かゝる状態の下に第四十議會は大正六年十二月二十五日を以て召集せられた。

議會召集前十月十五日を以て維新會と無所屬の約半數と合して新政會を組織した。會期中政友會は政府に對して嚴正中立を聲明し、國民黨・新政會亦旗色を明かにせず、唯だ憲政會のみは依然政府反對を宣言した。而して憲政會は豫算案の大體を賛成し、政府の計畫を承認せるに拘らず、豫算案既に通過の後即ち二月十二日政府不信任決議案を提出した。是れ既に矛盾たるを免れず、即ち唯だ反對せんがための反對に過ぎなかつた。採決の結果二百四十七對百十七の少數を以て否決せられたのは當然であつた。その後は憲政會も遂に屏息し、議事も滑かに進行し、三月二十七日を以て無事閉會した。

本議會に於て注目すべきは、衆議院議員選舉法中の改正案の簇出である。政府・政友會・憲政會及び國民黨相競ふて提出したが、政府は再調査の必要ありとの理由でその提案を撤回せるを以て、政友會亦審査の餘日なきに鑑みて提案を撤回し、次いで憲政會並に國民黨の提案は何れも少數を以て否決せられた。尙ほこの期議會より本縣選出吉村鐵之助(清和俱樂部)の補缺として西川太治郎

(憲政會)當選、出席した。吉村は政府の爲め請負をなせる廉に依り當選無効となりたるに由る。

寺内内閣は第四十議會を無事に通過し、既定の計畫をまさに遂行せんとするの時に方り、豫期せざる事件のために多忙を極めた。即ち議會閉會後の帝國は實に内外多端の時であつた。外に於ては露國革命の東漸に直面して諸般の對策を講じ、遂にチエツコ・スロヴァキア軍救援のため西比利亞出兵を斷行し、内に於ては國民の生活問題に接觸し、米價の暴騰に起因して各地に暴動を惹起するなど難澁なる局面を料理した。然るに寺内首相は年來の痼疾漸く重うして到底劇職に堪へ難きを以て、對外問題も一段落を告げ、米騒動も鎮壓せるにより、<sup>(七年)</sup>この年九月二十一日閣下に伏して骸骨を乞ふた。

聖上直ちに山縣・松方・大隈・西園寺の諸元老を召されて、後繼者の御下問を賜ふた。その結果元老の奏薦により二十七日を以て大命吾が黨總裁原敬に降つた。同氏は大命を拜して直ちに閣員の人選に着手し、同二十九日を以て親任式を行はせられ、茲に原内閣は成立した。

當時世界大戰の形勢は獨逸に日に非にして、その全力を集注せる西部戦線の戦況は敗退に次ぐに敗退を以てし、而して内には戦争の慘禍その極に達せるため人心の漸く動搖を來せるあり、加ふるに外にはその同盟國たる勃牙利及び土耳其が疲弊衰頹の苦みに堪へずして聯合國に無條件屈服せるあり、埃甸國亦和を希ふて止まず、講和熱は實に中歐同盟國一般の流潮となつた。茲に於て獨逸は

埃匈國と協議の上、十月初旬兩國は何れも米國大統領に講和を提議した。而して埃匈國に於ては間もなく革命運動勃發し、その極まるどころ皇帝は退位して革命成立し、新に成れる國民的政府は聯合國に對して無條件休戦を諾し、十一月三日を以て休戦の實行を見るに至つた。次に獨逸に於ても國內益々動搖して革命の氣運漲り、遂に皇帝は退位し、社會民主黨のエベルト起ちて國民的政府を組織するや、新政府は聯合國側と數次の折衝の結果十一月十一日を以て休戦條約は茲に成つた。かくて次ぎに来るべきものは講和の談判であり、佛國巴里に於て講和會議は近く開かれんとするにあたり、我が帝國を代表してこれに臨むべき全權委員の任命は世の最も注目したところであつたが、十二月十一日男爵牧野伸顯は先發として歐洲に向ひ、同二十四日には前政友會總裁西園寺侯は「歐洲へ出張被仰付」の辭令を受け、翌大正八年一月十二日隨員と共に東京を發し、神戸に向ふや翌十三日を以て西園寺侯をはじめ牧野伸顯・珍田捨己・松井慶四郎・伊集院彦吉の諸氏は講和全權委員を任命せられ、西園寺侯は一月十四日神戸出帆の丹後丸にてその途に上つた。

是よりさき、大正七年十二月二十五日を以て、原内閣の初次の議會たる第四十一議會は召集せられた。この期議會は數ヶ年に亘れる歐洲大戰の影響により經濟界は頗る變調を呈し、これが對策甚だ急務なるは勿論、大いに國力發展の道を講ずるの要があり、又講和會議成立後に於ける諸般の施設を豫め考慮せざるべからざるの時に召集せられたのであり、原内閣はその成立後僅かに三ヶ月に

充たなかつたが、豫め時局に適應するの政策を定めてこれを臨み、その協賛を経て以て國務の進行に支障なきを得たのは大いに注目すべきであつた。

吾が黨は明くる大正八年一月十九日を以て大會を開き、世に「政友會の四大政綱」と稱せられた教育・交通・産業及び國防の整備充實に力を用ゐるの方針を執り、政府の與黨たるを明かにした。これに對して他政黨の態度如何と云ふに、原内閣は純然たる政黨内閣として成立したものであるから、反對黨たる憲政會の如きは衷心よりこれを歓迎したのではなからうが、表面上これに反對すべき理由なきため政黨内閣の實現に對しては同意を表し、唯だその政策によつて可否を決するの態度を執つた。又國民黨に於ても憲政上從來の幾多内閣よりは優るものとしてこれを迎へた。

この期議會に提出せられた大正八年度豫算は、原内閣成立前既に各省より要求せる概算を基礎となし、休戦條約の締結に伴ひ宇内の形勢に一大變化を來たすべき事情に鑑み、將來の經營に資すべき財政上の根柢を鞏固にすべきを念として編成せられたものであつて、即ち永久に多大の經費を要すべき施設については時局の推移に伴ひ徐ろにその計畫を定むることとし、唯だ國防の充實、教育の振興、産業の奨励及び交通通信機關の整備の如き國運の發展上急施を要するものに限り財源の許す範圍内に於て相當の計畫を定むるの方針を執り、その他の經費については努めてその膨脹を抑制することとした。

右の方針により編成せられた大正八年度歳計豫算は、總豫算にあつては歳入八億九千六百餘萬圓、歳出八億七千四百餘萬圓、同年度追加豫算を加へて歳入歳出各十二億八千二百餘萬圓となり、新規計畫に係る事項中最も重要なものは高等教育機關擴張費・鐵道建設改良費追加・港灣修築費・通信機關擴張改良費・殖産事業獎勵費及び軍備充實費であつて、その計畫の大部分は即ち教育・産業・交通・國防の四大政綱に基づくものであり、その豫算に現はれたものは實に一億餘圓に達した。

就中、後年問題を惹起して大いに政友會を苦しめしものは高等教育機關の擴張増設問題であつた。吾が黨は野に在る當時より教育機關増設の必要を痛感し、一大政綱としてこれを主張し來つたが、原内閣成立するや、これが實現の第一歩を踏み出すことゝなつた。即ち多年來の懸案たる學制改革の件は臨時教育會議に於て漸く意見纏つて答申するところがあり、政府はその意見を尊重して案を定め、樞密院の諮詢を経るに及び御裁可の上、大正七年十二月五日を以て大學令及び高等學校令の二件公布せられた。茲に於て政府は新令に基づき大いに高等教育機關の整備を畫し、而かも財源に苦慮しつゝあつた際、事天聽に達するや畏くもその費として御内帑金一千萬圓下賜の旨同月二十五日原首相に御沙汰あらせられた。乃ち政府は聖旨を貫徹する所以の方法に就いて議を凝らし、右の御沙汰拜受後幾くもなく中橋文部大臣は「高等教育機關擴張計畫概要」なるものを發表した。これによれば新に官立の高等學校十校、實業專門學校十七校、專門學校二校を創設し、又帝國大學に四

學部を増設し、既設學校の擴張を行ひ、尙ほまた東京高等商業學校及び官立醫學專門學校五校を單科大學たらしめんとするにあり、而してこの計畫實施に要する臨時費は總計四千四百五十三萬餘圓であつて、これを大正八年度以降大正十三年度に亘る六箇年度の繼續費とし、この經費は皇室御下賜金及び公債又は借入金でこれを支辨せんとする計畫であつた。かくして多年來の輿論であつた高等教育機關擴張の件は學制と共に茲に解決せられるに至つたのである。

議會に於て豫算案の審査を進むるに及び憲政會は看過すべからざる二大缺陷ありとして反對したが、同黨以外には耳をこれに傾くる者なく、國民黨の如きも進んで總豫算全部に賛成し、大多數を以て原案の儘衆議院を通過し、次いで貴族院に於ても亦可決せられ、茲に成立した。

この期議會中提出せられた重要法案の一として選舉法の改正があつた。同問題は政界多年の宿題であつて、原内閣の成るや、世論はこれを以てその最大使命の一に數へ、これが成否を以て鼎の輕重を問はんと擬した。而して議會開會せられるや國民黨は先づ修正案を提出し、憲政會これに次ぎ、政府またこれに次いでその案を提出した。各案の間相違あるところ尠くなかつたが、その要點につき比較を示せば次ぎの如くである。

- 一、國民黨案 選舉權は、(一)直接國稅二圓以上を納むる者、(二)中學校卒業生及びこれと同等以上の學力ありと認定せられた者、(三)兵役を了へたる者、選舉區制は大選舉區

二、憲政會案 選舉權は、(一)直接國稅二圓以上を納むる者、(二)中學校卒業者及びこれと同等以

上の學力ありと認定せられたる者にして獨立の生計を營む者、(三)選舉區制は大選舉區

三、政府案 選舉權は直接國稅三圓以上を納むる者に限り、選舉區制は小選舉區

右の各案は審査にあたり、國民及び憲政の兩黨は各々提案の維持に努めたが、遂に成立せず、政府案のみ獨り百四十四票に對する二百五票の多數を以て可決せられ、貴族院亦大多數を以てこれを通過し、多年來の宿題たる選舉法の改正は成立した。しかし茲に注意すべきは右の三案共納稅資格を選舉權の必要條件とせることであり、またこの期議會に普通選舉説を主張し、その案を提出せんと努めたる若干の議員があつたが、成規の賛成者を得ずして遂に提出することの出来なかつたことである。無所屬の今井嘉幸等は院外の應援を得て普選の實現に努め、憲政會に於ては尾崎行雄・島田三郎の黨議に服せざるあり、黒須龍太郎の如きは遂に脱黨した。國民黨に於ても尙早・即行の二派に分れ、即行派破れて湯淺凡平等六名は院外の佐々木安五郎と共に脱黨し、純正國民黨を組織して普選即行の大運動を開始した。而して大正八年二月十一日憲法發布三十年記念日を以て帝都各大學生三千人は日比谷公園に會合し、一大示威運動を行ひ、丁年以上の男子に選舉權賦與の請願書を衆議院に提出した。この運動は實に普選に對する國民運動の火蓋を切つたもので、これより國論は俄然として一變した。

かくして原内閣はその成立後第一次の議會を無事通過し、これよりその政策を着々と實行するの期に入つた。而してこの時期たるや實に尋常ならず、外にあつては巴里に於て開かれた講和會議は漸次進捗し、五月上旬を以て講和條約草案を議定し、六月二十八日を以て講和條約は聯合國及び獨逸國双方の調印を了し、世界の平和茲に克復して我が國亦戦後の事頗る緊要なるものあるの時、内にあつてはこの兩三年前來輸出の激増、正貨流入の結果、物價は唯だ騰貴の趨勢を辿るのみにしてこの年に至つて益々甚しきよりこれが對策を如何にすべきやは世の一問題となり、而して物價奔騰のため國民の多數は生活の安定を脅かされ、苦痛甚しきより怨嗟の聲到る所に湧き人心既に穩かならず、加ふるに一方に於ては頻年事業界の異常なる好況に乗じて奇利を博せる所謂成金輩出し、他の美望嫉妬の標的となり、ために唯さへ風氣漸く惡化せんとしつゝあつた際、歐洲戰亂に伴ふ世界的思潮は滔々として侵入し來り、思想界の動搖亦侮るべからざるものがあり、人心益々險惡に傾き、勞働爭議の如きは諸所に起り、この他尙ほ幾多社會問題の湧出せしもの殆ど枚舉に遑あらず、而してこれ皆な爲政上大いに考慮を要すべき所なるを以て、政府に於てもこれが對策に忙しく、政界は漸く多事ならんとした。

この時にあたり、憲政會は初めより原内閣に反對であり、前議會に於ても攻撃的態度を執り屢々問題を提出したが、議會閉會後は暫く聲を潜め居りしところ、その後に至り、世上には物價騰貴を

の他諸多の社會問題より不平の聲起り、延いては政府の措置を非難する者少からざるを見て奇貨居くべしとなし、この際に於て大いに政府攻撃の火の手を揚げんがため、十一月十二日政府糾弾の名の下に臨時大會を開き宣言を決議し、その後尙ほ東京市内の諸所に於て演說會を開き、社會の思潮漸く動搖せんとしつゝありしに乘じ、徒らに過激の言を弄して頻りに民衆を煽り、以て政界に波瀾を及ぼさしめんことに努めた。

かゝる政情の下に、前議會を通過して御裁可の上發布せられた選舉法改正法は、爾來未だ一年に滿たず、且つ未だ一回だも實施を経ざるにあたり、俄かに選舉權に對する納稅資格を撤廢せんとする普選論を叫ぶ者その數を増し、第四十二議會の召集期漸く近づける頃には早くも既に政界の問題とならうとした。變化の急激なる眞に驚くべきものがあつた。蓋し歐洲に於て久しく醜醉せる世界的思潮が戰亂の終熄に伴ひ、この數ヶ月前來滔々として我が國に侵入し、ために社會の狀態に著しき變化を來したることよるとはいへ、而かも亦實は反對黨がこの狀態を見て、特に理由をこれに附してこの問題を拉し來つたものに外ならない。即ち國民黨の如きは先づ普選論に傾き、憲政會に於ても幹部は初めこれを容るゝに頗る躊躇したが、黨内の大勢漸くこれに傾くに及び遂に已むなく賛意を漏らし、茲に在野兩黨のこの問題に對する意向は略々定まつたから、次期議會の一問題たるを免れざるの形勢は、その召集期漸く近づくの頃に於て豫め看取せられるに至つた。

(八年)

尙ほ、この年九月下旬より十月上旬に亘つて全國府縣會議員總選舉々行せられ、憲政會の如きは正々の議論を以てしては政友會に對抗するの難きを感じ、讒誣中傷を逞うしたに拘はらず、政友會の大勝利に歸し、定員總數一千六百七十七人中、政友會は九百十五人、憲政會は四百九十六人、國民黨は七十四人、無所屬九十二人となり、改選前に比すれば政友會は百六十五人を増加し、憲政會は百三十四人、國民黨は三十四人を減少した。而して三府四十縣に於ける絶對多數の府縣は憲政會の二縣、國民黨の僅か一縣なるに對し、政友會は二十七縣を占めた。我が滋賀縣の如きも前回の八名より十八名の絶對多數を獲得するを得た。

第四十二議會は大正八年十二月二十四日を以て召集せられた。世界の平和克復後初めての議會である。されば爾後の狀態に對應すべき政策にして手を下すべきもの甚だ多く、原内閣は幾多重要計畫を提げてこの議會に臨み、その協賛を期待したのであるが、反對黨の事を好むや、前年の主張を豹變して普通選舉論を唱導し、これを提げて政府に當り、情勢頗る不穩なるものがあつた。ゆゑ、衆議院は遂に解散せられ、政府の提出せし幾多重要案件も不成立の已むなきに至つた。

初めこの期議會に臨むにあたり、吾が黨以外の各派が豫め定めたる方針を見るに、特に最も注目すべきは憲政會及び國民黨がこゝに至つて普選問題を各々その黨議となし、これを以て政府に當らんとするの態度を執つたことである。憲政會は十二月二十五日大會を開き、普選問題を黨議として

定めたけれども、その内容に至つては意見區々なりしたため、翌年<sup>(九年)</sup>一月議會再開前に開ける議員總會に於て漸く大綱を決定した。即ち獨立の生計を營む者を選挙資格の一條件とすること、年齢は選挙人・被選挙人の別なく満二十五歳以上の男子とすること、選挙區は中選挙區制とすること、施行期限は次ぎの總選挙よりとすること等であつた。

國民黨は一月二十一日議會再開の前日を以て大會を開き、宣言を發したが、その中に「若し夫れ選挙權の普及に至ては世界の氣勢にして國民を擧げて之を要求し、智識の發達、民衆の權義と相俟つて已に實施の時期に到達せり」といひ、二十歳以上の男子に選挙權を與ふべしとなす頗る徹底的なる案であつた。

議會再開せられるや、反對黨の非難攻撃ありしにも拘はらず豫算案は既に衆議院を通過し、政府提出の重要法案亦多くはその決定を見、甚しき支障を受けざる形勢であつたから、第四十二議會も兎に角無事に経過せんとするの觀ありし時、反對黨より普通選挙法案提出せられ、この議會の雲行は甚しく險惡の狀を呈するに至つた。反對黨は名を四圍の氣勢の變遷に假りて、その未だ曾つて唱へざる普通選挙案を提出したのである。即ち憲政會及び國民黨が各々その案を出せるのみならず、新政會及び無所屬等の有志議員相集りて普選實行會なるものを組織し、是亦一案を提出し、世にこれを普選三案と云つた。三案の要綱は左の如くである。

憲政會案 (一) 選挙權 年齢は改正現行法通り満二十五年以上、納税資格の規定を削除し、これに代ふるに「獨立の生計を營む者」となす (二) 被選挙權 改正現行法に於て「満三十年以上」とあるを「満二十五年以上」と改む (三) 選挙區制 改正現行法に小選挙區制なるを改めて所謂「中選挙區制」となす

國民黨案 (一) 選挙權 年齢は満二十年以上 納税資格規定は全部削除 (二) 被選挙權 年齢は「満二十年以上」となす (三) 選挙區制 改正現行法の別表通り

普選實行會案 (一) 選挙權 年齢は改正現行法通り満二十五年以上 納税資格規定は全部削除 (二) 被選挙權 年齢は「満二十五以上」とす (三) 選挙區制 改正現行法の別表通り

元來反對黨が俄かに普選論を提唱したのは輿論に促されて然るにあらず、唯だ思想界少しく動搖し、年少客氣の輩動もすれば奇激の論に驅らるゝ者あるに乘じ、これに迎合して更らに盛に世論を煽り、以て大いになす所あらんがためにこの舉に出でしのみ。これを以て一たびその案を提出するや、番に議場に於て争はんとするに止まらず、百方力を極めて院外の空氣を煽り喧擾を甚しからしめた。即ち二月一日の兩國國技館に於ける普選促進大會後の五萬人の提灯行列となり、芝増上寺境内に於ける立憲労働議會の發會となり、又全國普選聯合會の開催となり、遂に流血の慘を見たる上野公園の二大會となり、労働者の芝公園に於ける示威運動となり、日比谷公園に於ける五萬人の集

合となり、僧侶の普選運動となり、普選要求、政府反対の聲は潮の如くに湧き起つた。かくて二月十四日普選案上程せられ、一括して委員に附託せられたが、民衆は大示威運動を催してこれを聲援した。該案は越へて二十四日委員会に於て否決せられ、二十六日愈々本會議の議の附せられるや、晉に院内に於て三派の意氣頗る荒きものありしのみならず、院外の狀勢殊に甚だ不穩を極めた。委員長松田源治の報告了るや憲政會の齋藤隆夫普選の即行を論じ、政友會の小川平吉これに反対し、最後に原首相政府の所信を言明し終るや解散の詔書降り、憲法第七條により衆議院は遂に解散を命ぜられた。同日政府は解散の理由書を發表し、「今回衆議院に提出せられたる改正案は輕躁急激深く帝國の國情に鑑みざる法案にして、然も其の理由とする所は現在の社會組織を脅威せんとするが如き不穩なる思想の潜在するを見る、事茲に至ては單純なる選舉權擴張の問題たるに止まらず、國家の前途に對して容易ならざる影響を及ぼすものと認めざるを得ず」とて、衆議院の解散を奏請し、以て國民の判斷に訴ふるの已むを得ざるに至れるを明かにした。かくてその選舉は五月十日を以て舉行する旨公布せられた。

反對黨は普選案を輿論なり國論なりと叫べるも、これに雷同せるは年少客氣の學生、大都會地に於ける勞働者及び浮浪の徒のみにて、全國多數の國民は固よりこれに賛同せるにはあらざる實際に鑑み、反對黨は内心頗る安からず、意氣甚だ揚がらなかつたが、今回の總選舉は新選舉法實施初次の選舉であり、晉さへ議員の定員増加せるが上、小選舉區制によるものであるから、全體を通じての候補者の數は甚だ多く、期日の切迫と共に到る處競争は激甚を極めた。愈々選舉の結果は定員四百六十四名中政友會は二百七十九名、憲政會は百八名、國民黨は二十九名、中立四十八名にして、解散前に比して憲政會は十席、國民黨は二席を失へるに對して政友會は百十七席を増加し、政友會の大勝利に歸し、これによつてまた衆議院に絶對多數を占むることゝなつた。普選問題に對する國民多數の判斷以て知るべきである。

滋賀縣に於ては定員六名中、政友會は井上敬之助・安原仁兵衛・西村伊亮・中村喜平の四名を當選せしめ、殘る二名は吉村鐵之助・奥村千太郎の兩氏であつて、共にこの年六月舊正交俱樂部所屬再選議員四名、舊新政會所屬再選議員一名及び新選議員二十名を以て組織せる庚申俱樂部に加入した。

總選舉前後に於て重大問題が續出した。その一は經濟界の頓挫である。歐洲の平和既に克復し、我が貿易亦戰時中の如き情勢を繼續する能はず、茲に一轉機を劃せんとする兆候現はるゝや、打撃は先づ株式界に下り、三月十五日諸株式一齊に大瓦落を告げたるを發端として、爾後益々低落の趨勢を辿り、その勢殆ど止まる所を知らず、一般事業界亦その影響を受けて混沌たる状態に陥り、諸工場の如きは俄かに或は事業を縮少し、或は閉鎖の已むを得ざるに至りたるものも少からず、一時



沸騰状態にありし我が經濟界は此に至つて一頓挫を來した。恰も選舉の競争中なりしを以て、反對黨は是れ即ち原内閣の財政方針放漫の結果なりとし、罪を内閣に歸して非難攻撃を逞うした。

その二は尼港虐殺事件である。選舉後反對黨は政府彈劾の陣容を整へ、六月五日上野公園に於て第一聲を擧げたが、偶々尼港虐殺事件が突發した。即ち同年春以來西伯利に於ては漸次過激派勢力の侵入を受け、オムスク政府崩壊後は極東地方も漸く過激派化して益々秩序を失ひ、ためにバルチザンと稱する匪徒諸方に跋扈跳梁して暴行を逞うし、遂に我が居留民及び守備隊合計七百餘名が黒龍江口なるニコライエフスクに於て彼の匪徒のために虐殺せられた悲惨事件である。事は三月上旬より月餘に亘つて起つたものであつて、當時同地と外部との通信は全く斷絶してその情況毫も世に傳はらなかつたが、四月上旬に至つて初めて電報到達し、事の頗る容易ならざるを想はしめた。よつて政府は直ちに部隊を派遣したが、同地は當時尙ほ結氷期にあり、直路これに到り難く、解氷期を待つて漸く六月三日尼港に到着し、銳意事態の真相を探查してこれを政府に報告した。外務省は先づ六月十九日公表を發表し、その報傳はるや舉國痛憤激昂措かず、或は露國の宜しく膺懲すべきを論じ、殊に反對黨はこれを以て政府の責任なりとなし、非難攻撃の材料に供し、時偶々第四十三議會の召集前であつたから、反對黨は必ずやこれを議會の問題となさんとすることを豫め推知するに難くなかつた。

前議會解散に伴ふ特別議會たる第四十三議會は大正九年六月二十九日を以て召集せられ、會期は二十八日間と定められた。憲政・國民兩黨は共に六月二十七日臨時大會を開き宣言を發したが、この期議會に於て彼等が如何に政府に肉迫するに至るべきかは豫め既に想見せられたところであつたが、果せるかな、七月十日兩黨は聯合して、前議會の解散、經濟界の不振及び尼港事件等を拉へ、これを理由として政府不信任決議案を提出した。同決議案は二百八十三に對する百四十五を以て直ちに否決された。

憲政會は如何にかして政府に創痍を負はしめんとし、島田三郎より「高橋大藏大臣、山本農商務大臣、中橋文部大臣、瀆職に關する質問書」なるものを提出したが、三大臣の答辯書によつて島田の質問は全然虚構捏造なること明瞭となり、ために同氏に對する懲罰事犯を惹起したが、會期盡きたるを以てその問題は有耶無耶に終つた。

國民黨も亦政府攻撃のため城東線問題に關して決議案を提出したが、もとより理由極めて薄弱なるため、該決議案は大多數を以て葬り去られた。

又普選案も勿論提出されたが、二百八十六對百五十五の多數を以て否決された。

この期議會は前議會解散に伴ふ議會であるから、反對黨は政府を攻撃せんがため種々の問題を提出して議場を騒がしたが、而かも追加豫算をはじめ重要なる議案は夫々適當に處理され、七月二十

八日を以て閉會を告げた。政府は政友會を與黨とし、衆議院に壓倒的多數を有し、恰も無人の野を行くが如くであつた。

第四十四議會は大正九年十二月二十五日を以て召集せられ、例の如く翌十年一月二十日まで休會せられた。憲政・國民兩黨は一月二十日大會を開き、政府反對の態度を明かにし、再開後の議會に於て大正十年度豫算案の審査を進むるや、兩黨は何れも再編成のため豫算返附説を唱へたが、委員會に於てもとより成立せず、本會議に於ても亦否決せられ、全部原案通り決定した。かくて貴族院に送附せられその審査に附せらるゝや、偶々昇格問題の論議喧しき際であつたから、豫算委員會に於てはこれを提げて政府に當り、豫算の如きは殆ど顧みざるが如き態度を示し、更らに滿鐵の不正問題起るに及んで政府に對する論難益々甚しく、期限内に審査を了する能はずしてこれを延長し、漸く議會の會期切迫するに及んで初めてこれを決定した。この期議會に政府より提出せられた重要法律案はその數甚だ多く、而して議會は他の問題によつて論難相踵ぎ、殊に衆議院の如きは紛擾殆ど止む時がなかつたが、幸にして各案とも審査を妨げらるゝの甚しきに至らず、概ね通過を見たのは國家のために慶すべきであつた。議員の提案案としては普選案があつたが、憲政會及び國民黨の兩案とも大多數を以て否決せられ、また反對黨の議會毎に恒例の如く提出せる政府不信任の決議案も大多數にて葬り去られ、次いで無所屬俱樂部の佐々木安五郎より床次内相不信任に關する決議案

を提出したが、これまた否決せられた。更らに憲政會は中橋文相に對しても亦一の問責決議案を提出し、所謂中橋文相の二枚舌なるものを拉し來つてその理由としたが、採決の結果これまた否決せられた。その外軍備制限に關する件（提出者尾崎行雄）、南滿鐵道會社に關する監督責任の件（提出者箕浦勝人外七名）等皆な否決の運命に會し、一も成立したものはなかつた。

かくて第四十四議會は三月二十六日を以て會期を満了して閉會を告げた。然かもこの期議會中政府に不利なる問題續出し、政府を脅かすこと大であつたが、その最たるものは滿鐵不正問題であつて、忽ちにして兩院の問題となり、衆議院に於ては遂に決議案現はるゝに至り、賛成者少數なりしを以て否決され、貴族院に於ては豫算委員會に於て辛辣なる質問續出し、政府をしてこれが應答に忙殺せしめ、遂に豫算案の決定に際し、附帶決議をなさしめた。尙ほこの問題は單に政治問題たりしに止まらず、遂に司法問題となり、端なくも滿鐵の大疑獄を惹起し、中西副社長の收監となつた。

又昇格問題は中橋文相の聲明なりとして、専門學校第二次の昇格は大正十年度の豫算に計上せらるべしと信ぜられたるに拘はらず、同年度豫算には昇格に關する何等の經費の計上せらるゝことなきところより起れる問題であつて、「中橋文相の二枚舌」なる評を生むに至り、政界に於て喧しき問題となり、殊に貴族院に於ては文教の任にある文相その人がかくの如き食言を敢てせしは風教上看過すべからざるの事となし、「高等教育機關に關する建議」と題して「政府は速に適當の措置を

執られんことを望む」との案を提出し、大多數を以てこれを可決した。この建議たるや文面に於ては何等攻撃的意味はなかつたが、同院議員多數の意向はこれによつて文相の處決を促がさんとするにあつたことは明かであつた。然るに復幾日を経るも文相は何等處決するところなく依然その職に留まれるを見て強硬説を持するものは陸續質問の矢を發し、原首相は釋明大いに努めたが、強硬説は遂に「風教に關する決議案」なるものを提出した。實に文相問責決議案であり、貴族院が閣員糾弾の決議をなすが如きは未だ前例を見ないところであつた。採決の結果百二十六對百六十四を以て否決されたが、蓋し原首相が議會に於てこの問題の起るやその鋒先を一身に引受け、宛がら身を以て中橋文相を庇ふが如き觀があり、熱心その衝に當りたるに由ると謂はれる。

かくして騒然たりし第四十四議會も兎に角無事に經過し、原内閣は茲に更にその政策を遂行するの時期に入つた。而かも同議會に於ては前述の如き各種問題の續出により、反對黨の如きは原内閣の基礎既に危殆に頻せりとなし、その崩壞の近きにあるべきを宣傳し、或る新聞紙の如きは後繼内閣の顔觸れを豫報するものすらあつたが、原内閣は世評に頓着なく、着々その政策の遂行に努めた。たゞ反對黨は依然として反對を繼續し、頻りに流言蜚語を放ち、譏誣中傷を逞うして止まなかつた。この年米國の首唱により列強國の海軍々備縮少に關する會議をワシントンに於て開かるゝこととなり、我が國も亦これに賛同し、九月二十七日を以て公爵徳川家達、海軍大臣加藤友三郎、米國駐

劄特別全權大使幣原喜重郎の三氏を同全權委員として參列仰付けられ、徳川・加藤兩全權の一行は十月十五日を以て渡米の途に上つた。

かくて漸く政治季節となるに伴ひ、所屬各團體は各地に夫々大會を開くに當り、原總裁は力めて親らこれに出席することとし、十月二日長野市に催せる北信八州大會に出席せるを第一着手とし、越えて九日には甲府市に於ける關東大會に、又同二十二日には岐阜市に於ける東海十一州大會に出席し、政府の方針及び吾が黨の態度に就きて演説し大いに黨員を鼓舞激勵するところがあつた。十一月四日、翌五日京都市に於て開催せらるべき近畿大會に臨席のため、午後七時三十分東京驛發列車にてその程に上らんとし、乗車のたあ午後七時二十分驛長室を出で多數の見送人に擁せられつゝ、まさに改札口に差掛らんとする刹那、右側群集中より突如として一青年現はれ、短刀を以て總裁の右肺部を刺し、ために致命の重傷を負はしめた。兇漢は即時逮捕せられると同時に、總裁に應急手当を施したが萬事は既に休した。

政友會に於ては直ちに善後策に就いて協議し、故總裁の葬儀は黨葬を以て行ふべきことを決定し、同月七日高橋是清を執行委員長として、本部に於て告別式を行ひ、葬儀は故總裁の遺言により郷里盛岡に於て執行することとし、告別式後靈柩は同夜上野發列車にて盛岡に向つた。

聖上陛下には十一月十日勅使を盛岡市の原邸に差遣され、誄詞及び幣帛・供物・花を賜つた。本

葬式は十一日同市大慈寺に於て行はれ、哀れ偉大なる總裁も茲に長へに地下に眠つた。

## 第五章 高橋總裁時代より犬養總裁時代まで

大正十年十一月五日、原内閣は原首相の横死により總辭職を執行した。松方・西園寺の兩元老は直ちに上京して善後策を講じ、大命は原内閣の大藏大臣高橋是清男に降り、十一月十三日高橋内閣は成立した。前内閣員は全部留任し、大藏大臣は首相自ら兼攝した。次いで十六日、總理と總裁は不可分として高橋首相は政友會第四代の總裁に推戴された。

第四十五議會は大正十年十二月二十六日を以て開かれ、非政友派は政友會の黨首の更迭に勢を得、捲土重來の意氣を以てこれに臨み、十一年二月二十三日憲政會・國民黨・庚申俱樂部の三派は共同して普選案を衆議院に上程したが、吾が黨は二百四十三票對百四十七票の絶對多數を以て即決否決し、吾が黨の勢威は議場を壓した。しかし本議會末中橋文相が専門學校昇格問題のため物議を醸し、これに關聯して内閣改造問題を生じ、これより漸く吾が黨内に改造非改造二派の暗闘を見るに至つた。

十一年六月高橋首相は敢然内閣の改造を策したが、中橋・山本・元田三氏の反對に遭ひ、遂に同月六日内閣不統一の責を引いて辭職し、在職僅か六箇月を以て高橋内閣は崩壊した。

直ちに後繼内閣組織の大命は加藤友三郎男に降下し、六月十二日を以て加藤内閣は成立した。この内閣は貴族院の研究會及び公友俱樂部を主力とし、衆議院に何等の根柢を有しなかつたから、政黨の反對を受けることは素より覺悟しなければならなかつた。

この年九月國民黨は解黨し、第四十四議會中に結成せられた無所屬俱樂部及び第四十五議會に於て普選案否決せられるや憲政會を脱黨せる大竹貫一等七人と合體し、十一月八日政綱及び政策を發表して革新俱樂部を樹立した。同俱樂部は犬養毅・尾崎行雄・大竹貫一・島田三郎等議員四十五名を擁した。

この年十一月十九日立憲友會近畿大會が天津市縣公會堂に於て開かれ高橋總裁をはじめ床次總務、鶴澤顧問以下本部特派員等臨席、近畿各府縣の吾が黨員約五千名來會し左の決議案を可決した。

一、行政財政ハ適度ニ之ヲ整理節約シ軍備ハ相當ニ之ヲ縮少スルト同時ニ緊要ナル施設ヲ實施セン  
コトヲ期ス

二、農業政策ヲ確立シ産業貿易ノ發展ヲ圖リ及經濟財政ノ安固ヲ期ス

三、治水殖林事業ヲ完成シ及港灣ノ修築ヲ期ス

四、鐵道ノ速成及運輸交通機關ノ整備ヲ期ス

五、教育ノ普及及義務教育費國庫負擔額ノ増加ヲ期ス

加藤内閣に對しては憲政會・革新俱樂部を中心として憲政擁護運動が起り、憲政の原則に逆行するものとして政府攻撃の聲を擧げたが、吾が黨は加藤内閣を以て形式を變へた政友會内閣の延長と見做し、庚申俱樂部と共にこれを支持したから、第四十六議會(十一年十二月二十七日開會)は無事に通過するを得た。加藤内閣はワシントン條約に基く海軍の縮少、シベリア撤兵、外交調査會の廢止等、寺内・原兩内閣以來の諸問題の後始末をなしつつあつたが、十二年八月二十四日加藤首相は病を以て薨去し、内閣は總辭職した。

加藤男の後任として八月三十一日に至り、大命山本權兵衛伯に降下した。伯は舉國一致内閣を組織せんとして高橋政友會總裁・加藤憲政會總裁及び革新俱樂部の犬養氏を招いて入閣を懇請したが、兩總裁はこれを拒絶し、犬養氏獨り入閣を承諾した。引き續き伯は組閣の準備中翌九月一日彼の大震災に見舞はれたが、翌二日赤坂離宮に於て親任式を舉行せられ、第二次山本内閣は成立した。

同内閣は内相後藤新平氏を中心として一方に於て大規模の復興計畫を樹てると共に、他方、普通選舉の斷行を宣言して政界に分解作用を起さしめんと計畫するところがあつたが、第四十七議會の所謂復興議會(十二年十二月十一日開會 月二十三日閉會)に於て絶對多數黨たる吾が黨のために復興計畫並に豫算案に對して大修正を加えられ、遺憾なくその無力を暴露した。ついで十二月二十七日第四十八議會開院式の當日、攝政宮殿下に對し未曾有の不敬事件突發するに及んで、伯は責を引いて辭表を捧呈した。在

職僅かに四ヶ月であつた。

山本内閣の辭職するや、十三年一月一日大命は樞密院議長清浦奎吾子に降下し、一月七日を以て新内閣は成立した。この内閣は貴族院の四派より成り、世人これを稱して特權内閣と云つた。當時、デモクラシーの思想が全國に瀾漫し、普通選舉の如きは既に議論の時代を脱して實行の時代に入りたる情勢にあつたから、その出現の事情の如何に拘らず時流に順應せぬ貴族院内閣の成立は政黨からの反抗を招いたばかりでなく、一般民衆の惡感情をも惹起したのである。(十三年)一月十一日都下新聞記者有志は各政黨の有志者を招いて時局相談會を開き憲政擁護の決議をなし、憲政會及び革新俱樂部は内閣の成立と同時に政府反對の立場をとるに至つたが、この場合世人の注意を惹いたのは吾が黨の態度である。

吾が黨はさきに高橋内閣時代改造・非改造兩派の軋轢を生じ、一時鎮靜してゐたが、この清浦内閣の出現と共に又兩派の抗争は再燃した。中橋派は衆議院の大多數黨たる吾が黨に大命降下せざるに不満を抱き高橋總裁の更迭を策した。一月十五日吾が黨は政府に對する態度を決するため最高幹部會を高橋總裁邸に開き協議すること六時間に及んだが、議纏らず、結局總裁の裁斷に待つことになつた。總裁は「自分は大局より見て現内閣を擁護すべきものに非ずと確信する」といひ、「君子はこれを己れに有して、而して後、これを人に求む、余、敢てこれを他に求めず」とて榮爵を一切

辭して衆議院の議席に就かんとするの決意を示すに及んで政府反對の黨議を決したのであつた。然るに非幹部派はこの黨議を歡ばず、直ちに中橋總務邸を中心として政府擁護派糾合の運動を開始し、十六日夜以來山本達雄・元田肇・中橋徳五郎・床次竹二郎の四領袖を始めとして續々脱黨するに至り、事務所を東京ステーション・ホテルに置き、新政黨樹立の準備に着手し、二十一日帝國ホテルに同志懇談會及代議士會を開き、二十九日結黨式を舉行し、黨名を政友本黨と稱することに決定した。かくの如くにして政友會は分裂した。本黨に走るもの百四十九名、殘留するもの百二十九名。本縣選出吾が黨議員は井上敬之助・安原仁兵衛・西村伊亮・中村喜平の四氏殘留し、吉村鐵之助氏獨り本黨に走つた。

政友會は分裂によつて旗幟鮮明となつたが、是よりさき十七日に緊急總務會を開いて結束を固め、十八日には高橋總裁は憲政會總裁加藤高明・革新黨首領犬養毅氏と三浦梧樓邸に所謂三黨首會合を行ひ「政黨内閣の確立を期す」といふ誓約を交はし、一方政憲革の三派少壯有志議員は一月十日には早くも護憲聯合運動の協定を遂げて、二十日には大會を開き、都下の各新聞も亦、貴族院特權者流の内閣組織に對して熾烈なる攻撃を開始し、政界には再び護憲の旗風が翻つた。

東宮殿下御成婚の御儀に祝意を表して休會せる議會は一月三十一日を以て再會せられたが、護憲三派は壓倒的多數を制したから即日解散せられた。次いで總選舉(第十回)は五月十日を以て舉行せら

れたが、その結果は左の如く護憲三派の勝利となつた。

|       | 新議會   | 舊議會       |
|-------|-------|-----------|
| 護憲派   | 一〇一   | 一二九       |
| 政友會   | 一五四   | 一〇三       |
| 憲政會   | 二九    | 四三        |
| 革新俱樂部 | 計     | 二七五       |
|       | 二八四   | 二七五       |
| 政府側   | 政友本黨  | 一一四       |
|       | 中正俱樂部 | 一四九       |
| 中立    | 實業同志會 | 二二(庚申俱樂部) |
|       | 無所屬   | 一四        |
|       | 八     |           |
|       | 一六    |           |

即ち護憲三派と言論機關との聯合勢力は容易に政府側を壓倒したのであつた。

本選挙に於ける滋賀縣の當選者は次ぎの如くであり、吾が黨は井上敬之助氏をはじめ兼松寅太郎・高井尙二・藤澤萬九郎の四氏を當選せしめ、依然として堅壘を誇つたが、前議員安原仁兵衛氏は第二區より立候補して惜くも次點となつた。

當選

次點

|     |                  |                  |
|-----|------------------|------------------|
| 第一區 | 六二〇 兼松寅太郎(政友會)   | 五四〇 西田與三郎(憲政會)   |
| 第二區 | 三、六四四 平井光三郎(中立會) | 三、五五七 安原仁兵衛(政友會) |
| 第三區 | 七、四五二 井上敬之助(政友會) | 六、八二八 清水銀藏(新革)   |
| 第四區 | 五、四四二 高井尙二(政友會)  | 五、〇〇三 園田半五郎(憲政會) |
| 第五區 | 四、四一二 堤 康次郎(中立會) | 四、〇八四 堀部久太郎(憲政會) |
| 第六區 | 七、六四三 藤澤萬九郎(政友會) | 五、六五八 舟橋秀雄(中立會)  |

茲に於て清浦内閣は六月七日辭表を捧呈し、後繼内閣組織の大命は、六月九日西園寺公の奏薦により、衆議院に於ける第一黨たる憲政會の總裁加藤高明氏に降つた。加藤氏は大命を拜受するや直ちに高橋總裁及び犬養氏を訪うて聯立内閣の承諾を受け、十一日新内閣は成立した。世人これを護憲内閣と稱した。

大正十三年六月二十四日、政友本黨は床次竹二郎氏を總裁に推戴し、翌二十五日を以て第四十九議會が召集されたが、本議會は政府黨の絶對多數を以て無事経過した。

ついで我が憲政史上に永遠に記念すべき第五十議會は大正十三年十二月二十六日を以て開會せられた。政府は組閣の精神に鑑み、成立當時より普選案の審査立案に着手し、その成案を得るや通常議會の召集を俟つてこれを議會に提出した。該案は吾が黨の要求により多少の修正を経てこれを可

決し、貴族院に送つた。貴族院は普選に反対といふよりは、内閣に對する反感が濃厚であり、遂に普選案に對して修正を加えたゝめに、兩院協議會となり、貴族院側は自説を固持して一步も譲らず、暗雲低迷したが、漸く一致點を發見して無事成立し、普選案は茲に兩院を通過するに至つた。また政府は樞密院の審議を経て貴族院令改正案を貴族院に提出し、貴族院はこれに對して多少の修正を加えたが、原案の大部分は同院を通過することを得た。かくて政府は護憲運動當時の公約に基き普選案及び貴族院令改正案を成立せしめることに成功した。

本議會開會中吾が黨出身の司法大臣横田千之助氏が急に逝去し、その後任に吾が黨の小川平吉氏が就任した。また大正十四年三月三十日農商務省が農林省・商工省に分設されるに及び高橋氏は兩相を兼攝することゝなつた。四月二日、豫て横田氏在世の時から辭意を決してゐたといはれる高橋總裁は加藤首相を訪うて、政友會總裁を辭任して新に田中義一大將を後任に推薦する意志あること、大臣を辭職すること、及び大臣の後任者は政友會より選任されべき等を申入れた。首相は内閣の分裂を虞れてその引留策に腐心したが效なく、一方吾が黨に於ては四月十日田中氏を總裁に推薦するに至つたから、首相は更めて田中新總裁の入閣を希望し、再三會見して交渉したが、遂に承諾を得るに至らなかつた。しかし同月十七日副總裁野田卯太郎氏を商相に、岡崎邦輔氏を農相に任じて、漸く協調を保つたのであつた。しかるに政界の動搖はこれを以て鎮靜するに至らず、五月十日には

革新俱樂部は分裂し、犬養氏をはじめ革新俱樂部の多數は中正俱樂部の有志と共に政友會に合同した。これがため犬養氏は遞相を辭任し、憲政會の安達氏がこれに代り、茲に護憲三派内閣は二派内閣となつた。

政憲の關係はさきに田中總裁が入閣せざると否とに拘はらず責任を以て現内閣の政策を支持援助すべきを約したが、その後漸次疎隔し、政友會少壯代議士及び院外團は大會を開いて政府の施設を批判し、且つ「協調の爲め吾黨是を枉ぐるを許さず」と決議するに至つた。吾が黨の長老等はそれにも拘はらずよく協調を維持してゐたが、七月三十日税制整理案が閣議に上程せられるに及び兩派の正面衝突となり、加藤内閣は三十一日遂に總辭職を執行するに至つた。

然るに八月一日大命再び加藤氏に降り、政友會出身の各大臣のみ辭職を聽許され、憲政會の單獨内閣が成立した。茲に於て政友會及び政友本黨の有志中兩黨の提携を策するもの現はれ、田中・床次兩總裁の會見となり、提携問題に就いて種々意見を交換し、兩黨相結んで議會に臨むことゝなつた。

第五十一議會は大正十四年十二月二十五日召集された。議會前まで順調に行くべく見えた政本提携は端なくも常任委員長問題で暗礁に乗り上げ、一轉して憲本提携が成立した。然るに政友本黨に於ては飽くまで政本合同を圖り、憲政會と通するを欲しない分子があり、中橋顧問を擁して同志を



糾合し、遂に十二月二十九日吉植・鳩山氏等をはじめとして二十六名は政友本黨を脱して同交會を結成した。

十五年一月二十二日、加藤首相は病のため衆議院を辭して歸邸したが漸次に革まり、二十六日若槻内相首相臨時代理を仰付けられ、二十八日首相の容態俄かに急變し、遂に薨去した。翌日若槻氏は憲政會の第二代の總裁に推戴せられ、同日同氏に對して後繼内閣組織の大命降下し、翌三十日若槻内閣は成立した。首相の内相兼任の外閣員悉く留任した。

一方政友會・同交會の合同問題は一月二十七日に至つて兩派の間に大體の了解を遂げ、偶々加藤首相の薨去するありて、一時停止したが、二月四日兩派幹部の會合を以て合同の準備を整へ、八日に至つて正式に合同の手續をなし、十一日代議士會を開いて各々これを承認した。かくて政友會は百六十名となり、憲政會の百六十四名に比して僅に四名の差となつた。

この年四月、本縣に於ては吾が黨の代議士藤澤萬九郎氏の逝去による補缺選舉に於て、吾が黨は吉村平三氏を立候補せしめ憲政會の田中養達氏と戦つたが僅少の差を以て惜敗した。

若槻内閣は議會後仙石鐵相の辭職を見るに及んで憲本の聯立内閣を企てたが、本黨はこれを肯んじなかつた。豫て御不豫中の大正天皇は此の年十二月二十五日遂に崩御あらせられ舉國哀悼の涙に暮れた。ところが十五年八月に突發した朴烈事件について政友本黨は俄かに政府を攻撃し、同年の

第五十二通常議會に於ては昭和二年一月二十日朴烈事件・松島事件及び不景氣問題を中心として政本聯合の内閣不信任案を提出するに至つた。然るに事態は議會解散へ進まずして、三日間の停會となり、更に同日三黨首の會見となつて

新帝新政の始めに當りお互に政治の公明を望むを以て今後は各自黨員を戒飭して言論を慎み益々國民の議會に對する信頼を厚くすることに努むべし

なる申合の下に、何事かの妥協が行はれ、政争は休止となり、不信任案は撤回せられた。この申合せがあつて間もなく、即ち一月二十五日、憲政會及び政友本黨の幹部は憲本聯盟の約を結び左の覺書を交換するに至つた。

一、兩黨一致結束して強固なる聯盟を約しもつて政局の安定を維持すること

一、聯合政務調査會を設置し重要政策を協定すること

一、次期の總選舉に相互の地盤を協定し聯盟候補者の必勝を期すること

この所謂憲本聯盟は憲政會内閣の壽命をこの上多少にても持續せんとする憲政會側の未練と、次期政權を手に入れんとする政友本黨側の野心に出でたるものであつて、吾が黨はこの陰謀を目して政權獲得組合を作り表面を飾つて元老を強要せんとするものとなし、今後は唯一の在野黨としての機能を發揮し國民の期待にそはんため、内部の結束を強固にし所信に向つて邁進すべきを明かにし

た。

茲に於て吾が黨滋賀縣支部は三月二日役員會を開き、政黨政治の危機を救ふは獨り吾が黨あるのみとなし、左の如く宣言を發して、吾が黨本部を激勵するところがあつた。

暮夜國政を談じ暗裡危策を弄す 眼中政權ありて腹裡濟民の策なし 即ち朝に吳人と手を携へ夕には越人と相結ぶ 斯くの如きの徒中央政界に翱翔し而かも政黨の要路に立つ 政界の事實に言ふに忍びざるなり 此の滔々たる濁流の間に立ちて晃々たる崑山の珠玉政界の砥柱として眞に經濟民の大策を樹つるもの天下獨り我黨あるのみなる事を信じて疑はざるなり 惟ふに政黨存立の要は經濟民の大策を樹立し之れを多數國民と共に實行するにあり 故に政黨の進歩は至純至正ならざるべからず 彼の左に媚び右に依り政權爭奪に汲々たるが如き或は秕政百出政權の命脈已に亡びて尙其形體を固守し國政を閑却して黨勢維持に没頭せるが如き共に是れ根柢に於て政黨存立の要を忘れたるものと言はざるべからず 此の國家憲政の一大危機に際して我黨は深く國家の現状を憂ひ國民生活の實情に鑑み經世の大策を提げて立ち之れを國民の力に倚りて國民と共に實行し以て眞個政黨政治の實を擧げ昭和の政界に處せんとす 其任眞に重且つ大なりと云ふべし 本支部は茲に特に我黨本來の使命を宣し以て天下に致すと共に我黨本部を督勵せんとす かくの如き情勢のうちにも、さきの三黨首申合せの精神により、第五十二議會は兎に角終了を告

げたが、しかし、片岡藏相が三月十四日、衆議院豫算總會に於て震災手形損失補償公債法案に關する答辯中、「今日晝頃東京の渡邊銀行が休業した」と述べたのが動因となつて財界の混亂を惹起するに至り、若槻内閣はその善後處置中臺灣銀行救濟案が樞密院に於て否決せられるに及び、遂に四月十七日辭表を捧呈するに至つた。

若槻首相は後繼内閣組織者として床次竹二郎氏を奏薦したといはれるが、同十九日大命は田中政友會總裁に降り、二十日組閣を完了した。大正十一年六月高橋前總裁の辭職以來五代の内閣を経て茲に再び政友會の單獨内閣が成立することゝなつた。

田中内閣成立の翌二十一日十五銀行の休業に端を發して財界は再び極度の混亂に陥り、政府は二十二日全國に三週間モラトリアムを施行してその鎮靜をはかり、全國の各銀行は二十二・二十三兩日臨時休業を行つてこれに應じた。政府は五月四日臨時議會を召集して財界混亂の善後策を講じ、人心の安定をはかるところがあつた。この議會に於ては吾が黨は提携せる憲本兩黨の二百三十名に對して百六十六名の少數黨であつたが、問題の性質上議會は無事同九日を以て閉會した。尙ほ議會開會前日、憲政會所屬議員百六十一名、政友本黨所屬議員六十九名、及び新正俱樂部無所屬議員各一名を以て議會内に於て新黨俱樂部を組織した。かゝる議會に於ける分野は來るべき通常議會に解散を避け得ざる形勢を示し、且つ次ぎの總選舉は我が國最初の普選によると定められてゐたから、

憲政會と政友本黨との合同準備は急速に進捗し、六月一日兩黨は合同して立憲民政黨の結黨式を舉行し、濱口雄幸氏を總裁に推戴した。この合同過程に於て政友本黨の元田・川原氏等十數名は政友會に復歸するに至つた。

この年八月十日、吾が黨滋賀縣支部長代議士井上敬之助氏は宇治黃檗山萬福寺に於て溘焉逝去し、同月十八日大津近松別院に於て吉田羊治郎氏葬儀委員長として葬儀を執行した。氏は夙くより縣政界に馳驅し、支部黨勢の基礎を確立すると共に政友會總務として中央政界に重きをなした。

井上代議士の逝去により九月補缺選舉執行せられ、吾が黨は曩に政革合同に依り吾が黨に合流した清水銀藏氏を擁立し無競争にて當選せしめた。

昭和二年十二月二十六日に開會された第五十四議會に於ては政友會百九十名に對し、民政黨は二百十九名に上り、反政府黨が多數を占めてゐたのみならず、田中内閣は既に解散を決意してゐたから、三年一月二十一日休會明けの議會に於て首相・外相及び藏相の演說の後、直ちに議會を解散した。而して普通選舉による最初の總選舉は二月二十日に行はれたが、その結果は政友會二百十九名、民政黨二百十七名といふ大接戦を以て兎に角吾が黨の勝利に歸し、茲に勢力伯仲する二大政黨の出現となつた。尙は無產黨はこの普選を目ざして進出し、社民四、日勞一、勞農二、地方無產一、計八名の代議士を議會に送つた。その他實業同志會四、革新黨(昭和二年六月三日結黨)三、中立一五といふ分野を

示した。

滋賀縣に於ては本選舉より全縣一區となり定員は五名に改正された。吾が黨は清水・安原・富田・丸橋の四氏を候補に立て、民政黨の堤氏等五名及び實業同志會の堀部氏等と戦ひ、遂に三名を當選せしめて勝利を収めた。その結果は次ぎの如くである。

|           |               |
|-----------|---------------|
| 一六、七〇〇    | 清水 銀藏 (政友會)   |
| 一五、五八一    | 安原 仁兵衛 (政友會)  |
| 一五、〇〇八    | 堤 康次郎 (民政黨)   |
| 一四、八八五    | 田 中 養 達 (民政黨) |
| 一三、六九一    | 富 田 八 郎 (政友會) |
| 次點 一二、四六一 | 堀部久太郎 (實業同志會) |
| 一〇、九九四    | 青 木 亮 貫 (民政黨) |
| 八、七五八     | 橋 本 二 郎 (民政黨) |
| 六、〇八七     | 平井光三郎 (民政黨)   |
| 五、五〇一     | 丸 橋 茂 平 (政友會) |

總選舉後の第五十五議會は以上の如き政黨の分野であつたため、議會に於ける決定權は小黨派殊

に中立の明政會の握るところとなつて、殆ど二大政黨による中立議員の爭奪を以て終始した。議會中鈴木内相辭職し、望月遞相内相に轉じ、久原房之助氏新に遞相に就任したが、久原氏の入閣は閣内及び黨内に物議を惹起し、遂に水野文相の辭職となつて所謂優待問題を發生せしめるに至つた。

この年八月一日、民政黨顧問床次竹二郎氏は、濟南事件に關聯する支那問題を理由として單身民政黨を脱し、同月十一日新黨俱樂部を組織したが、これに参加した民政黨代議士數は二十五名に及んだ。次いで九月に入り民政黨内に再び動搖を生じ、數名の除名者及び脱黨者を出すに至り、これ等は憲政一新會を組織した。

昭和三年十二月二十六日に開會された第五十六議會は以上の如き情勢の變化により政黨分野は政友會二百二十名、民政黨百七十二名、新黨俱樂部三十名、憲政一新會七名、明政會四名、實業同志會三名、革新黨一名、無産黨八名、無所屬十四名となり、決定權は新黨俱樂部の手に握らるゝことゝなつた。田中内閣は憲政一新會を準與黨となし、新黨俱樂部と提携することによつて衆議院を通過したが、貴族院の反對氣勢強く、地租營業收益稅地方委讓法案をはじめ多くの重要法案は否決乃至審議未了の運命に遭つた。

それ故に議會後に於ける田中内閣の進路は極めて困難なものとなり、四年六月不戰條約の批准手續は漸く終へたのであるが、前年滿洲に突發せる某事件が端なく黨争の具に供せられ、遂に政治問

題化するに至り、田中首相は七月二日輔弼の重責に顧みて骸骨を乞ひ奉つた。在職二年二月餘であつた。

茲に於て同日、内閣組織の大命は民政黨總裁濱口雄幸氏に降り、即日組閣を完了して同夜親任式が行はれた。

同月六日、かねて吾が黨と合同の議熟せる新黨俱樂部は解散し吾が黨に合流するに至つた。

この年九月二十七日、吾が黨總裁田中義一男は急病を以て薨去された。よつて十月七日、犬養毅氏は第六代政友會總裁に推戴せられた。

濱口内閣は十一月二十一日、明年一月十一日を以て金解禁を行ふ旨大藏省令を以て公布した。これに備えて政府は組閣以來極端なる緊縮政策を執つたため、物價は暴落し、殊に米價と繭價の下落のため農家は非常なる衰微に陥り、又地方に於ける政府事業の中止或は繰延を行つた結果失業者が増加し、一面消費節約を勵行した結果商品の賣行は不振となり、多數の商工業者は生活難に陥るといふ状態で國內一般に深刻なる不景氣に沈淪するに至つた。かゝる際に政府は議會の休會明けを俟つて解散し、昭和五年二月二十日を以て總選舉を執行した。その結果は意外にも吾が黨の大敗に終り、民政黨は絶對多數を占めるに至つた。即ち吾が黨は解散當時の二百三十七名より百七十四名に激減し、民政黨は百七十三名より二百七十三名に増加し、無産各派五名、國民同志會六名、革新黨

三名、中立五名といふ分野となつた。

本縣に於ても民政黨の壓倒的勝利に歸し、吾が黨は僅かに清水銀藏氏を當選せしめ得たに過ぎず、未だ曾て見ざる不振の状態を現出した。その結果は左の如くである。

|     |        |              |
|-----|--------|--------------|
| ・當選 | 二九、五〇四 | 青木亮貫(民政黨)    |
|     | 二七、四四四 | 堀部久太郎(實業同志會) |
|     | 二一、七九二 | 堤康次郎(民政黨)    |
|     | 二〇、八五〇 | 田中養達(民政黨)    |
|     | 一七、一三〇 | 清水銀藏(政友會)    |
| 次點  | 一一、八四四 | 堀田義次郎(政友會)   |

爾來濱口内閣は絶對多數を擁して政情の安定を得たものゝ如くであつたが、その施政悉く正鵠を缺き、外には國威萎微して振はず、内には財界は瀕死の窮狀に陥るなど國歩艱難を告げつゝあつたが、十一月十四日濱口首相は東京驛に於て佐郷屋留雄のために狙撃されて重傷を被り、幣原外相が臨時首相代理となつた。同年の議會は絶對多數の勢威を驅つて押切つたが、濱口首相の負傷は回復捗々しからず、遂に總辭職を執行し、その後繼者として若槻氏に大命降下し、昭和六年四月十四日第二次若槻内閣が成立した。陸軍・海軍・文部・商工・拓務の諸大臣は新任されたが、その他は前

關係留任し、濱口内閣の延長たる民政黨内閣であつた。

この年九月十八日滿洲事變が勃發して時局は急激に重大化し、何等經綸の見るべきものなき民政黨内閣はその重責に堪ふべくもなく、絶對多數を擁しながら朽木の倒るゝ如く土崩瓦解し去つた。時に昭和六年十二月十三日。後繼内閣組織の大命は吾が黨總裁犬養毅氏に降り、同十五日を以て政友會内閣は成立を見るに至つた。

七年一月八日、觀兵式より還御の鹵簿に不敬漢現はれ直ちに逮捕された。犬養内閣は恐懼して辭表を捧呈したが、九日優詔を拜受して内閣は留任に決した。

内閣成立前後の情勢は昭和七年一月十四日の吾が黨滋賀縣支部總會の宣言をして語らしめよう。多年國民の翹望せし犬養内閣は、舊臘末未曾有の失政を繰り返して遂に絶對多數を擁して、空しく崩壊せる民政黨内閣の後を享けて成立せり。

時局重大にして國歩艱難なる秋、之が任に堪ゆるもの、只犬養内閣を措いて他にあらざるは吾人の夙に唱導せし處なり、而して大命を拜し組閣に當り、將に一步にして、政黨政治の逆轉を見んとする憲政の危機に際し、世論の囂々を排し、斷乎敢然として、吾黨を以て單獨内閣を組織し、一舉政黨政治をして千鈞の重を加へしめたるは眞に犬養内閣の眞骨髄を發揮せしものと謂ふべし、犬養内閣は組閣の日、直に金輸出再禁止を斷行し瀕死の財界に活路を求め、以て不安と衰退の國

民經濟を救濟せんとする、其迅速にして大膽、而も機宜に適せるの處置、眞に國民の期待に反かざるものにあらずや。

殊に滿蒙問題に至りては國論の赴く處斷々乎として之が遂行を期し、組閣以來漸次其歩を進め今や滿蒙の治安は完全に維持されんとす、亞米利加の提言、英佛の策動の如き現内閣にとりて何の痛痒をや感ぜん、吾人は常々自主的外交を以て帝國の使命を果さんとするの概を示せる政府の意氣に甚大の信頼を拂はんとす。

犬養内閣の組閣以來月餘にして、既に當面の急を救ひ、日に其の効果を招來しつゝあり、吾黨多年の主張を實現し、昭和の新政に貢獻せんとするの一事に至りては、現内閣の根本的使命にして、事元より今後に屬し、更らに一大決心を以て之に當らざるべからず。

産業立國と地方分權は吾黨主張の二大精神たるは、今に於て贅するを要せず、而して之に因りて既に十大政綱を定め、之を基礎として行はんとする主要政策は、外にしては、對支問題の根本的解決と東洋問題の解決なり、内にしては産業五ヶ年計畫の遂行と行政の根本的整理なり、國民精神の作興、綱紀の肅正に至りては、蓋し犬養内閣の使命中、最も重大なるものたるを疑はず、吾人は飽迄、現内閣を督勵し、援護して之れが遂行を期せざるべからず、吾人の任務亦重い哉。

昭和七年一月二十一日、休會明けの議會を解散し、同二月二十日總選舉を執行した。その結果は

吾が黨の壓倒的勝利に歸して當選者三百餘名の絶對多數を占め、前回總選舉の敗戦に報る、民政黨とその所を更へた。

本縣に於ける選舉の結果も無論吾が黨の大勝であつて、清水・服部・仙波の三氏が當選した。

|           |            |
|-----------|------------|
| 當選・二三、六八八 | 清水 銀藏(政友會) |
| 二〇、四九五    | 服部 岩吉(政友會) |
| 一九、八六一    | 堤 康次郎(民政黨) |
| 一七、六五一    | 仙波 久良(政友會) |
| 一六、二八八    | 青木 亮貫(民政黨) |
| 次點 一三、九六七 | 橋本 二郎(民政黨) |
| 八、八九五     | 田中 養達(民政黨) |

犬養内閣は成立以來内外に向つてその施策を進めつゝあつたが、一月二十八日上海事變突發してより日支兩國は全面的衝突の兆を生じ、時局は愈々重大化を加えた折柄、國內に於ては革新勢力の暴發頻りにして井上準之助・岡琢磨の兩氏相踵いで兇漢に狙撃せられて薨じ、遂に五月十五日數名の青年將校は首相官邸に闖入し、白日の下犬養首相を射殺するに至つた。所謂五・一五事件が勃發した。

## 第六章 鈴木總裁時代より發展的解黨まで

白晝官邸に於て一國の總理が青年將校の一團のために射殺されたといふ我が國未曾有の不祥事の勃發は全國民を震駭せしめたが、當局は直ちに適宜の措置を講じて國民の不安を除き、翌十六日大藏大臣高橋是清氏は臨時首相を兼任した。而して同日内閣は總辭職をなし、その後繼内閣の性質に關しては諸議紛々たるものがあつた。政友會に於ては後任總裁に推戴された鈴木喜三郎氏は單獨政友會内閣を主張したが、黨内に於ても森恪氏一派は舉國一致内閣を唱へる状態であつた。元老西園寺公は諸方面の情勢を顧慮した後、海軍大將齋藤實氏を奏請し、事件後十日餘を経た五月二十六日に漸く齋藤内閣が成立した。齋藤内閣は舉國一致を標榜し政民兩黨の代表を入閣せしめはしたが、これより政黨政治は挽歌を奏しはじめた。

齋藤内閣は成立後間もなく六月一日より第一次臨時議會、八月二十二日より第二次臨時議會を開き時局匡救決議案を通過せしめ、當時經濟恐慌の打撃を最も大きく受けた農村、殊に東北北海道等の凶作地方の救済に努力した。またこの春以後、生糸の値上りをみたことは農村の不安氣分を拂ふについて大いに與つて力があつた。都市方面に於ても金本位停止による圓爲替暴落のため輸出が旺

盛となり、また赤字公債による軍需インフレが起つたことは、一種の變態景氣を生ぜしめた。外に滿洲事變によつて惹起された國際情勢の緊張が次第に緩和されてゆき、我が國が聯盟を脱退しても聯盟は豫想された經濟的制裁を行ひ得ず、第一次臨時議會中、即ち六月十四日滿洲國承認決議をなし、九月十五日、事變の一周年を前にして日滿議定書が交換せられ、また内田焦土外交に代るに廣田協和外交の登場があつて、我が國を繞ぐる國際環境が稍々改善された。また軍部首腦者が自重的に傾き部内の空氣も漸次靜觀的になつて行つた。かくの如くして五・一五事件によつて受けた大衝撃も漸く薄らぎ、舉國一致態勢を以て内外の非常局面打開に進みつゝあつた。

この年八月、さきに民政黨を脱黨せる安達謙藏氏等の組織せる國策研究俱樂部は國民同盟と稱し、十二月二十二日安達氏はその初代總裁に就任した。

昭和八年一月十一日、吾が黨滋賀縣支部總集會に於て次ぎの宣言を發してゐる。以て當時の情勢を窺ひ得るであらう。

今や時局は極めて重大にして、さきに二回の臨時議會を経、銳意政府を督勵し、應急の施設を行はしめ、幸に瀕死の窮境を脱するを得て漸く景氣の恢復を示さんとするも、而も尙ほ未だ國民生活の不安、思想の動搖、國民精神の頹廢甚しきあり、而して又滿洲國の獨立、國際聯盟の推移、對支問題の錯綜等、内外容易ならざるものあり、眞に非常の秋と云ふ可し。

吾人は深く時弊の根源を究め夙に國策の大本として産業立國を提唱し、庶政一新の急を力説せり、蓋し東洋平和の大策は産業立國の精神たる共存共榮によりて恢弘せらるべく、國民經濟の充實は産業の發展によりて庶幾すべし。時局の進展に伴ふ國費の増加は當然の歸結にして必ずしも惧るゝに足らずと雖も、之を支辨するには確固たる財政計畫に準據すると共に一大決意の下に地方分權の精神に基き行政税制の整理を行ひ以て國政の一新を期すべきなり。

若し夫れ憲政の本義に至りては吾黨主唱の根幹にして多年の精進と努力一に之れが爲めに外ならず、吾人は速に政黨政治を完成せしめ以て國民精神の緊張を期すべきのみ。』

- 又次ぎの五項目を決議してゐる。
- 一、政黨政治の確立を期す
  - 一、産業政策を確立し國民經濟の充實を期す
  - 一、金融の圓滿爲替の安定低利政策の徹底を期す
  - 一、地方自治を確立して行政の根本的整理を期す
  - 一、税制を整理し國民負擔の均等を期す

この年十一月十九日立憲政友會近畿大會が天津市縣公會堂前に開かれ、鈴木總裁をはじめ、内田信也・前田米藏兩顧問、今井健彦總務以下本部特派員等臨席し、近畿の吾が黨員五千名來會し空前

の盛況裡に左の決議を可決した。

- 一、憲政の本義を確立して、人心を一新し、以て綱紀の振肅を期すべし
- 一、自主的外交の下に善隣の計を樹つべし
- 一、世界の大事と國力に對應して、國防を充實すべし
- 一、世界の經濟戰に對應すべき産業政策を確立すべし
- 一、米價引上げを斷行すべし
- 一、地方自治の確立を斷行し以て行政の根本的整理をなすべし
- 一、教育制度の改革を實行すべし

ついで鈴木總裁は、聖旨を奉戴し昭和維新の完成に邁進すべき旨の演説を行ひ、大いに黨員を鼓舞激勵した。又今井總務は「憲法政治排撃、政黨政治否認の聲あるも、今日この大會の盛況こそは吾黨の政策主義主張に共鳴し國家國民を思ふの熱情の結晶として慶賀に堪へない、憲法政治を否認するものは明治大帝の大御心を冒瀆し奉るもの、憲法政治を排して何によつて國民はその總意を反映すべきか、今日國家の負托に任ずるものは吾黨より他にない」旨を演説し、終つて萬歳を奉唱して幕を閉じた。同夕支部主催の歡迎懇親會を紅葉館本館に於て催すと共に、南小學校講堂に演説會を開き、木村正義・木暮武太夫・世耕弘一・犬養健各代議士は交々吾が黨の主張或は國政に對す



る所信を獅子吼し、聴衆堂に溢るゝ盛況を呈した。

昭和九年七月三日齋藤内閣は帝人事件によつて総辭職を行ひ、後繼内閣組總は岡田啓介大將に降下し、同八日を以て新内閣は成立した。吾が黨はこれに對して靜觀的態度を持ち、黨員の入閣を禁じ、閣外より協力すべきを黨議を以て決定した。當時の國內事情を見るに、米價の値上り・米價騰貴・農村匡救事業の進捗・輸出及び軍需インフレ等によつて一時切迫せる經濟的危機は大いに緩和されたかに見えたが、五・一五事件以來益々昂揚せる國家革新的論議は愈々活潑化し、政狀の混沌・社會の不安は層一層深刻に趨きつゝあつた。偶々昭和十年二月、第六十七議會に於け江藤源九郎代議士の質問を契機として、天皇機關説排撃運動の幕は切つて落され、岡田首相は信念薄弱にして答辯盲怪を極めたる結果、吾が黨内にも久原房之助氏一派の所謂明徴派を生じて内閣の倒壞運動を激發せしめた。議會に於ても三月二十日衆議院は「國體に關する決議案」を提出し、吾が黨鈴木總裁は親ら登壇してこれが提案理由を説明し、全會一致を以て可決された。然るに議會終了後政府は適宜の處置を執らず、この問題を有耶無耶に流さんとし、誠意の片鱗さへ見る能はざるを確信したるため、吾が黨は愈々倒閣に決定し、吾が黨主催を以て日比谷公會堂に、機關説排撃の大演說會を開き、忽ち該問題の輿論は燎原の火の如く全國に漲り、中央・地方の郷軍より各愛國團體等一齊に立上り、遂に第六十八議會開會劈頭吾が黨は單獨該問題を提げて政府に肉迫し、鈴木總裁登壇して内

閣を彈劾し、十一年一月十一日を以て議會は解散された。吾が黨は直ちに萬全の準備を整へ、旗鼓堂々二月二十日の總選舉に臨んだ。その結果は云ふまでもなく議會の大勝となり、議會に基礎を有せざる岡田内閣の弱體を遺憾なく暴露した。

本選舉に於ける滋賀縣の成績は次ぎの通りであり、吾が黨よりは森・服部兩氏を當選せしめたが、支部長清水銀藏氏は不幸落選するに至つた。

| 當選      | 得票     | 候補      | 所属         |
|---------|--------|---------|------------|
| 堤 康次郎   | 三三、〇六六 | 堤 康次郎   | (民政黨)      |
| 青 木 亮 貫 | 二〇、六九八 | 青 木 亮 貫 | (民政黨)      |
| 森 幸太郎   | 一五、六四一 | 森 幸太郎   | (政友會)      |
| 田 中 養 達 | 一四、〇二〇 | 田 中 養 達 | (國民同盟)     |
| 服 部 岩 吉 | 一三、三七六 | 服 部 岩 吉 | (政友會)      |
| 清 水 銀 藏 | 一一、六三〇 | 清 水 銀 藏 | (政友會)      |
| 田 中 久 平 | 一一、五二九 | 田 中 久 平 | (民政黨)      |
| 仙 波 久 良 | 七、二二五  | 仙 波 久 良 | (政友會)      |
| 梅 澤 次 作 | 五、二四五  | 梅 澤 次 作 | (滋賀勤勞民衆同盟) |

然るに政戰漸く收まれる二月二十六日、我が國未曾有の大不祥事、所謂二・二六事件が勃發した。

即ち在京陸軍一部隊は帝都を襲撃して齋藤内大臣、渡邊教育總監を殺害し、鈴木侍從長・高橋藏相に重傷を負はしめ（高橋藏相は同日薨去）、次いでこれ等叛亂軍は麴町永田町附近に位置してその内外の交通を遮断するに至つた。叛亂勃發直後、岡田首相の即死が傳へられたので、急遽參内した各閣僚は閣議の結果、後藤内相の總理大臣臨時代理の御裁可を得、續いて同夜總辭職を決定した。陸軍は治安維持のため戦時警備令を施行し、翌二十七日東京市全部に戒嚴令を布かれ、二十九日午後に至り叛亂全部隊の歸順を以て全く鎮定を見るに至つた。かくて四日間に亘り帝都の空を掩つてゐた暗雲は霽れ渡つたのである。

三月五日後繼内閣組織の大命は外相廣田弘毅氏に降り、八日を以て新内閣は成立した。首相は危機突破の方策として庶政一新を唱へ、國民生活安定を包含するいはゆる廣義國防論を高調した。一方陸軍は擧げて未曾有の不祥事件に對する責任を痛感し、責任者の處分を行ひ、八月一日には廣汎なる大異動を發令し、所謂肅軍人事を敢行し、一應の結末を見るや、九月二十一日永野海相を誘ひ、陸海軍共同案として行政改革・國民生活安定・對滿國策確立の三内容を有する庶政一新を政府に要求した。廣田内閣はこの要求を受けて大いに衝撃を感じ、所謂四相會議及び五相會議を設けて庶政一新につき議するところがあつた。偶々十月末に軍部の抱く議會制度に對する改革案なるものが流布され、政黨その他に非常なる衝撃を與へ、世論の鼎沸を來たし、吾が黨出身の前田鐵相は議院政

治を死守せんといひ、島田農相は議會政治否認の言説に對しては憲政の本義に則つて斷乎これを排撃すべしといひ、端なくも吾が黨はもとより各政黨政派を反撥せしめ、政界各方面に論議の種を蒔き、一種の政局不安を生ずるに至つた。寺内陸相はこれに鑑み、十一月六日の閣議に於て・軍部が抱懐する議會制度に關する意見に就き、特に誤解なからしめんがためにその所信を闡明し、又政黨側と會見して釋明するところがあつた。

しかするうちに第七十議會は十二月二十四日を以て召集された。本議會は時恰も憲政實施五十周年に當ると共に、新裝の議事堂に於ける最初の議會といふ歴史的意義を有し、更に二・二六事件後に於ける廣田内閣の實績が粗上に乘せられ、尨大三十億餘の豫算を始めとして増稅案・電力統制案等の重要問題が山積してゐる外、更に外交問題、行政機構改革問題、肅軍問題等があるので頗る活潑な論戰が展開されるのであらうと期待せられた。果せるかな、十二年一月二十一日、休會明けの衆議院本會議に於ける吾が黨の濱田國松氏の質問演説に關聯して、同夕院内に開かれた緊急閣議の結果、政府は同日の議場に於ける言論に顧み、二十二日より二日間の停會を奏請し、二十二日停會の詔書が公布された。政府は同日午前の閣議に於て斷乎解散の方針を決定したと傳へられ、世論は擧つて停會の理由なきを説き、解散は愈々非立憲なりとした。永野海相は政民兩黨と陸軍との正面衝突の事態を深慮し、同日夜に至り調停に乗り出したが、陸軍側の態度は依然強硬一點張りて、妥

協苟合絶対排撃の不變の方針を堅持したので、遂に廣田内閣は二十三日午後總辭職をなすに至つた。この年一月十一日、吾が黨滋賀縣支部總集會に於て發せし宣言によつて當時の情勢を知り得るであらう。次ぎの通りである。

### 宣 言

昨春帝都に起りし不祥事變は上至尊に對し奉り、實に恐懼措く所を知らず、朝野爲に震駭人心恟々として其の歸趨に迷ふ、我黨は時局の重大なるに鑑み、廣田内閣を援け以て肅軍の達成と庶政の一新を期したり。

然るに現内閣の施政は首尾一貫を缺き、徒らに新らしきを囂し題目を羅列するに汲々として庶政一新の見るべきものなし。抑も政治の要諦は内に國民の生活を安定し、外に國威の發揚にあり、外交の目標は列國と親交を敦ふし、東洋平和を確立するにあり。吾が黨此に鑑み現内閣に對し庶政一新の先決は外交國策の確立にありと強調しつゝある所以なり。

然るに何ぞや對支外交は折衝三ヶ月を費すも、無爲にして遂に我が眞意を諒解せしむるに至らず、東亞の危機愈々深きを加へんとす。之れ吾人の衷心遺憾とする所なり。國防の充實は産業の興隆と併立せざるべからず。従つて國費の膨脹は免れず。之れに伴ふ税制の改革は認むべきも現内閣の發表したる對策は果して國民の税課均等を期し得るや。將た又地方財政を減殺して地方衰

微を招來し其の基礎を破壊せざるなきか。更らに増税の大半を大衆課税によらんとするが如きは正に國民生活を脅かすものと言ふべく、我等の斷じて看過する能はざるところなり。今や帝國は内憂外患交々來り國歩愈々多難にして國家民人の一大覺醒を要すべき秋に際會すと雖、光輝ある我が國體は萬古不易にして、君民一如は儼然たり。國民各階其の分を慎遵し以て時局に善處すべきなり。

最近一部に欽定憲法の尊嚴を顧みず、恣に議會の權限を縮少し、或は政黨政治を否認せんとするが如き聲あり。憲政擁護のため奮起せざるべからず。若し夫れ官僚の徒輩が統制に藉口して軍部の陰に隠れて其の勢力扶植に暗躍するが如きに至りては、寸毫も寬恕すべきにあらず。此に當支部年次大會を開き所信を宣す。

### 決 議 (甲號)

- 一、政黨政治の確立を期す。
- 一、外交の自主的徹底を期す。
- 一、人權尊重を基調とする司法制度の改善を期す。
- 一、國民負擔の均衡を期し農商工の振興に努力す。
- 一、自治制度に適合したる税制の改善を期す。

一、地方分権の確立を期す。

決 議（乙號）

一、近江神宮の創建を期す。

一、關ヶ原木之本鐵道線の達成を期す。

一、琵琶湖築堤に反対し治山治水の徹底を期す。』

昭和十二年一月二十五日、宇垣一成大將は廣田内閣總辭職のあとをうけて後繼内閣組織の天命を拜し、直ちに組閣に着手し、先づ陸相の詮衡について百方手を盡したが、陸軍首腦部の反対によつて組閣難に陥り、二十九日遂に天命を拜辭するに至つた。茲に於て組閣の天命は林銑十郎大將に降下した。林大將は直ちに組閣に着手し、陸相に中村孝太郎中將、海相に米内光政中將を得、政黨に對しては吾が黨の中島知久平氏を商相兼鐵相に、民政黨の永井柳太郎氏を文相兼拓相として入閣の内交渉を試みたが、いづれも離黨を條件とせるため入閣を拒絶し、獨り山崎達之輔氏は昭和會を離れて入閣し、二月二日を以て辛うじて成立した。かくして林内閣はその成立の當初に於て、政黨側とは正面から對立することゝなつたのである。

内閣成立直後の議會は準備整はざるの故を以て停會につぐに停會を以てし、漸く二月十五日に至つて再會せられた。吾が黨及び民政黨は連繫して、時局の重大性に鑑み、暫く林首相組閣の方針に對する糺彈の手を緩ふし、豫算案及び重要法案の審査進行を第一義として協調努力し、再會以來四十七日間の短期間に、十四億餘の巨額の國防充備計畫を含む二十八億餘の大豫算を始めとして、八十三件の多數に上る政府提出法律案中四十八件まで成立せしめ、審議未了のものも最終日には本會議に於て半數以上は通過すること明白であつた。かくの如く在野二大政黨の國家本位に出發した眞剣な努力によつて議事は順調に進んだにも拘はらず、林内閣はこの顯著なる事實を無視し、「最近衆議院に於ける審議の状況は極めて誠意を缺く」と發表し、最終日の三月三十一日、無謀にも非立憲極まる解散の斷行を敢へてした。

かくて有害無益なる解散をうけて、國民は一齊に起つてその責任を問ふの態度に出で、四月三十日を以て執行せられた總選舉の結果、林内閣を非難攻撃する議員が衆議院の八割以上を完全に占めることゝなつた。各政派の分野は吾が黨百七十五名、民政黨百七十九名、社會大衆黨三十六名で、その他中立を含む林内閣反対派は四百餘名に上り、林内閣支持派は昭和會の十八名、國民同盟の十一名その他を合して僅かに四十餘名、愛國主義陣營の東方會も十一名を得たが、これは林内閣反対を標榜してゐたのであつて、林内閣の完全なる敗北であつた。

本縣に於ける成績は左の如くであつて、前回の結果と同様であり、縣民の政黨支持の輿論を明かに反映せしめた。

| 當選         | 得票     | 候補         | 得票     |
|------------|--------|------------|--------|
| 堤 康次郎(民政)  | 二七、七二四 | 青木 亮 貫(民政) | 一九、一九九 |
| 森 幸太郎(政友)  | 一八、七二七 | 田中 養 達(東方) | 一七、四五〇 |
| 服部 岩 吉(政友) | 一四、五四四 | 梅澤 次 作(滋勤) | 一一、四一三 |
| 仙波 久 良(政友) | 六、七〇四  | 鯨 江 彰(國同)  | 四、六一〇  |

今回の總選舉に於て、吾が黨の清水支部長は病中にも拘はらず前回の雪辱を期して逐鹿場裡に馬を進めつゝあつたが、四月二十日病革まつて終に逝去した。

これよりさき、宿痾に悩みつゝあつた鈴木總裁は、本年二月十五日病軀その任に堪へずとして辭意を表明せられて以來、これが善後處置につき吾が黨は慎重考究中であつたが、二月二十八日の幹部會・常議員會・議員總會に於て代行機關設置の議を決し、代行委員は鈴木總裁から指名された。即ち鳩山一郎・前田米藏・島田俊雄・中島知久平の四氏であつた。

林内閣は前記の如く總選舉に敗北を喫したに拘はらず五月三日居据りの聲明を發した。吾が黨は

五月十一日議員總會に於て「時代に逆行し正理を無視し、民意に背反する現内閣を彈劾し、速かにその處決を要求す」と時局に對する吾が黨の態度を宣示した。同十三日小泉民政黨幹事長は吾が黨の松野幹事長に會見を申込み、兩者胸襟を披いて忌憚なき意見の交換をなしたる結果現内閣打倒に意見一致し、その具體的方法を講ずることゝなつて、兩黨共に十名の實行委員を選任し、同十九日を以て政民聯携第一回協議會を開催して倒閣の具體策を決定した。二十八日兩黨大懇會を開き「今や天下の輿論は定まり民心の向背は決す、大勢の赴く所火を睹るより明なり、林内閣は速かに自覺して大政扶翼の道を正し、直に闕下に伏して骸骨を乞ひ奉り、以て罪を天下に謝して、國政の進路を開くべきなり」と聲明し、ついで三十一日正午丸の内會館内の倒閣本部に倒閣實行委員會を開催して今後の具體的方針に關して協議を行つた。偶々この日林首相は緊急閣議を開き遂に内閣總辭職に決定、同日を以て總辭職した。

六月一日に近衛公に大命降下し、吾が黨の中島代行委員に入閣を希望した。吾が黨は黨首腦部會議を開き、滿場一致中島氏の入閣を承認し、四日を以て近衛内閣は成立した。

偶々七月七日蘆溝橋附近の不法射撃に端を發する日支間の事件勃發し、平津地方の情勢俄かに逼迫せるや、帝國政府は七月十一日閣議に於て北支派兵に關する重大方針を聲明した。而して吾が黨も亦直ちに十二日臨時幹部會に於て北支問題に關する聲明を發表してその決意を闡明し、以て支那

の猛省自覺を促した。

七月二十三日を以て第七十一議會が召集された。今期議會本來の使命は、解散後に於ける當面問題の處理と、解散のため前議會に不成立となりし各種法律案の審議とにあつた。時偶々北支事變の勃發するあり、従つて今期議會は開會劈頭將兵に對する感謝決議をなし、更に事變に處する追加豫算案、並にこれに伴ふ臨時増税、その他の緊急法案の審議を中心となすに至つた。而かも我國は飽くまで現地解決、事局不擴大の方針を堅持したるに拘はらず、暴戻なる支那の態度は恣に現地解決の約諾を蹂躪し、或は協定を無視して大軍を北上せしめ、或は無防備なる通州在留民を慘殺し、事態愈々擴大險惡化するに至つた。茲に於て各派何れも小異を捨て大同に就き、協心戮力舉國一致の精神を發揮し、以て政府を督勵鞭撻し、眞に戰時議會の本質を明かにした。

前議會の終了後僅かに二句を出でずして再び臨時議會が召集された。既に吾が黨は深く時局の推移を憂慮し、多年抗日侮日の教育下にある支那に對しては姑息不徹底なる小乘的對策を棄て、須らく拔本塞源の根本對策を以て國難を克服し、進んで東亞經綸の雄圖に出づる大決心の必要なる所以を力説し來たつたのであり、近衛内閣の支那事變對策に關し、聊か嫌焉たらざるものがあつたのであるが、今や舉國一致盡忠報國の至誠を抽んで、斷乎として頑迷固陋なる支那現政府を膺懲し、抗日侮日の一切の勢力を根絶し、因て以て眞の東亞永遠の平和を再建設すべき時となつたのである。

さればこそ開院式に際して長くも御異例と拜し奉る優渥なる聖勅を賜つたのであつて、この感激は全議會を通じて深く議員の腦裡に刻まれ、緊張と嚴肅裡に各案の審議を進め、僅々數日を以て二十億餘の臨時軍事費、その他重要な十四件の提案全部に對し、滿場一致を以て可決し、眞に舉國一致、國家總動員の實を内外に宣揚し、一意報效の誠を竭し、上 陛下の宸襟を安んじ奉り、下國民の負託に副はんことを深く期したのであつた。

爾來吾が黨は成立以來最初の通常議會に臨まんとする近衛内閣の施策に對して多大の關心を以て凝視してゐたのであるが、政府は稍々もすれば一貫したる主義方針を缺き、ために國民の現實の生活感情と乖離したる獨善的官僚主義の横行となり、國民は政治の歸趨を察知するに苦しみ、他方狂燥的革新論者等は何等具體的政策を示さず、漫然政治的・經濟的の既成勢力排撃を叫び、過激なる直接行動に出でんとするものさへあり、ために人心をして甚しき不安に陥らしめてゐたのである。第七十三議會はかゝる客觀的情勢下に休會明けとなつた。吾が黨は戰時産業諸政策に關しても、銃後の社會施設についても、大陸經營方策に關しても、豫て積極進取の方針を高調し來つた見地より、前年の特別・臨時兩議會以來の近衛内閣の施政に關しては尙ほ慊らざるもの尠しとなつたが、寸隙もなき舉國一致の體制を必要とする内外の時局に鑑み、誠忠報國の國民的感情を具現すべく、一切の行き懸りを一擲して、先づ友黨民政黨との連携を緊密にし、能ふ限り近衛内閣を支持し、眞

の舉國一體の態勢を以て時艱克服に當るの方針の下に、全會期を通じて舉黨邁進し、十四件八十億圓に上る未曾有の尨大豫算を協賛し、八十六件の政府提出法律案を審議し、その悉くを可決したのである。

かゝる時機に際し、吾が黨滋賀縣支部が昭和十三年年次大會(十一月)に於て發せる宣告は左の如くである。

宣 言

惟ふに政治の要諦は尊嚴なる國體を明徴にし、外に國威を宣揚し内に國民生活を安定し治く皇道を振起し世界平和を確保するにあり。憲政布かれて茲に五十年、上に至仁の聖天子を戴き奉り、下國民は聖旨を奉戴し、一步一步理想の達成に之れ努め國威は宇内に燦然と輝けりと雖、列國は世界平和に貢獻せんとする我が眞摯公正なる態度を曲解し聯盟の名を藉りて不法なる威壓を加へんとす。支那國民政府は歐米に依存しその示唆によりて抗日侮日を全支統一の緯とし親蘇容共を經となし東洋平和を攪亂するの不信行爲を敢て策し、協約を紊り我權益を蹂躪し在留邦人を脅かすなど暴戾不遜枚擧に違あらず。昨夏北支に端を發し、遂に今次事變の發生を見たるは彼我の最大痛恨事たり。然れども非は彼れに在り。理非を直し彼れを覺醒せしめずんば中國を赤化動亂の渦中に投ぜしめ東洋の平和は永遠に破壊されん。則ち我が帝國は敢然立ちて暴支膺懲の師を前め

方に半歳にして彼れの首都南京城を攻略し北支五省を席捲して正義の武威を中外に輝かし北京新政權の樹立を見るあり。是れ偏に御稜威の然らしむる所なるもまた我が將兵の忠勇義烈の結晶たらずんばあらず。戌寅新年の劈頭皇國の彌榮を壽ぎ出師將兵に感謝の誠を捧げると共に益々武運の長久を祈り所期の戦果を收めん事を庶幾する所以なり。而して今次事變の決濟は前途尙遠遠たり、國際關係また倍々複雑を加へ未曾有の非常時に直面す。須らく舉國一致の態勢を鞏固にし、堅忍持久以て國難に對處すべきなり。即ち憲政の本義に則り長期の戦時體制に順ひ各般の國策を練り時弊を矯め相剋を排し國防の強化充實を圖り、産業を擴充振興して依つて以て長期對戰の陣容を整へ、出征將兵遺家族扶助の徹底を期し國民精神總動員の下に内外の非常時艱の克服に報公の誠を致し聖旨に副ひ奉るべきのみ』

同大會の決議は次ぎの四箇條である。

- 一、國民精神總動員運動の強化を圖り長期對戰の決意を鞏め以て時艱の克服を期す
- 一、戦時體制下に於ける庶政の更新を圖り産業を振興し國民經濟の擴充を期す
- 一、戦後外交の完璧を期す
- 一、隣保共助の精神を脈動し出征軍人遺家族援護の徹底を期す

支那事變下第二回目の通常議會たる第七十四回帝國議會は昭和十三年十二月二十六日を以て召集

せられた。顧みれば支那事變勃發以來一年有半、戦局は擴大して支那全土に及び、武漢三鎮を攻略し、南支の要衝廣東を占領し、所謂中原の地は悉くが吾が手中に歸した。愈々長期建設の新段階に入り、從來の臨時應急の對策より轉じて持久的對策を樹つべき時となつた。偶々議會の將に再會せられんとするに當り、一月四日卒然として近衛内閣辭職し、同五日平沼内閣が出現した。吾が黨よりは前田米藏氏が鐵相として入閣した。

第七十四議會に於ては百億圓に垂んとする尨大豫算と八十九件の政府提出法律案を悉く協賛可決した。本議會は新段階に突入せる事變に處すべき對策樹立の議會であり、更に云へば東亞新秩序建設の議會であり、生産力擴充の議會であつた。而して今日所謂東亞新秩序の建設なるものは、吾が黨の多年提唱し來たれる大陸政策と異名同質の大業であり、生産力の擴充は亦實に吾が黨の傳統的政策である。然るが故に吾が黨は政府を支援鞭撻して最善の事變處理に貢獻せんと欲し、幾多の不満を忍び、政府提出の諸案に協賛したのであつて、政民兩黨の提携を更に鞏固にし、國民背景の下に國難の打開と憲政暢達とに邁進せんことを期したのである。

この時に當り、吾が黨滋賀縣支部は十四年一月十一日の年次大會に於て左の如く宣言した。

#### 宣 言

立憲政友會滋賀縣支部ハ茲ニ昭和十四年度大會ヲ開クニ當リ戰場ニ於ケル吾ガ忠勇ナル將兵各位

ニ對シ滿腔ノ感謝ヲ表ス

今ヤ新春ノ初ニ當リ近衛内閣引退シテ平沼新内閣成立セリ 人心ヲ一新シテ國家内外ノ新體制ニ順應スルニ於テ蓋シ其ノ要ヲ得タリト謂フベキ乎

日支事變ハ武漢ノ攻略ヲ以テ大勢已ニ定マレリ 敗殘蔣政權ノ運命推シテ知ルベシ 希クハ國民政府ノ開眼頓悟ト新政權ノ確立トニ依リテ親日防共ノ大局ヲ定メ戰果ヲ收拾スルノ一日モ速ナラシムコトヲ庶幾ス

現下ノ世界外交ハ實力ト現勢ノミ 歐米列國モ亦日支ノ實狀ヲ認識シテ觀念ヨリ實際ニ轉向シ東亞ノ安定ト世界ノ平和ニ貢獻スルノ賢明ニ出シコトヲ要望ス  
行政機構、選舉制度、官吏制度等ノ改廢ハ内政革新ノ基調タリ 政府ガ時局ノ急迫ニ全力ヲ奮ハレテ内政ノ整備ヲ等閑ニ附スルコトヲ許サズ 若夫レ經濟統制ニ至ツテハ過去ノ施設ニ失態ナシトセズ 宜シク國民生活ノ實相ヲ把握シテ緩急相待チ輕重相計リ時局ニ適切ナル眞摯ノ政策ヲ立テシムコトヲ要求ス

新内閣ガ政黨ニ閣僚ヲ求ムルノ其數少カリシハ舉國一致難關打開ノ上ニ於テ遺憾少シトセズ 唯、ダ吾黨ハ自肅自戒全黨相率ヒテ國歩ニ獻替シ以テ吾黨ノ至誠ヲ天下ニ示サンコトヲ期スルノミ 同大會に於ける決議は次ぎの通りである。



一、新東亞建設ノ國策ニ則リ日滿支文化ノ向上ト世界人類ノ福祉増進ヲ期ス

一、世界ノ新情勢ニ基キ外交ノ一新ヲ期ス

一、軍事援護ノ徹底ヲ期ス

一、治山治水ノ施設徹底ヲ期ス

一、經濟統制ニ善處シ農商工ノ併行的振興ヲ期ス

かゝる時局重大、國家總親和を叫ばれるの時、吾が黨内部のものが正當の機關を経ず、強ひて光輝ある黨規を紊亂し、天下を欺き吾が黨の看板を奪はんとするの舉に出でたことは誠に遺憾であつた。十二年二月以來鈴木總裁病臥の故を以て鳩山・前田・島田・中島の四代行委員を指名し、黨の統率を委ね、且つ後任總裁の決定を託したのであつたが、後任總裁問題について代行委員間に意見の一致を見るに至らず、荏苒日を過しつゝあつたが、中島氏を總裁に擁立せんとする一派は四月二十三日の堀切總務召集にかゝる總務會で四月三十日黨大會召集と決定した。果然黨内に非常なる波紋を起し、これが善後措置に關して開かれた總務會に於て鳩山代行委員は本決定を以て非合法・無効なりと主張し、島田氏はあくまで合法的なりとする主張を堅持し、二十八日早朝より中島派は本部を占據して三十日大會召集の準備に邁進し、反中島派は大會を阻止せんがため三緣亭に本部を置き實力によつて抗爭せんとする氣構へを示し、事態容易ならざる情勢を呈するに至り、一方四代行

並に久原・三土・松野・大口・砂田の諸氏は互に折衝を續けたが依然として膠着状態を脱し得ず、松野氏の最後の斡旋も遂に奏功せず、遂に完全に決裂した。茲に於て鈴木總裁は數日來の黨情を深憂し深く決意するところあり、同夜三土・久原兩氏を招致して三土・久原・芳澤の三氏を新に總裁代行委員に指名し、同時に鳩山・前田・島田・中島四代行を解職し、直ちに砂田幹事長をしてその手續を取らしむるに至つた。茲に前年夏以來大紛糾を起し、黨を未曾有の大混亂に陥れた四代行制は完全に解消され、新に三土・久原・芳澤の三長老が總裁代行として登場して黨制の統一と威信の挽回を圖ることゝなつた。然るに中島派は三十日臨時大會を開催し、中島氏を總裁に推戴した。かくて吾が政友會に二人の總裁が並び立ち、吾が黨本部に同居する珍現象を生じたが、反中島派所謂正統派は既に鈴木總裁から黨の主權を委ねられてゐるため、中島氏は革新同盟總裁たる以外一步も出でないものであつた。一方正統派に於て少壯組は總裁決定を希望し、鈴木總裁も任期満了と同時に後繼總裁を決定して後顧の憂なくして引退したしと要望し、長老會議に於て後任總裁を鈴木總裁の指名に一任するに決し、五月十三日總裁は久原房之助氏を後任總裁に指名すべき内意を長老に傳え、五月二十日總裁の任期満了の日を以て黨大會を召集し、正式に久原氏を指名した。かくして久原氏は政友會八代目總裁として吾が黨の正しき傳統を確保し、一意専念重大なる時局に粉骨碎身することゝなつた。

吾が滋賀縣支部は固く結束を保ち、終始一貫、正々堂々名分に忤るなきを期し、正道を進んで吾が黨の正しき傳統を保持したことは云ふまでもない。

吾が黨は未曾有の國歩艱難なる秋に際會して、時局の重大性と政黨の本義に鑑み、一路政策第一主義の建前を以て邁進すべく、久原總裁は就任第一聲に於てこの旨を強調し、六大政綱を闡明して吾が黨の進路を示すと共に、吾が黨の政務調査會に於ては大陸國策委員會・非常時經濟委員會・農村對策委員會・社會問題委員會を設置し、爾來各委員會は銳意課せられたる政策の検討に従事し、前進する黨の飛躍更生の推進力たらんとした。更に八月二日の總務會及び幹事會は、久原總裁の多年に亘る持論であつた國民協議會案及び産業制度改革案としての産業の半官半民組織に依る民營論が總裁より提議され、正式に黨議によつて右二案を採擇し、吾が黨の非常時局に對處せんとする革新的態度を内外に表明するところがあつた。

偶々八月二十八日、平沼内閣は突如として總辭職を執行した。平沼内閣は五月二日の五相會議に於て歐洲情勢に對處すべき帝國の對歐根本方針を決定し、六月五日平沼首相・板垣陸相・米内海相協議の結果その處理方策を決定し、首相はこれを有田外相・石渡藏相とも協議の上參内して委曲上奏したが、その具體的措置の講ぜられぬうちに、青天の霹靂の如き獨ソ不可侵條約の締結を見るに至つたため、平沼首相は六十餘回に亘り協議した對歐策も根本的に崩壊するに至り、遂に八月二十

八日「歐洲の複雑怪奇なる新情勢に對し、外交の機軸を改め非常時局を突破せんとするに當つては局面を轉換し人心を一新する」を急務なりとする信念から總辭職を執行した。存續八ヶ月、またまた我が内閣は事變中再度更迭するの已むなき事態に立ち至つた。

同日、後繼内閣組織の大命は陸軍大將阿部信行氏に降下した。阿部大將は直ちに組閣に着手し、二十九日中に組閣工作を完了、八月三十日午後、親任式が舉行せられた。阿部内閣は同夜初閣議を開いて當面の重要問題に對し、

國際現狀に對しては帝國独自の立場を嚴持し、自主的所信の遂行に邁進せんとするものである。この間帝國の立場を理解し協力を吝まざる國に對してはわが友邦としてともに世界の進運に協力すべく、また然らざる國に對しては斷乎たる決意をもつてこれに對處する覺悟である。

との聲明を發表した。而して組閣に際しては少數閣僚制を執り、自ら外相を兼攝し、農林・鐵道・厚生之三相は兼任として成立したが、間もなく産業團體より專任農相設置の猛烈なる要望にあひ、自らは外相兼攝を野村海軍大將に、伍堂農相は專任商相となつて酒井忠正伯を專任農相とするなど、早くも組閣當初の方針を裏切り、加ふるに貿易省設置問題について、外務省通商局を中心とする下僚の反對に遭つて閣議の決定方針を變更するなどの弱體無定見を暴露するに至つた。更に内閣の補強を策して、町田民政黨總裁に入閣を懇請して拒絶され、永田・秋田兩氏を鐵相・厚生相として入

閉せしめたが、愈々その無力と弱體性を暴露した。かくて阿部内閣は成立直後歐洲情勢（獨逸と英佛の戰爭状態）に對する不介入の態度を闡明したが、同時に時局の重壓は益々加つて、物資の統制・價格の抑制は國民生活に深刻な影響を及ぼし、内政・外政に、また中央・地方を通じて問題山積し、これ等は擧げて第七十五議會にすべて未解決のまま持越さるゝに至つた。

第七十五回議會は昭和十四年十二月二十六日車駕親臨、開院の式を擧げさせられ、畏くも優渥なる勅語を賜ひ、支那事變の下特に歐洲大戰に因る複雑なる世界情勢に處し、國力の充實を計り、以て帝國の所信を貫き、東亞安定の大業を完遂すべしとの明鑑を下し、國民の嚮ふ所を示し給ふた。これより曩き、阿部内閣の出現は世の多く豫期せざりしものであり、組閣當時一般國民は已にその前途に對しては尠からず疑惧の念を抱いてゐたのである。果して阿部内閣は全く無爲無策、而かも電力飢饉對策及び米穀問題の措置を誤り、在職僅か四ヶ月にして一月十四日、議會再開前桂冠の已むなきに至つた。かくて蘆溝橋事件勃發以來二ヶ年有半、曠古の國難に際して内閣の更迭することすでに三回に及び、而かもその中二回は議會中の出來事であつた。

後繼内閣組織の大命は即日米内海軍大將に降下した。米内大將は政黨の協力を求めざれば國政運用の圓滑を缺きその困難を痛感し、政黨各派にその代表の入閣を懇請するところがあり、吾が黨よりは黨の推薦に依り松野鶴平氏が選ばれ、親任式が舉行せられて米内内閣は成立した。

議會は内閣更迭のため提出議案その他諸般の都合上一月三十日まで休會した。

吾が黨滋賀縣支部では十五年一月十一日年次大會に於て次ぎの宣言を發表した。

#### 宣 言

皇紀二千六百年を迎へ聖壽無窮皇威八紘に遍く、興亞聖戰第四年を數ふ。東亞の新秩序將に建設されんとす。

惟ふに建國以來皇統連綿上に 聖天子を奉戴し下に皇運を扶翼し奉る臣民あり、國運隆々國威彌々揚る。然れども翻つて現下内外の情勢を見るに、時局の重大なる今日より甚だしきはなく、國際關係は實に複雑怪奇を極め、支那事變は御稜威の下忠勇無比の皇軍將兵によりて戰果四百餘州に及び、聖戰の宏遠なる理想の達成その緒に就き、支那統一新政權の實現近けりと雖、銃後の經濟關係愈々緊迫の度を深む、經國濟民を綱領とする我黨の責務や重且大なりと謂ふべし。

顧るに、犬養内閣兇彈に殞れて茲に十尾霜、その間内閣の更迭七回に及ぶも、悉く國民輿論に立脚せず、施政徒らに浮説に眩惑し理想に乏しく、偶々遠大なる經綸ありとするも微力弱體にして失政百出、瓦解霧消を恒とす。

現阿部内閣、又事毎に昨是今非の醜態を暴露し、國民の信を失ひつゝ事變處理と外交整調の急務に藉口して恬然居据りを策するも餘命幾何も保し難し、須く國家内外重大時局を擔當して支那事

變の處理を完遂し、對外關係を整調する舉國一致強力内閣出現を待望するは國民の聲なり。之れ常に國論に立脚し憲政の大道を往く我黨の庶幾する所なり。即ち憲政の本義に基き、光輝ある國體に適ひ、國家國民の福祉増進に全力を效し、協心戮力以て報國の誠を致さんとす。茲に世紀の年次大會を開くに當り敢て宣す。』

同大會による決議は次ぎの五ヶ條である。

- 一、事變處理と外交整調の能力なき現内閣の後退を要求し、強力なる舉國一致内閣の實現を期す
- 一、經濟整調を圖り國民生活の安定を期す
- 一、衆議院議員選舉法の改正を期す
- 一、治山治水の徹底を期す
- 一、義務教育（小學校・青年學校）費の全額國庫負擔を期す

議會は二月一日を以て再會せられた。本議會に於ける米内内閣の國政變理の方針とその政策とは概ね阿部内閣の、否平沼内閣の、若しくは近衛内閣の、それ等を繼承せるものであつた。豫算案及び税制改革諸案は勿論、その他の法案も殆ど皆阿部内閣の立案によりしものであつた。吾が黨は終始一貫政策本位に立脚すると共に、時局の重大性に鑑み出來得る限り政府と協調を保つて國內態勢統一に努め、純計百五十億に上る未曾有の尨大豫算は吾が黨の長老たる三士委員長の堂々たる貫録

と適切なる整理によつて遺憾なく審議を盡し協賛の責を果したのである。

議會閉會後吾が黨は三月三十一日議員總會を開催し、久原總裁は一場の挨拶を述べたが、その一節に「私は廣く國民各層の代表を網羅し朝野官民融合の下に論議研究を盡して自然に國民總意の結晶を圖りこれを議會に反映せしめるための政治體制を確立しなくてはならぬと思ふのであります、之吾人の提唱する國民協議會であります」といひ、「私は去る一月の黨大會に於て此際何人が大政奉行の局に衝ると雖も我黨の提唱するが如き方策を實行するに非れば現下の難局を打開し國連の隆昌に貢獻することが困難であることを指摘したのであります、議會を終つて益々その感を深くし、吾人の責任愈々重大なることを痛感するものであります」と述べて、吾が黨の進路に關して示唆するところがあつた。

果然、四月三十日開催された吾が黨臨時大會に於ける久原總裁の演説は政界に波紋を捲き起したのであつた。即ち總裁は政黨が從來の態勢のまゝ來るべき總選舉に臨むことの無意義なるを指摘し、且つ「日本人の血と魂を持つてゐる者である以上一切の行掛りを捨て對立を超へて一致團結國難に當り得べし」と斷言し、この前提に基いて「若し國家の爲必要とあらば相率ひて黨を解き新に一大強力政黨を樹立するも亦敢て辭すべきにあらず」と心境を吐露し、「時局重大の際一片耿々の志禁する能はざるものあり」としてその誠意を披瀝して解黨の決意を表明し、「君國に殉ずるの覺悟を以

て政黨肅正時弊匡救の先驅たらん」と絶叫した。蓋し久原總裁が時局極めて重大にして一日の儉安も容さざるの時、眞に憂國の至情止み難く直截・明確に示された劃期的指導方針であつた。而もこれが總裁の實行運動と相俟つて政界各層に重大波紋を捲き起したことは勿論、言論界の視聽も亦こゝに蒐められたことは云ふまでもない。總裁は直ちにこれを實踐に移し、或は他の黨首と會見し或は小會派有志の會見申込に應じて所信を披瀝し、或は内閣參議として首相に國策の要諦を進言するなど寧日なきの有様で、總裁の説けるところは既に牢乎として抜くべからざる勢をなした。加之近衛公が強力なる舉國政治體制の確立に力を致さんため樞密院議長の職を辭するに至つて、強力新黨の氣運に一層の拍車をかけるに至つた。茲に於て吾が黨は率先この新政治體制樹立の準備を整ふべく、七月二日全國支部長會議を開催し、總裁は「この際一切の私情を捨て、舊殻を打破し、普く同憂の士と俱に新黨の結成に向ふことは、吾人の積年に亘る努力の効果を全だからしむると共に立黨の大義を恢弘し先輩の遺業を完遂する所以であることを確信する」旨を述べて解黨の準備を促した。かくて愈々昭和十五年七月十六日午後二時より芝三緣亭に於て解黨大會を開催、久原總裁を始め所屬貴衆兩院議員・地方各支部代議員・院外團等三百數十名出席、吾が支部よりは丸橋・佐野兩氏支部を代表して出席した。定刻、世耕代議士司會の下に先づ國民儀禮の後、川村常時顧問を座長に推し、岡田幹事長登壇、挨拶を兼ねて黨解散の議題を附議し、満場一致拍手裡にこれを可決、引續

いて久原總裁は熱狂せる黨員の聲援に迎へられて登壇、歴史的挨拶を行ひ、その一節に

世界新秩序創建の動きに於て我國が其の先驅者であるが如く、新政治體制運動に於ては我黨が其の先驅者であります。我黨の解黨こそは、新政治體制建設への大なる貢獻であり、眞に是れ自主獨往、時局の急に即應して己を曠うし、以て君國に報ぜんとする立黨大精神の發露であります。而して吾人は此際對立的の非國體的思想を根本塞源的に洗掃し、懷疑的なる自由主義體制を一擲して、眞に國體の本義に則る強力な一元的機構を確立すべく、新體制の建設に同志と共に勇往邁進致さなくてはなりません。

と述べて舊黨員を激勵、かくて久原總裁の發聲にて 天皇陛下萬歲を三唱、午後三時半散會した。茲に、伊藤博文公立黨以來政界に一大巨歩を進め來たつた吾が立憲政友會は四十年の光輝ある歴史に袂別、立黨精神に基きまさに生れ出んとする新政治體制に向つて率先飛躍的發展を遂ぐべく完全解黨するに至つた。

尙ほ曩に樞相を辭任しひたすら新政治體制確立に思念しつゝあつた近衛文麿公はこの日午後總辭職せる米内内閣の後繼として大命を拜受した。

吾が支部に於ても本部の解黨に伴ひ支部解散の準備を進め、種々必要の手續を了して、九月八日午前十時半より大津市滋賀縣教育會館に臨時總會を開會、出席者約百五十名。奥村常任幹事司會の

下に、皇居遙拜・感謝の黙禱を捧げて後、丸橋顧問を座長に推薦、丸橋氏座長席に着いて支部解散の件を附議し信正総務より解散理由の説明ありて満場一致これを可決、ついで財産處分の件・黨誌編纂の件を附議してこれ亦満場一致可決、服部支部長挨拶を行ひ、同氏の發聲にて 天皇陛下萬歲を唱和し、十一時半閉會した。

同日午後一時半より大谷派本願寺別院に於て物故功勞者追弔法要を勤行し、先覺の士在天の靈を慰め、且つ支部解散の報告を行つたが、追悼詞左の通りである。

### 追悼詞

立憲政友會滋賀縣支部解散ニ際リ我黨先覺ノ士故支部長井上敬之助・清水銀藏・吉田羊治郎君ヲ始メ多數物故黨員ノ靈位ヲ迎へ焚香和南恭シク崇敬ノ禮ヲ以テ追悼慰靈ノ法筵ヲ敷ク  
 惟フニ明治維新ノ鴻業就リ王政古ニ復セリト雖未ダ藩閥官僚ノ弊ヲ脱セズ君民一如ノ肇國精神ニ副ハザルモノアリ 民意ヲ暢達シテ憲法政治ヲ確立シ萬民聖業ヲ扶翼シ奉リテカヲ國家興隆ニ致シ國民生活ノ安定ヲ圖ルハ洵ニ國家百年ノ大計タリ 同志深ク念ヒテ茲ニ致シ相寄リテ政黨ヲ結成サル、ヤ諸氏ハ或ハ自由黨ニ或ハ立憲政友會ニ加盟シ滅私以テ黨ノ興隆ニ全力ヲ注ギ主義綱領ヲ遵守シ凡ユル迫害ニ抗シ常ニ經國濟民ノ方策ヲ樹テソノ實行ニ邁進セラレタルハ後進黨員ノ感謝措ク能ハザル所ナリ

然ルニ昭和十二年七月勃發シタル支那事變ハ肇國ノ大理想ヲ顯現スベキ空前ノ大事業ニシテ國ヲ舉ゲテ之レガ完遂ニ邁進シツツアルモ東亞新秩序ノ建設ハ前途尙遠遠タリ 加フルニ世界的大動亂ニ際會シ國際情勢頗ル複雑怪奇ヲ極ム 是ニ於テ斷乎國內ノ體制ヲ新ニシ滅私奉公聖業扶翼ニ總動員ヲ要スルニ到レリ

茲ニ於テ我黨ハ曩ニ時局ニ鑑ミ天下ニ聲明シテ黨ヲ解キ欣然新體制ニ參加ノ態勢ヲ採ルニ到レリ然レドモ諸氏が生前ニ垂範サレタル政治ノ大道ハ千古不滅ニシテ進ムベキ道ハ既ニ瞭カナリ 則チ諸氏ノ遺訓ヲ體シ粉骨碎身以テ國家ノ興隆ニ貢獻セムトス

英魂冀クハ安ジ給へ

茲ニ支部黨員ヲ代表シ謹ンデ靈位ヲ拜シテ往時ヲ偲ビ一言所懷ヲ述ベテ追悼ノ辭トス

昭和十五年九月八日

立憲政友會滋賀縣支部長服部岩吉

同日結社解散を大津警察署に届出で、茲に大正二年十一月二日設立以來二十有七年に亘り滋賀縣政に盡瘁寄與し、山川草木皆政友色ならざるはなしとその偉容を謳はれた吾が立憲政友會滋賀縣支部は茲に全く發展的解散を遂げたのである。

尙ほ同日の決議に基き支部黨誌編纂事業を開始することとなり、服部支部長その委員長に就任し、

委員に吉田虎之助・村田虎次郎・富田八郎・丸橋茂平・佐野真次郎・北村竹次郎の諸氏を囑託し、九月九日より支部事務所を黨誌編纂事務所に更改充當した。

## 後 篇

### 第一章 滋賀縣に於ける吾が黨の消長

政黨はその掲ぐるところの主義政策が、國民の共鳴を得ると否とによつて隆替のあるのは今更いふまでもない。然しこれを統率する首領の人物如何も亦、黨の盛衰に重大なる關係を有することは否定出来ない。吾が黨は中央に於ては自由黨創立以來、識見高邁なる板垣退助伯の統率に服し、後明治聖代の大政事家伊藤博文公爵が、立憲政友會を組織さるゝや、全黨舉げてその傘下に加はり、次で名門の出にして明治・大正・昭和の三代に歴仕した、國家の元勳西園公望寺公爵、平民宰相としてその名高かりし原敬氏、吾が國唯一の財政家高橋是清男、軍部の一偉材田中義一男、政黨出身の大政事家犬養毅氏、司法官出身の大立物鈴木喜三郎氏、曾て財界に雄飛せし久原房之助氏等、その統率者たる歴代の總裁には、何れもその時代に超越した大人物を推戴してゐたから、時に多少の盛衰はあつても、終始一貫して克く黨勢を維持し來つて、政黨史上に燦たる光彩を放つたことは、

洵に欣懐にたへざるところである。

政黨の主義政策が主として國家の問題に傾注されてゐた時代には、一般の地方民は政事には頗る冷淡で、寧ろ無關心であつたといつてもよい程で、只地方の先覺者のみが政事を談じてゐたくらいであつた。殊に商工業の盛んな地方では、政事を談ずるものは極めて少なく、舊時の政客には寧ろ農村出身者が多かつたのは事實である。

本縣に於ても國會開設以前には、地方の青年有志者が自由黨の創立者板垣退助伯・大井憲太郎・星亨の諸氏に私淑し、時々大小の政事家を招聘して演說會を開催し、盛んに自由民權の主義を唱導してゐたが、反響は比較的少なく、所謂笛は吹けども人は躍らずの感があつた。當時本縣へ主として遊説に來たのは植木枝盛・内藤魯一・龍野周一郎等の諸氏で、明治二十年には星亨氏が來縣し湖南湖北に一大遊説を試みたときの如きは、何處も滿堂立錫の餘地もなき程の盛況を極めた。

本縣に於て當時政事に奔走してゐた重立ちたるものには、湖北では伏木孝内・藤公治・村田豊・脇坂行三・西尾(藤澤)萬九郎・柴辻貞治郎・小山義象・伊藤之朗・中島俊造・若林三造・寺澤愿二金子悦・辻村省吾・堀田三省・大浦貞治郎・西川勝治郎・淺見辰治郎・淺見清吉・布施孫一郎・雨森九郎・村井丑之丞・清水與治郎等、湖南では山崎友親・酒井有・片岡伍三郎・片岡米太郎・大島健夫・河村吉三・河村藤一郎・島田保之助・横江椋麿・杉江孝房・吉田虎之助・片岡久一郎・信正

時治郎・山口重祿・高野又四郎・平松鐘治郎・園田喜兵衛・北村竹次郎の諸氏で、前者は主として大井憲太郎派、後者は板垣伯の系統に屬してゐたことは、前篇第一章に述ぶる如くである。その他蒲生郡には園田半五郎、高島郡には野崎源左衛門、愛知郡には藤田治郎右衛門、八木恒の諸氏があつて、共に吾が黨のために活躍してゐた。

明治三十三年立憲政友會設立當時に於ける重なる黨員は同年十一月支部設立の際役員として掲げられた氏名(前篇第三章参照)で大體明かである。

明治二十三年に始めて國會が開設せられ、同年七月衆議院議員總選舉が執行されることになつてから、從來政事には一向冷淡であつた國民も大に政事に目覺めて來た。従つて政黨に對する認識も深まり、選舉の回を重ねる毎に競争も激甚となり、各々その擁立する候補者を當選せしめんとして熱中した當時の状況は、前篇に於て已に述ぶるところの如くである。

本縣に於て吾が黨は、第一回總選舉には山崎友親を出し後補缺選舉で脇坂行三を出し、第二回は有名なる品川内務大臣の選舉干渉で一名も出し得ず、第三回は岡田逸治郎・脇坂行三、第四回は脇坂行三、第五回六回は脇坂行三・片岡久一郎、第七回は井上敬之助・布施孫一郎、第八回は井上敬之助・酒井岩造、第九回はなし、第十回は吉田虎之助・島田保之助(後高橋政右衛門入黨)、第十一回は村田虎次郎・吉田虎之助・森川源吾、第十二回は井上敬之助、第十三回は井上敬之助・中村喜



平（準政として吉村鐵之助・吉田羊治郎）、第十四回は吉村鐵之助・安原仁兵衛・井上敬之助・西村伊亮・中村喜平、第十五回は兼松寅太郎・井上敬之助・高井商二・藤澤萬九郎、第十六回は安原仁兵衛・清水銀藏・富田八郎、第十七回は清水銀藏、第十八回は清水銀藏・服部岩吉・仙波久良、第十九回及び第二十回は服部岩吉・森幸太郎の諸氏を當選せしめてゐる。これによつて見れば第一回總選舉以來多少の消長はあるも大いに黨勢の振いしは、第十三回（大正六年）より第十六回（昭和三年）に至る間で、井上敬之助氏が吾が黨滋賀縣支部長として軍配を振りし時代である。氏は資性剛毅濶達、決斷力に富み、公正にして機宜を愆らず、夙に原總裁の信任を厚ふし、衆議院議員に當選すること六回、吾が黨の最高機關たる總務委員として中央政界に活躍し、地方に在つては縣政百般に涉りて當時の縣會議員を始め、一般黨員を指導して大に貢獻するところがあつた。去る明治四十四年九月氏が第二回目に縣會議員に當選せし際は、吾が黨出身者は少數なりしに拘はらず、推されて議長となり、鮮かなる議長振りを發揮して、眞に模範縣會の讚辭を得たのを見ても氏の爲人を知らることが出来る。大正三年十二月同年通常縣會の終りに臨み、議長として一片の挨拶を爲すに當りて、お座なりの辭令に留めず、堂々たる大演説を試み知事以下の參與を眼下に睥睨して「吾が滋賀縣は元より吾々縣民のものであつて決して一片の辭令で轉々される知事や部長のものではない。吾々は縣民の代表者として飽く迄縣民本位でその福利を増進することに力めねばならぬ。此の見地

に立ちて過去四ケ年間吾々は努力して來た。幸に諸氏が一致協力して縣民の爲めに盡瘁されしことを感謝す」と大見得を切つて満場の喝采を博した。殊に當時國民黨の重鎮であつた富田八郎氏の如きは大いに之れに共鳴したと云ふことである。

吾が黨は中央に於ては常に積極政策を標榜して、着々その實績を擧げてゐるにも拘はらず、縣政に於ては、多年消極政策を堅持してゐた國民黨が本縣にては頗る優勢であつて、政友會は到底これに及ばなかつたがために、何等見るべき事績が擧つてゐなかつた。従て縣としては土木・勸業・教育等重要なる施設は一も見るべきものがない。井上氏は大正二年十一月曩に解散した支部を復活すると同時に推されて支部長に就任し、深くこの點に思を致し、かくの如き状態では到底時世の進運に伴はないことを慨嘆し、大正七年九月先づ國民黨の重鎮富田八郎氏を訪問し、互に胸襟をひらいて懇談した。富田氏は大正三年九月縣會議員の任期滿了後政界隱退を聲明し、國民黨をも脱して居た際であるから、井上氏の意見には共鳴したが、積極的に再び政界に乗出す意志は毛頭なかつた。然しその直後勢江鐵道（木ノ本四日市間）の問題が起り、鐵道會議員たる井上氏に是非共盡力を煩す必要が生じて來たのと、富田氏亦本問題が地方の重大問題であり、心身を傾注してこれに盡瘁せなければならぬ立場に立ち至つたので、遂に再び政界に復歸して吾が黨に入つた。従つて伊香郡に於ける國民黨の有力者横關幸吉・木村孫太・長谷川良三氏等を始め殆んど全郡有志の入黨を見て

政友會滋賀縣支部は一段の重きをなすに至つた。次で井上氏は高島郡の有力者安原仁兵衛氏を説いた。安原氏また多年に亙る國民黨の重鎮望月長夫・藤井善助氏等との關係上容易にその態度を決し得なかつた。然しこれまた全郡の死活問題たる江若鐵道の創立に關聯し、全郡有志の勸告に従ひ、石田與太郎・上原海老四郎・井花伊右衛門・岩佐定一等の諸氏と相連ねて政友會に入黨した。また大正七年には犬上郡の有力者吉田羊治郎氏、同八年には蒲生郡の有力者山中正吉氏が入黨した。

是れより先き明治四十一年には愛知郡の有力者丸橋茂平氏が同郡に於ける多數有志と共に吾が黨に入黨されたことも特記すべきである。

滋賀郡の有力者猪飼清六氏は元吾が黨の士であつたが、大正二年三月山本内閣の出現により舉縣脱黨の際共に脱黨し、同年十一月大部分復黨の際には遂に復黨せず、烏田保之助氏等と共に中正會に留まり、後憲政會に屬してゐたが、大正十二年三月郡制廢止に伴ふ郡道移管問題、及び江若鐵道、西近江道問題等にて、滋賀郡有志の切なる勸告に従ひ、遂に憲政會を脱して吾が黨に復歸した。その當時の苦衷は氏のものせし「忍堂回顧録」に詳しく述べてゐる。

吾が黨が過去に於て縣政の爲め努力した問題は頗る多いが、就中多年心血を傾注したのはかの郡制廢止に伴ふ郡道の移管である。この問題は各郡市とも共通の重要問題であるだけに、何れも吾が

黨に信頼しその目的の達成に力めた。その詳細は後の「土木政策」中に詳記する。

大正十四年五月十日中央に於ては、多年國民黨の堅壘に據り、政界に雄飛した犬養毅氏が、政策の合致により革新俱樂部の多數を率ゐて吾が政友會に合流した。世にこれを政革合同と稱する。是れが爲め本縣に於ては、多年井上支部長の努力によりて縣會に絶對多數を制するに至つた吾が政友會に對抗して、革新俱樂部・憲政會・國民黨を一丸とし、縣政革新俱樂部なる非政友團體を組織して、その盟主となつて活躍してゐた清水銀藏氏が、中央に對應して單獨に縣政革新俱樂部を脱し、吾が黨支部に合流し吾が黨をして一段の重きを加へしめた。

本縣下に於ける政界の分野は、多年國民黨の有力なる地盤として、望月長夫・藤井善助氏等が軍配を振り來り、吾が黨は到底その壘を摩するを得なかつたが、前に述ぶる如く井上敬之助氏支部長に就任以來、一意黨勢の擴張に努め、大正八年度の縣會議員選舉には遂に絶對多數を占め、同十二年には一舉にして三十名中二十四名の壓倒的多數を制し、殆んど縣下一圓を政友色に塗り替へしめた。世にこれを政友會の黄金時代と稱する。

吾が黨は縣會に於て絶對多數を占むるに至つて、益々政界に重きをなしたが、従つてその責任もまた重大である。故に黨員たる縣會議員に對しては、政事上の諸問題は斷じて單獨行動を許さない。總て黨議を以て決する。その黨議たるや支部長司會の下に、多數の黨員が會合し、縣會議員を中心

として各種案件を討議し、衆議に依つてこれを決定し、縣會議場に於ては一条紊れずこれを議決せしむるのである。その嚴重にして公正なる恐らくは全国的に模範でありしことを堅く信するものである。

府縣制改正後解黨に至るまで、十回の縣會議員選舉に當り、吾が黨選出議員の氏名を郡別に表示して、以て吾が黨の消長を知ることとする。

其 一

| 郡市名 | 明治三十二年           | 明治三十六年              | 明治四十年            | 明治四十四年          | 大正四年   |
|-----|------------------|---------------------|------------------|-----------------|--------|
| 大津  | 中準 森 伊三郎         | 中準 北村 清             | 中準 馬杉 庄平         | 中準 森久右衛門        | 岡田定治郎  |
| 滋賀  | 吉田虎之助<br>中野善次郎   | 齊城五三郎               | 元持 大造<br>井口 吉宗   | 竹村 陸郎           | 渡邊元三郎  |
| 野洲  | 補 田中兵次郎<br>大道 誠治 | 中準 吉川治郎左衛門<br>岩田 重吉 | 津田善右衛門           | 樋上恭太郎<br>津田善右衛門 | 中村七右衛門 |
| 甲賀  | 補 望月 龜吉<br>井上敬之助 | 山本清兵衛               | 補 藤橋 越夫<br>武田憲治郎 | 井上敬之助<br>中井 清吉  | 山本岩三郎  |
| 蒲生  | 猪口和三郎            | 島田保之助               | 補 本多嘉兵衛<br>大橋宇兵衛 | 河村平兵衛           | 河村平兵衛  |
| 神崎  | 八木 恒             |                     |                  |                 |        |

其 二

| 郡市名 | 大正八年           | 大正十二年          | 昭和二年              | 昭和六年             | 昭和十年           |
|-----|----------------|----------------|-------------------|------------------|----------------|
| 愛知  | 中準 鮫江利右衛門      | 西村 伊亮          | 丸橋 茂平<br>鮫江 彰     | 補 山本種治郎<br>丸橋 茂平 |                |
| 犬上  | 堀田 三省<br>辻村 省吾 | 辻村 省吾          | 中準 中村 喜平<br>常喜榮太郎 | 中準 中村 喜平         |                |
| 坂田  | 伊藤 之朗<br>中島 俊造 | 中村半治郎          | 脇坂 孝三             | 堤 善治郎<br>藤澤萬九郎   | 山田與平治<br>西島 孫吉 |
| 東淺井 | 村井丑之丞          | 雨森 九郎          |                   |                  |                |
| 伊香  |                |                |                   |                  |                |
| 高島  |                |                |                   |                  |                |
| 大津  | 岡田定治郎          | 谷口賢治郎          | 信正 義雄             | 信正 義雄            |                |
| 滋賀  | 藤堂太左衛門         | 植原彌兵衛          | 三津川好照             | 北村清一郎            | 北村又三郎          |
| 栗太  | 片岡 達吉          | 谷口 篤治<br>服部 岩吉 | 本郷菊太郎<br>服部 岩吉    | 山本正右衛門           | 相井儀三郎<br>奥村和三郎 |
| 野洲  | 中村七右衛門         | 中村七右衛門         | 藤田 晋七             | 阪口重太郎            | 河原伊三郎          |
| 甲賀  | 池村茂右衛門         | 富山和三郎<br>神崎 祐吉 | 林 甚吉<br>富山和三郎     | 岡崎 安吉            | 井上 昇           |

|     |                        |                         |                        |       |                        |
|-----|------------------------|-------------------------|------------------------|-------|------------------------|
| 蒲生  | 野東三郎<br>梅井孫三郎<br>増田長治郎 | 岩越彌一郎<br>竹中善一<br>山中正吉   | 橋田治右衛門<br>山中正吉<br>久郷庄藏 | 吉田源平  | 横山增右衛門<br>梅井孫三郎        |
| 神崎  | 横畑耕夫<br>日根野鶴吉          | 猪田岩藏<br>安村七左衛門          | 阿部喜兵衛                  | 古川左近  |                        |
| 愛知  | 森野謙三<br>福永謙三           | 丸向政平<br>丸橋茂平            | 丸橋茂平                   | 河合米藏  |                        |
| 犬上  |                        | 若林乙吉<br>重森土藏            | 音瀬卯平<br>渡邊九一郎          | 渡邊九一郎 |                        |
| 坂田  | 堀田圭三                   | 堀田圭三<br>田中久平            | 横田立次郎<br>(失格)          |       | 野一色幸治                  |
| 東淺井 | 立石軍治<br>西島孫吉           | 佐野眞次郎<br>藤澤萬九郎<br>柴辻貞治郎 | 佐野眞次郎<br>森幸太郎          | 補     | 佐野眞次郎<br>森幸太郎<br>關谷久左小 |
| 伊香  | 横關幸吉                   | 淺見清吉<br>木村孫太            | 東野佐治郎                  | 東野脩   | 谷口久治郎                  |
| 高島  | 安原仁兵衛<br>上原海老四郎        | 上原海老四郎<br>石田與太郎         | 前田伊右衛門<br>井花伊右衛門       | 前田節   | 石田與太郎                  |

### 第二章 立憲政友會滋賀縣支部の陣容

從來支部の機關は代議士及び幹事の會議制とし、創立以來歴代の代議士が、主として統率の任に當つてゐたが、大正二年十一月曩に解散した支部を再興するに當り、同月九日の支部創立總會に於て、新に左の規約を制定し、井上敬之助氏が初代支部長に就任した。

#### 立憲政友會滋賀縣支部規約

第一條 當支部ハ立憲政友會滋賀縣支部ト稱シ滋賀縣内ヲ以テ其區域トシ事務所ヲ大津市ニ置ク

第二條 當支部ニ左ノ役員ヲ置キ其任期ヲ各一ケ年トシ再選スルコトヲ得

- 一、支部長 一名
- 一、幹事 七名
- 一、理事 各都市ニ各一名
- 一、評議員 若干名
- 一、事務員 一名

第三條 支部長・幹事・理事・評議員ハ支部總會ニ於テ之ヲ選舉シ事務員ハ支部長之ヲ定ム

縣會議員ノ職ニ在ル者ハ幹事ト同等ノ資格ヲ有ス

第四條 役員ハ左ノ任務ヲ掌ル

- 一、支部長ハ支部ニ關スル黨務ヲ總轄ス
- 一、幹事ハ支部ニ關スル一切ノ事務ヲ處理ス
- 一、理事ハ各郡市ニ於ケル會務ヲ處理ス
- 一、評議員ハ支部重要ノ黨務ヲ評決ス
- 一、事務員ハ支部長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第五條 左記ノ者ハ相談役トシ樞機ニ參與セシム

- 一、前代議士 代議士
- 二、黨務ニ功勞アルモノニシテ支部長ノ推薦シタル者

第六條 支部總會ハ毎年一月之ヲ開ク但シ必要アルトキハ臨時總會ヲ開クコトアルヘシ

緊急事項ニシテ總會ヲ開ク暇ナキトキハ評議員會ニ於テ代決スルコトヲ得

第七條 入會セント欲スルモノハ會員二名以上ノ紹介ヲ以テ支部ニ申込ムヘシ

支部ハ幹事會ノ決議ヲ以テ前項入會ノ諾否ヲ決スルモノトス

退會セントスルトキハ其旨申出ヘシ

第八條 當支部員ニシテ不都合ノ所爲アリト認ムル者アルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ本部ヘ除

名ノ請求ヲ爲スヘシ但出席總數ノ過半數ノ同意シタル決議ヲ要ス

第九條 當支部ノ經費ハ支部員ノ負擔及ヒ寄付金ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 此規約ハ總會ノ決議ヲ以テスルニアラサレハ改正スルコトヲ得ス

此規約ハ本部ノ承認ヲ經置クモノトス

(備考)

(大正五年十二月及大正九年一月總會ニ於テ本規約中一部改正ス)

猶ほ時世の進運に伴ひ本格的改正の必要を認め、昭和七年の支部總會に於て左の通り改正された。

立憲政友會滋賀縣支部規約

第一條 當支部ハ立憲政友會滋賀縣支部ト稱シ滋賀縣内ヲ以テ其ノ區域トシ事務所ヲ大津市ニ置ク

第二條 當支部ニ支部長ヲ置ク

支部長ハ毎年總會ニ於テ選舉ス

第三條 當支部ニ常議員ヲ置キ重要事項ヲ決議ス

常議員ノ數ハ二十名トシ支部總會ニ於テ選舉ス

二十名中十三名ハ各市郡ヨリ七名ハ市郡ニ拘ハラズ選出スルモノトス

第四條 當支部ニ總務委員五名ヲ置キ常議員中ヨリ支部長之ヲ選任ス

總務委員ハ支部長ヲ佐ケ支部ノ要務ヲ處理ス

第五條 當支部ニ幹事理事評議員ヲ置ク

幹事ハ總會ニ於テ各郡市ヨリ一名宛選任シ幹事中常任幹事三名ヲ互選ス

理事ハ總會ニ於テ各町村ヨリ一名宛選任ス

評議員ハ總會ニ於テ各町村内ヨリ若干名宛推薦ス

第六條 幹事ハ支部ニ關スル一切ノ事務ヲ處理シ各郡市ニ於ケル會務ヲ掌理ス但當支部ハ各郡市

ニ於テ同一ノ目的ヲ以テ組織セラレタル團體アルトキハ其團體ノ主腦者ハ幹事同格トシ其郡市

ニ於ケル會務ヲ掌理セシム

理事ハ各町村ニ於ケル會務ヲ處理ス

評議員ハ支部ノ評決ニ參加シ理事ヲ佐ケテ市町村内ノ會務ヲ擔任ス

第七條 當支部ニ相談役若干名ヲ置キ樞機ニ參與セシム

相談役ハ當支部ニ功勞アリシモノヨリ總會ニ於テ支部長之ヲ推薦ス

第八條 支部總會ハ毎年一月之ヲ開ク但必要アルトキハ臨時總會ヲ開クコトアルヘシ

緊急事項ニシテ總會ヲ開ク違ナキトキハ常議員會ニ於テ代決スルコトヲ得

第九條 當支部ノ費用ハ支部員ノ負擔及寄付金ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 本會ニ入會セントスルトキハ會員二名以上ノ紹介ヲ要ス

本會ノ會員ニシテ不都合ノ所爲アリト認ムルモノアルトキハ常議員會ノ決議ヲ經テ本部ニ除名

ノ請求ヲ爲スヘシ

第十一條 本規約ハ總會ノ決議ヲ以テスルニアラサレハ改正スルコトヲ得ス

以上

然して支部長以下役員ノ任期は總て一ケ年間となつてゐるが、毎年一月の定時總會に於て再選されることは妨げない。歴代支部長の在任期間は左の通りである。

大正二年十一月ヨリ

井 上 敬 之 助

昭和二年八月逝去迄

昭和三年一月ヨリ

吉 田 羊 治 郎

同 六年一月迄

昭和六年一月ヨリ

清 水 銀 藏

同十二年四月逝去迄

昭和十二年五月ヨリ

富 田 八 郎

同十三年一月迄

昭和十三年一月ヨリ

服 部 岩 吉

同十五年九月支部解散迄

大正二年十一月再興當時に於ける當支部は井上敬之助氏支部長として常時支部に在任し、専ら全般の黨務を處理したが、其傘下には山本岩三郎・田中重太郎・中村七右衛門の諸氏、常任幹事としてその帷幄に參畫し、又辯護士森川源吾氏は法律顧問として常に井上支部長に對し獻替するところが多かつた。

井上文部長は終始黨の發展を念頭に置き、黨勢の擴張を圖るには、言論機關の最も必要なるを痛感し、特に原總裁の援助を得て、大正十年一月大津市に於て株式會社江州日日新聞社を創立し、日日新聞「江州日日新聞」を發行し、井上氏自ら社長となり、吾が黨の主義政策は主として此の江州日日新聞によつて公表することとした。同新聞は主として山本岩三郎・田中重太郎の兩氏經營の任に當り、井上支部長逝去の後は佐野真次郎氏社長となり、後中村七右衛門氏これを繼ぎ、同氏逝去の後は、服部岩吉氏社長となりて解散當時に及んだ。

昭和二年八月井上支部長逝去に依り、貴族院議員吉田羊治郎氏支部長に就任さるゝや、黨務は主として中村常任幹事これを掌り、吉田羊治郎氏辭任され、清水銀藏氏支部長に就任の後も、中村七右衛門氏は筆頭總務として支部長を補佐し、専ら帷幄に參畫してその重責を果した。

昭和七年一月支部規約改正當時の陣容は左の通りである。

支部長 清水銀藏

顧問 吉田羊治郎  
總務 中村七右衛門

丸橋茂平  
佐野真次郎  
林甚吉  
前田節

相談役

猪田岩藏 富田八郎 丸橋茂平 中村七右衛門  
山中正吉 村田虎次郎 岡田定治郎 吉田虎之助  
津田善右衛門 桐畑捨吉 猪飼清六 小山義象  
石田與太郎 横田立次郎

黨務部長 服部岩吉  
遊說部長 久郷庄藏  
常任幹事 信正義雄  
北村清一郎

幹事

森 幸太郎

相井儀三郎 橋田 治右衛門

山崎孫一郎 杉本 勉

阿部喜兵衛 藤野 嘉平

中村吉次郎 木下順三

東野 脩 井花 伊右衛門

常議員

富田 八郎 丸橋 茂平

山中正吉 中村 七右衛門

服部 岩吉 林 甚吉

久郷 庄藏 本庄新兵衛

三津川 好照 山本 正右衛門

梅井孫三郎 阪口重太郎

猪田 岩藏 森野 正

渡邊九一郎 常喜榮太郎

佐野真次郎 前田 節

木村孫太 富山和三郎

仙波 久良

政務調査會

會長 丸橋 茂平

副會長 前田 節

警察部々長

渡邊 九一郎

同 副部長

信正 義雄

土木部々長

佐野 真次郎

同 副部長

阪口 重太郎

勸業部々長

森 幸太郎

同 副部長

安崎 安吉

教育部々長

東野 脩

同 副部長

北村 又三郎

課税部々長

山本 正右衛門

同 副部長

吉田 源平

(各市町村理事ハ之ヲ略ス)

昭和十五年九月支部解散當時の陣容は左の通りであつた。

支部 長

服部 岩吉

顧問

富田 八郎

丸橋 茂平



總務

佐野真次郎

森幸太郎

信正義雄

梅井孫三郎

前田節

小林郁

幹事

松村賢藏 山田庄太郎

河原伊三郎 山崎孫一郎

中野傳藏 岡村駒太郎

國友九重郎 關谷久佐小

常議員

信正義雄 植平彌兵衛

田代繁吉 梅井孫三郎

村岸峰吉 小林郁

山口俊三 奧村和三郎

山中正吉 高階研次郎

馬場定道 松居六三郎

長谷川良三 柳崎藤四郎

相井儀三郎 藤田音七

古川左近 河合米藏

野一色幸治 森幸太郎

谷口久治郎 前田節 (以上總會に於て選舉)

岡田定治郎 井上昇 若林乙吉 横山增右衛門

石田與太郎 (以上總會に於て支部長指名)

政務調査會長 前田節

同副會長 谷口久治郎

黨務部長 相井儀三郎

遊說部長 河原伊三郎

### 第三章 滋賀縣政と吾が立憲政友會滋賀縣支部

#### 第一節 總 說

國運の隆替は政事の善惡に依る。善良なる政事は健全なる政策より生まれ出づる。吾が立憲政友會はその歴史に昭かなる如く、中央はもとより地方に至るまで、常に時代に即應して有効適切なる政策を樹立し、國運の進展に貢献し來つた。

吾が立憲政友會滋賀縣支部は大正八年以來多年滋賀縣會に多數を制し、常に縣民の福利増進を基調として、時世の進運に伴ひ時代の要求に鑑み、また中央の大方針に呼應し、終始一貫その傳統的積極政策に依つて縣政を左右し按配し來つた。もとよりこの間反對黨内閣の下に任命せられた縣知事によつて二三吾が黨の主張を無視せられたものもあつたが、その大部分は吾が黨の主張を貫徹し來つたのである。

然らば吾が黨は過去に於て如何なる積極政策を掲げて縣政を料理し來つたか。吾が黨の積極政策を述ぶるに當つて先づ以て一言しなければならぬことは、眞に縣民の幸福を増進するには、縣民

の擔稅力如何を考察して、然る後に事業を施設しなければならない。縣民の擔稅力を度外視しての施設經營は累を後年に遺すものであつて、實に無謀であり極めて危険である。吾が黨はこの見地に立つて過去數十年間の縣政を擔當し來つたものである。

凡そ縣政百般のこと一々これを列擧すれば數限りもないが、就中最も主要なるものは土木・勸業・教育の三大項目であり、世に滋賀縣政の三大政策として喧傳されてゐる。吾が黨はこの三大項目に主力を傾注して常に積極的に行動し來つたのである。

以下項を分つて過去數十年間吾が黨の採り來つた縣政に對する態度を叙述する。

#### 第二節 土 木 政 策

吾が黨は終始一貫積極的に行動し、克く縣民の輿望を荷うて着々縣政百般の上にその實績を擧げ來つたことは謂ふまでもないところである。殊に本縣産業の開發振興を圖るために、交通機關を改善し、治水堤防を完璧たらしむる大計畫を翼賛し、本縣土木事業に巨大なる足跡を遺し、縣民の福利増進に貢獻せる業績は、以下述ぶるところに依つて明かであらう。

#### 第一項 交通機關の改善

一、道路改良

地方の開発、産業の振興は交通機關の完成に在る。交通機關の完成はその根幹たる道路の改良を第一とせなければならぬ。本縣の道路は舊幕時代より諸國の大名・小名の領地が錯雜し、一貫せる道路政策が行はれなかつたため、幅員は狭少で極めて粗悪である。後府縣制實施以來も道路政策は實に消極的であり、姑息なる改修が行はれたに過ぎなかつた。然るに大正六年十二月森正隆氏が本縣知事として着任するや、既往の縣政の跡に顧みてその刷新を企圖し、七項目より成る縣治方針を公表し、その第四に運輸交通の整備を擧げ、而してその具體的實現を期して大正七年の通常縣會に土木費經常部に屬する道路費については參千七百貳拾圓を増加し、臨時部に屬する道路については前年來の繼續工事たる大津停車場道・朝鮮人街道（佐和山隧道）及び黒田道（横山隧道）の三改修を續行すると共に、次年度の新規事業として信樂道及び長濱道路の改修を提案した。しかし、本縣の土木政策はかくの如き區々たる改修を以てしては百年の大計を劃立したとはいひ難く、茲に於て吾が黨は本來の主義主張を貫徹せむことを期し、國民黨と提携して同年十一月二十二日の縣會に土木行政の根本を調査確立し、速かに相當の提案あらんことを望む旨の建議案を上程、滿場一致を以て可決した。

建議

本縣ノ土木政策ハ未タ曾テ百年ノ大計ヲ劃立シタルモノナシ治水ノ如キ一夕ニ出水センカ水量ノ微弱ナルニモ拘ラス年々歳々同一ノ工ヲ反覆シ其損失頗ル多大ナリ將タ道路ニ至ツテハ産業ノ發達上急ヲ要スルモノ尠ナカラス故ニ當局者ハ宜シク土木行政ノ根本ヲ調査確立シ速カニ相當ノ提案アラントコトヲ望ム

右建議候也

大正七年十一月

提出者

- |      |      |      |      |        |       |       |       |       |       |
|------|------|------|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 猪飼清六 | 伊東甚作 | 西田利七 | 丸橋茂平 | 中村七右衛門 | 河村平兵衛 | 渡邊元三郎 | 山田與平治 | 岡田定治郎 | 山本岩三郎 |
|------|------|------|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 宮 | 原 | 岸 | 中 | 竹 | 井 | 横 | 大 | 石 | 河 | 安 | 北 | 大 | 谷 | 西 |
| 川 | 田 |   | 村 | 原 | 角 | 山 | 西 | 川 | 路 | 井 | 村 | 角 | 鎌 | 島 |
| 留 | 四 | 善 | 芳 | 正 | 常 | 秀 | 平 | 丹 | 重 | 喜 | 久 | 重 | 次 | 孫 |
| 吉 | 郎 | 平 | 三 | 一 | 藏 | 太 | 吉 | 七 | 平 | 造 | 二 | 郎 | 郎 | 吉 |
|   | 左 |   | 郎 |   |   | 郎 |   |   |   |   | 郎 |   |   |   |
|   | 衛 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   | 門 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

滋賀縣會議長 安原仁兵衛殿

森知事は本建議の趣旨を採用するに吝ならざる意見を明かにし、「金は私の方へ御任せになつて出来るだけ出さうと云ふことであるから時としては公債を起すとか何とか云ふ方法も講じなければならぬ。其邊も豫め御承知を願ふ」旨を言明した。かくして漸く本縣の土木政策は積極的に劃立せらるべき端緒を得るに至つた。

翌大正八年四月、堀田義次郎知事着任し、よく政府の積極方針を體して縣政に臨むや、吾が黨本縣支部長井上敬之助氏亦よくその傳統的積極政策を提げて縣下百般の施設を當局に建築するところがあつた。偶々この年九月本縣會議員の總選舉執行せられ、吾が黨は多年強固を誇れる國民黨の地盤を覆して縣會に絶對多數を制し、茲に滋賀縣政は縣民の輿望を荷える吾が黨に依つて料理案配せられる時期を開くに至つたのである。土木政策に於てもいふまでもなく吾が黨は當局に建築し督勵を加へ、殊に道路政策に就いては從來の姑息なる消極策を排して一貫せる道路網の確立を期し、これが一大改修を企圖した。これに加えて、この年四月實施せられた道路法に據れば、道路の有効幅員は國道に於ては四間以上、府縣道に於ては三間以上、町村道に於ては二間以上を必要としたから、從來幹線十二尺支線九尺を標準とせる本縣の道路は全般的に擴張改修を喫緊の急務とするに至つた。茲に於て堀田知事は同年十一月の通常縣會に、縣下に於ける國縣道の重要路線十一線、大津・今津

線(滋賀・高島)、今津・敦賀線(高島)、市場・南船木線(高島)、大津・福井線(坂田・東淺井・伊香)、柏原・米原線(坂田)、彦根・桑名線(犬上)、愛知川・能登川停車場線(愛知・神崎)、八幡・日野線(蒲生)、水口・長野線(甲賀)、朝宮・石山停車場線(甲賀・栗太)、大津・宇治線(滋賀・栗太)の各路線の改修計畫即ち工費金二百三十八萬圓の道路改良費繼續豫算を提案した。堀田知事は提案理由を説明して「本縣に於ける縣道は今尙ほ比較的不完全であります。東海道・中仙道の二つの國道及び北國協往還の三つの國道は稍々相當のものである。是れとても道路法の發布後必ず相當の改修は必要と思ふ。此外最も必要なる縣の道路が今日迄殆ど皆不完全に残されて居るのである。何うしても之は一定の計畫を立て順次進んで行かなければならぬのである。」といひ、所謂湖周道路として中央に琵琶湖を抱擁せる縣下各地の連絡を計り、一貫せる道路網の確立を企てたものであり、本縣道路改良事業の第一期改修工事として企劃せられたのである。總工費二百三十八萬餘圓の内、その半ばは起債に依り、残りの半ばは十ヶ年間支辨の計畫として豫算を編成し、大正九年度の支出は豫算の上に於て貳拾參萬七千六百圓となり、その内拾壹萬七千六百圓は起債に俟つ計畫であつた。本案の提出せられるや吾が黨は双手を舉げて歓迎し、縣會は土木委員會に附託して慎重審議せしめた。同委員會は遂に原案を可として本會議に報告し、本會議また滿場一致を以て議決した。

この二百三十八萬圓計畫は湖周道路の完成を目標としたのであるが、本計畫中海津・木之本間が閉却せられてゐるため、吾が黨の富田八郎・井花伊右衛門氏等は同區間の連絡を講ぜねば湖周道路としての效用を完ふせぬことを指摘し、地元地方民亦これに呼應して起ち、相共に同區間改修工事の實現を期して熱烈なる猛運動を展開した。吾が黨亦その緊要なるを認め、舉げて援助を惜まなかつたから、縣當局も遂にその熱誠に動かされ、縣會の閉會間際に至つて突如追加議案として調査費の名目にて貳萬圓を要求した。即ち普通土木費中にて毎年貳、參萬圓の連年支辨とし、拾五年計畫、約四拾五萬圓を以てこれを開通せんとする案を樹て、その初年度の支出として貳萬圓の豫算を提案したのである。これに對して吾が黨の西島孫吉氏は土木委員長としての報告に於て「來年度の第一期計畫の追加として御出しになるなれば誠に結構と思ふ。若しさう云ふ形式が取れぬならば繼續事業でやると云ふ御考へであるか何うか」と質し、知事は「只今のところ何とも申上げ兼ねるが自然是等のものも繼續費として研究しなければならぬものと思ふ」と答辯した。爾後當局は本工事の形式を連年支辨とすべきか、繼續費とすべきかに就て調査研究を行ふこととなつたが、兎に角本工事用を完ふするために改修せられることとなり、關係地方民の熱烈な希望はもとより、吾が黨の主張も遂に貫徹することを得た。

次ぎに國道鈴鹿峠の改修がある。この問題は長年に亘る懸案であり、縣民多數の希望するところ

であつたが、前年の縣會に於てその建議案が全會一致を以て可決せられ、その結果當局は決議の趣意を尊重して、茲に提案を見るに至つたのである。知事の提案理由の説明によれば、隣接三重縣に於ても痛切にその必要を感じ、主任者が來たつて交渉を遂げ、本縣亦これに應じたのであつて、三重縣は自ら進んで國庫に對して補助金の申請を行ひ、總工費參拾七萬九千貳百四拾七圓の内その半ばを國庫の補助に仰ぎ、残りの半ばを三重縣七分・滋賀縣三分の割合を以て負擔することとなり、本縣の負擔金總額五萬六千八百八拾七圓の内參萬五千圓を九年度の豫算に計上されたのである。本案は吾が黨の協賛に依て大多數を以て議決されたが、茲に問題となつたのは吾が黨提出に係る國道變更に關する建議案である。即ち本縣甲賀郡三雲村大字三雲所屬横田橋より柏木・大野・土山・山内の各町村を通じ、國道鈴鹿峠を経て三重縣鈴鹿郡關町に達する東海道の國道に代ふるに、横田橋より分岐し同郡北柚・南柚・寺庄・大原・油日の諸村を経て三重縣阿山・鈴鹿の兩郡を通じ關町に達する新海道及び伊賀街道を新たに國道に認定せられむことを要請するといふのである。反對黨は若し本建議案の趣意が内務省に依て採用される場合を想像すれば、鈴鹿峠の改修は不急の事業であり、徒らなる縣費の濫費に過ぎぬと主張したが、吾が黨は將來國道の變更がなされる場合がありと假定しても、先づ以て僅々五萬六千餘圓を以てなし得る鈴鹿峠の改修を施行し、縣民の蒙れる多大の不便を除くべきことを唱へ、原案を支持したのである。一方建議案も東海道及び新海道の現實の

景況に顧み、速かに國道變更の實現すべきを強調してこれを可決した。

本縣會に於てはこの國道變更の建議案の他に、八幡驛より八日市沖野ヶ原に貫通する路線及び八日市驛より同所に達する路線を國道に編入せられむことを要請する建議案並びに假定縣道若狹街道（西近江路今津町より分岐し同郡三谷村を経て福井縣小濱灣に通ずる道路）を國道に編入せられむことを要請する建議案及び假定縣道西近江路（第二號國道より分岐し大津市滋賀・高島兩郡を経て高島郡饗庭野に達する路線及び敦賀方面より高島郡劍熊村・海津村を経て饗庭野に達する路線）並に假定縣道北國街道（伊香郡木ノ本町より坂田郡長濱町を経て鳥居本村大字矢倉に達する路線）を國道に編入せられむことを要請する建議案は何れも吾が黨に依て提出せられ全會一致を以て可決せられた。

尙ほ本縣會中、縣民の大なる注意を喚び起したのは、縣道認定の諮問に關する問題であつた。即ち本年四月道路法實施の結果、道路法の規定に據り、新たに縣道として認定すべき路線決定の必要を生じ、知事は舊縣道中より百三十三路線を選び、これを縣道として認定すべき諮問を縣會に發した。縣會は全縣民の利害に直接關係ある重要案件なりとして直ちに委員會を構成し、吾が黨の中村七右衛門氏委員長に推され、全委員は慎重に審査を進めた。吾が黨は合理的且つ縣下の實情に即せる道路網の確立はこの期にありとして徹底的に調査研究を行ひ、殊に知事の諮問案は舊縣道中七十

餘里を削除せるため、その地方の有志は編入に就て日夜奔走努力しつゝある實情に鑑み、吾が黨は從來の不統一無整理の状態にある難駁なる縣下の道路を、熱烈なる民意を反映せしめて、整然たる一貫せる道路網として、諮問案に對する答申に具現すべく大いに盡力した。その結果委員會は百參拾參路線中四路線の起點・經過地或は終點に變更を加へ、他に參十四路線參拾參里餘を軍用上・産業上緊要なる道路として縣道に編入すべしとなす答申を決定し、本會議亦これを可決した。茲に於て縣會は答申通りの縣道認定の實現を期し、主務省をしてかゝる民意を認めしめむとして、縣當局と協力し、且つ縣會の權限により最善の努力をなすべき委員をおくことゝなつた。しかし、この問題は地方の事情に最も精通し地方的利害に重きを置かむとする縣會と、縣下全般の上より觀んとする縣當局と、國家的立場をとる内務省との間に往々見解の相違を生じ、ために縣會の希望もその悉くは容認せられなかつた。而も縣會は飽くまでその貫徹を期し、爾來年々内務大臣及び縣知事に縣道認定に關する意見書及び建議を提出し、その實現に努めた。

尙は又、この年地元民多年の努力が報らられて、朝鮮人街道彦根鳥居本間佐和山隧道は八月に、坂田郡黒田道横山隧道は十一月に、夫々起工せられる運びに至つた。兩者共地元の利害得失に關する重要事業として夙くより有志の間に調査研究せられ、又屢々縣當局にその實施の急務なるを陳情し、常局亦必要を是認したのであつたが、年々歳々縣費多端にして容易に採用せられず、荏苒年を

過したのであつた。殊に横山隧道の如きは明治參拾壹年當局に申請せしより年々、郡選出縣會議員・郡會議員又は郡長各町村長その他郡有志は一意専心熱血を傾注し、地元東西兩黒田村民に至つては文字通り痛心苦慮寢食を忘れ、殊に吾が黨の高森慶多郎、北村幾太郎兩氏の如きは目的を達せざれば止まざるの意志を以て不屈の運動を繼續し來つたのであつたが、未だ時機の到來せざると、工事の過大なるを以て容易に目的を貫徹し得なかつたのである。然るに大正五年十一月に至り、時機は突如として來つた。即ち彦根鳥居本佐和山隧道に對し、寺村庄三郎氏より巨額の寄附金ありて、縣はまさに該工事を實行することに査定せられたるに際し、東西兩黒田村民はこれがため大いに刺戟せられて、この機逸すべからずとなし、工費支辨の途を顧慮することゝし、地方有力者の援助と相俟つて、遂に縣當局の探るところとなり、縣會に於ても吾が黨はじめ各派の協賛を得て無事通過し、佐和山隧道は大正六年より同八年に至る參ヶ年繼續事業として、横山隧道は大正六年より同九年に至る四ヶ年繼續事業として計畫せらるゝに至り、漸く多年の宿望を達するを得たのである。而して愈々起工の準備に着手せんとするや、時恰かも歐洲大戰亂に際會し、これが影響を受くること頗る多く、事業計畫に變更を加ふるの已むなきに至り、繼續年期を延長して、佐和山隧道は大正八年八月、横山隧道は同年十一月を以て工事に着手した。その後物價の騰貴せる上に、道路法による隧道幅員の擴張を要し、加ふるに隧道内壁を煉瓦卷に工事を變更するの必要を生じ、そのために

豫算工費を追加すること數回に及んだ。かくして爾來工事は漸次進行し、横山隧道は大正十二年五月遂に總工費拾壹萬七千八百六拾參圓を以て竣工し、ついで佐和山隧道も大正拾參年六月に至つて總工費拾參萬七百五拾六圓を費して落成し、關係地方民多年の熱望は漸くにして目的を貫徹することを得た。

大正九年十一月三十日通常縣會開會せられ、前年の縣會に於て問題となれる海津・木之本線の道路改修工事は十五箇年間の繼續事業として繼續費六拾六萬千五百圓中大正十年度支出額貳萬五千圓を豫算に計上、提案せられた。前年の縣會に於ける知事の説明によれば工費として四拾五萬圓を擧げており、同區間内の隧道工事はすべて切り放ちとし、煉瓦を用ゐざる計畫であつたが、當時實施中の佐和山・横山兩隧道の工事の結果に鑑み、隧道はすべて煉瓦巻きとせるため、工費の増加を來たすこととなつたのである。本議案が日程に上せられるや、反對黨は直ちにこれを葬り去らうとして喧噪を極め、議場は忽ち收拾し能はざる混亂に陥りしため、日を更めてその即決否決の要求を採決の結果少數を以て否決され、吾が黨の絶對的支持のもとに委員會附託となつた。委員會に於ても本工事は最も機宜を得たる適切なるものと認められたが、不幸にして當時の財界の状況はかゝる新事業の實施を困難とせるため、暫く時機を待つ意味に於て原案に多少の修正を加ふるの已むなきに至り、大正十年度の貳萬五千圓を五千圓に、大正二十年度より大正二十三年度に至る連年の支出額

五萬圓とあるを年々五萬五千圓に修正することに決定し、本會議亦委員會の決定通り多數を以て可決した。本案上程以來その可否に就て囂々たる論議を捲き起し、縣民注視の的となれる本議案は吾が黨の協賛のもとに無事通過するを得た。

大正十年の通常縣會に於ては、道路改修の新規の事業として大津停車場より紺屋ヶ關に達する道路の改修が提案せられた。即ち京町通より濱通までの延長改築の必要を認め、これを二箇年の繼續事業として工事費參萬七千圓の内大正十一年度の支出額として壹萬八千五百五拾八圓を計上したが、委員會は縣財政の事情・工事の性質その他諸種の事情に鑑みこれを削除するに決定し、本會議もその決定通り本議案を否決した。

この時に當り吾が黨は、財界の不振を挽回し産業の振興を圖るには道路の改修を以て最も緊要のこととし、吾が黨議員の全員を提出者となし、中村一藏氏他九名の他派議員の賛成を得て左記の建議案を提出し、全會一致を以て可決した。

#### 建議

道路ヲ改修シ交通ノ完成ヲ圖ルハ最も緊要ノコトニシテ本縣ハ曩ニ第一期改良工事ヲ實施シタリト雖モ漸ク數線ニ過ギズ 然ルニ本縣主要道路ノ改良ヲ達成セムトスルニハ須ラク第二期ノ計畫ヲ爲シ以テ速カニ之レガ施工ヲ爲スハ頗ル急務ノコトナリト認ム 而シテ縣道改修ニ要スル地元



寄附金ノ如キハ宜シク工事ノ性質並ニ町村ノ資力ヲ考査シ其負擔ニ堪ヘザルモノアル場合ハ適當ノ方法ヲ執リ以テ施工ノ緩急ヲ誤ラザラムコトヲ望ム。以上ノ要求ヲナサムガ爲メ府縣制第四十四條ニ依リ本縣知事ニ意見書ヲ提出セムトス

右建議ス

大正十年十二月十七日

大正十一年九月二十日臨時縣會を召集して、「縣會議員選舉區分區ノ件」「各選舉區ニ於テ選舉スヘキ縣會議員ノ數ヲ定ムルノ件」の二議案及び「滋賀郡外十一郡權利義務歸屬ニ關スル内務大臣諮問」と共に「府縣道認定ノ件諮問」が提案された。就中「府縣道認定ノ件諮問」は郡制廢止の結果從來の郡道の歸屬を決定して縣道に編入すべき路線の認可を内務大臣に求めむとするにあり、本縣會を通じての最重要問題として論議が集中された。提案された道路の延長は百七十餘里に達し、その内約十三里は道路の系統を立てる都合上町村道を編入し、その殘約百六十里は郡道であつて、從來の郡道二百二十餘里の七分乃至七分五厘に相當するものであつた。これに對して縣會は議長指名に依る調査委員中村七右衛門・梅井孫三郎・谷謙次郎・堀田圭三・立石軍次・横畑耕夫・片岡達吉・石田與太郎・井用常藏・西田太一郎の十氏をして審議せしめた。その結果委員長中村七右衛門氏の報告によれば、委員會は地方自治の上より觀て産業の發達・交通の便否を勘考し、原則として

積極方針を採用するに決し、諮問路線は殆んど是認するに決定した。但し路線の變更すべきもの八線、この延長の削除が一里二十六町、新編入が六里三十町、又線名或は起點を變更せるもの三線。尙ほ諮問案の外に追加認定すべきものが三十五線、この延長が二十二里二町あつた。これに對して委員の一人井用常藏氏は知事が既に積極的提案をしてゐるに拘はらず委員會が尙ほ進んで積極的の追加答申をなすは道路の濫設なりといひ、又西田與三郎氏は中央・地方共に緊縮方針を執るべき時局に當り、多數の縣道移管を行つて縣費の増嵩・膨脹を來たすは絶対に避くべきなりとして、委員長の修正案に反對し原案說に賛成したが、吾が黨はもとより大多數の議員は積極的に産業道路を開發し縣民の福利増進を圖るは刻下の現状に照らして適宜の處置なりとして、委員長の修正案を支持し、これを議決した。縣當局は本決議に基づきその全部に亘つて認可を得べく極力内務省と折衝を重ねたが、遂にその全部の認可を得るに至らず、一部は削除せらるゝ運命に陥つた。このため本年の通常縣會に於て吾が黨の中村七右衛門氏は猪飼清六・堀田圭三・中村一藏・片岡達吉・梅井孫三郎の諸氏と共に立石軍次氏他十五氏の賛成を得て「曩ニ臨時縣會ニ於テ本縣知事ノ諮問ニ對シ答申シタル郡道中ヨリ縣經濟ニ移管スベキ路線中未ダ内務省ノ認定ヲ畢ラザルモノニ付テハ本會ハ更ニ内務大臣並ニ本縣知事ニ對シ其理由ヲ敘述シ極力答申全線ノ認定ヲ求ムムガ爲メ府縣制第四十四條ニ依リ之ガ意見書ヲ提出セムトス」なる建議案を提出し、異議なく決議せられた。當時農村振興を

叫ぶの極めて急なる秋に際し努めて町村直接の負擔を輕減して交通の完備を圖るは最も喫緊のことであつた。この趣旨に立脚して縣會の答申に基づく縣道の編入は縣民の意思を適切に代表したるものといふべく、爾來吾が黨は連年の如く建議してその貫徹に努めた。

大正十一年の通常縣會に於ては政府の緊縮方針及び一般經濟界の事情等が斟酌せられて緊縮豫算が提出せられた。豫算總額は四百七拾五萬六千餘圓にして尙ほ且つ前年度に比して拾七萬七千餘圓の増加であるが、その内八萬六千圓は郡制廢止に伴ふ必要已むを得ざる増加であつた。年々相當多額の膨脹を見つゝあつた。本縣の豫算がかゝる程度の増加に止まつたのは豫算全般に亘つて緊縮節減を加へられたによることはいふまでもないが、中でも貳百參拾八萬圓の道路改良繼續費中約拾七萬圓の事業繰延によるところが大であつた。されば當時猪飼議員の如きは「大正十二年度ノ豫算ハ要スルニ此道路改良費ノ拾七萬圓ト云フモノガ緊縮方針ノ犠牲ニナツタト云フニ過ギナイノデアリマス、而シテ繰延ベラレタル土木費ハ繼續費全體ニ亘ルノデアリマセズ、大津今津線、大津福井線、船木市場線ノ三線ト日野八幡線デ、所謂西近江路線外三線ノ改良工事が緊縮方針ノ犠牲ニ供セラレルニ外ナラヌノデアリマス」といひ、「地方産業ノ發達ト文化ノ普及ニ至大ノ關係アル土木事業ノ繰延ベラ斷行シナケレバナラヌト云フニハ先ヅ之レニ先立ツテ其他ノ豫算ニ付テ極力緊縮刷新ヲ加ヘヨリ以上緊縮ノ不可能ナル場合ニ於キマシテ初メテ此事業ノ繰延ベニ著手セラレルノガ順序

デハナイカト思ヒマス」とて、本豫算に於て緊縮を加ふべき多くの餘地があるにも拘はらず何が故に西近江路外三線を犠牲に供せしやと激しく當局に迫り、又吾が黨の石田與太郎議員も猪飼氏と全然同意なりといひ、「本年他ノ方面ニハ何等繼續費ニ對シテ、延期ヲ提案セラレテ居ナイデ、唯此四ツノ路線ダケノ延期ヲシナケレバナラヌト云フコトハ、餘程特殊ノ理由ガアルモノト思ヒマスガ、如何ナル理由ニ依ツテ此四線ダケヲ延期セラレタノデアリマスカ」とて、傳統的に土木政策に積極主義を執り來れる吾が黨の立場上激しく當局に詰め寄つたが、島内内務部長は亦「來年度ノ豫算ニ於テハ積極主義ヲ否認スルガ如キ御批判ヲ蒙ルコトハ少シク當局ニ於キマシテハ迷惑ニ感ズル次第デアリマス」と應酬し、委員會に於て當局の懇切なる説明を得て、遂に原案を認むるに決し、本會議に於ても異議なく可決した。

大正十二年九月縣會議員總選舉執行せられ、吾が黨は克く戰つて歴倒的大勝利を博し、定員三十名中二十三名を獲得、縣會に絶對的勢力を確立した。この年十月、大正八年四月以來常に縣政全般に亘り積極主義を堅持して縣民の福利増進に盡瘁し、殊に土木・教育行政に於て置縣以來未だ曾てあらざる大計畫を樹立し、着々その業績を挙げ來たつた堀田知事は、政界革新・既成政黨打破を二大政綱として成立せる山本權兵衛内閣によつて休職を命ぜられ、その後任として末松階一郎知事が着任した。

本年の通常縣會に提案せられた大正十三年度豫算は關東大震災による政府の財政緊縮の方針に隨つて編成せられた。土木費の内道路に關するものとして主なるものは鈴鹿峠改修工事の繼續年期及び支出方法中更正の件、海津・木之本線道路改修工事の繼續年期及び支出方法中更正の件及び貳百參拾八萬圓道路改良工事の繼續年期及び支出方法中更正の件であつた。

鈴鹿峠の改修工事は既決の計畫としては總工費五拾六萬千六百參拾四圓を以てする大正九年より同十二年度に至る四箇年の繼續事業であるが、内務省の意見に依り起點より六百十間迄はその最急勾配十分の一を十五分の一以下に緩和することとなり、その結果として道路延長が二百四十六間餘延び、工費として貳拾壹萬貳千餘圓の増額を要することとなり、且つ工事期間を大正十四年度まで延伸する必要上提案せられたものであり、縣會は滿場一致を以て本案は已むを得ざるものなりとして可決した。

次ぎに海津・木之本線は總工費六拾六萬千五百圓を以てする大正十年より同二十四年に至る十五箇年繼續事業であるが、財政緊縮の方針に隨ひ、事業の一部を繰延ぶるも施工上支障を來たさざることを認め、十三年度の四萬圓を參萬圓とし、十九年度の五萬圓を六萬圓と更正せんとするのであつた。曩きに執行せられた總選舉に於て吾が黨が壓倒的絶對多數を占めしことは前述の通りであるが、吾が黨に反對する縣政革新同志會の一派は三十名中漸く六名の議員を有し何等の權威もないに

拘はらず、縣民に對し新聞に將た演說に常に妄論を逞しふして誤解を與へんことを努め、海津・木之本線改修事業に就いても常にこの道路の開鑿を不要なりとし狼道と命名して、多大の縣費を投ずるの不可を鳴らし來たつた。されば同派の某議員は知事の説明に對して、財政緊縮の折柄本事業を休止すべしと唱へたが、しかし飽くまで自説を固執することをせず、爾後の議案審議の際に於て縣當局の計畫通りに大音の隧道より先きに着手すべしとの希望を述べて賛成した。これ常に彼等が縣會以外に於ては各地に宣傳して、政友會がかく不要の施工に協賛し、縣民の負擔を重からしむると訴へ、暗に縣民より政友會に對し怨嗟の聲を發せしむることに努めながら、扱てこれを實現すべき場所に臨み、而もその宣傳したる責任者が黙々として繼續施工に賛成したるは實に政治家の責任を忘却したるものといはねばならなかつた。吾が黨の中村土木委員長は委員會の報告中に於て、反對派の根據なき反對のための反對を論駁し、本事業完成の曉は伊香・高島兩郡の交通を隔絶せる天嶮を打破してその交渉聯絡を圖り兩郡の文化開發を促進せしむべきこと、伊香郡の貳拾萬圓餘に上れる山林・水産の生産物は新生面を吹出し、各地市場に躍動するに至るべきこと、高島郡及び舊西淺井郡と敦賀との聯絡を良好ならしめ、演習地たる饗庭野に對して軍事上の利便を開通すべきこと、舊兩郡の人情上の差別と疎隔を撤去し、郡治郡民の圓滿を期し得べきこと、この方面は縣下同一の縣費を負擔しながら從來その恩典に浴することなかりしを以て人道上又社會政策上同一の恩典に均

霑せしむる必要あることを述べ、反対派の根據なき休止説を論駁した。縣會は多數を以て原案を可決した。

次に道路改良に於ても工事の施行上一部を繰延べても敢えて支障を來たさざることを認め、十三年度の既定支出額貳拾參萬五千圓を六萬五千圓に變更減額すべく提案されたが、土木委員會は尙ほ繰越の餘地あるものと認め更に貳萬圓を十九年度に繰越することに満場一致を以て修正を決定し、本會議も異議なく可決した。

本縣會に於て吾が黨の中村七右衛門・山本岩三郎・丸橋茂平・石田與太郎・堀田圭三の諸議員により植平彌兵衛外十七名の賛成を得て郡道移管に關する建議案が提出せられた。本問題は過去一年八箇月の間縣民が寢食を忘れて戦つて來たのであるが、その結果として曩に縣會が議決せる百九十七里十四町に對し八分七厘の認定を得、殘餘七十四線四十里の路線は未だ認定の運びに至らなかつた。それ故保留線全線の認定を求めんがために本縣會の決議に基き意見書を提出せんとする建議であつた。反対派は縣道編入の得失を調査研究の上にて意見書を提出すべしとなし時期尙早論を唱へたが、吾が黨は壓倒的多數を以てこれを可決した。

又本縣會に於て縣政革新同志會議員より道路愛護に關する建議、吾が黨より治水・道路政策に關する建議が提出されたが、吾が黨は道路の愛護は道路政策の一小部分に過ぎない、治水道路の根本

政策を立てるといふ建議が一方に出てゐる以上かゝる問題のために建議する必要を認めずとこれに反對し、遂に否決された。これに對し吾が黨提出の治水道路政策に關する建議は絶對多數を以て可決された。本建議は左の通りである。

#### 建 議

本縣ニ於ケル治水道路ノ政策ニ關シテハ曾テ調査ニ着手スルモノアリト雖モ多クハ部分的ニシテ其方法未ダ盡サ、ルモノアリ然ルニ河川修備ノ完カラザル結果ハ年々多大ノ災害復舊工費ヲ要シ道路ノ不完整ハ依然交通運輸ノ便ヲ缺キ延テ産業ノ振興ヲ阻害スルコト頗ル多シ乃チ速カニ根本的大策ヲ確立シ財政ノ狀況ニ適應シテ漸次是レガ施設ヲナシ得ベキ最善ノ方法ヲ講ズルハ刻下緊要ノコトナリト信ズ故ヲ以テ更ニ適切ナル調査考究ノ歩ヲ進メ如上ノ缺陷ヲ補正スルノ計畫ニ出デラレンコトヲ要望スル爲メ府縣制第四十四條ニ據リ本縣知事ニ是レガ意見書ヲ提出セントス

大正十二年十二月十七日

大正十三年九月、吾が黨は政務調査會土木委員長中村七右衛門氏の名を以て「土木ニ關スル政務調査委員會意見書」を發表し、通常縣會に臨むに當り大正十四年度豫算の上に具現すべき吾が黨の土木政策の根本策を決定した。同意見書中道路に關する部分を摘記すれば次ぎの通りである。

一、道路ニ付テハ四百八十八里ノ多キニ達シ之レガ根本ノ改修ハ容易ノ業ニ非ラズ

大正八年來道路改良工事等企畫セルハ其理想ノ一端ヲ實現セルモ其延長ハ四十二里ニシテ僅ニ國縣道ノ一割位ニ過ギズ

道路ハ産業ノ發展ニ資シ或ハ其發展ヲ誘導セントスルモノニ付之レガ資源ノ開發ヲ爲スハ急務中ノ急務ナリトス 然ルニ實施ニ當リ改良工事ノ如キハ敷地買收等ニ種々ナル支障ヲ來シ當初ヨリ手ヲ染メザルモノ數線アリテ豫算計上ハ有名無實ニシテ年々多額ノ繰越ヲナシツ、アリテ改良工事ノ目的ヲ沒却セリ 其原因ハ地元ヨリノ工事費補給ニ大ナル困難アリテ到底實施ノ見込ナキモノ數線アリ是等ハ買上價格ノ失當ヲ改メ關係地方ヨリノ工事費補給等セシメザル事ニ根本方針ノ改善ガ先決問題ナリトス 故ニ一時實施ノ見込ナキモノハ此際繰延或ハ打切ヲナシ或ハ前年度ヨリ繰下額ハ一般會計ヘ編入シ歳入ノ増額ヲ計リ他日大ニ伸ビントスル前提トシテ緊縮シ置ク事

道路改良費用地買收費

時 價

九六七、八八四圓

地價ノ三倍額

一五四、一五〇圓

特殊工事費中十二年度ヨリ十三年度へ繰下額ハ

八二六、五六九圓

單年度工事費中十二年度ヨリ十三年度へ繰下額ハ

九二、八七一圓

一、新規事業ハ一切見合ス事

一、道路改良工事中實施ニ當リ當初豫定計畫ヲ際限ナク變更シ實行シタルハ甚ダ不都合ニ付當局ニ

警告ヲ與ヘル事

尙ほ細目に亘つては、經常費に屬する土木費中道路橋梁費に於て「原則トシテ大正十二年度當初豫算ヲ根據トシ自然減額ノモノハ雜費修路工夫五人ヲ増員シ之レニ充當スル事」となし、臨時費に屬する土木費中道路橋梁費に於ては「原則トシテ大正十二年度當初豫算ヲ根據トシ自然工事ノ打切等ノモノハ減額ス 道路改修費中十三年度工事ニシテ繼續的デナキ路線ノ費額ハ壹萬貳千參百餘圓トス 大正十四年度へ繰下豫定額ハ壹萬千八百餘圓トス」となし、又土木費中大正十三年度支出額中道路改良費は「大正十三年度迄ノ繰下額拾萬圓ハ繰延ベセズ一般會計ヘ編入シ大正十四年度分貳拾參萬圓ハ二十年度へ繰下グル事」となし、縣會に臨む態度を決定した。尙ほ前年の縣會に於て問題となれる海津・木之本間の改修工事に就いても、吾が黨の態度を定むべき根據として左の詳細なる調査書を作製した。

海津・木ノ本線道路改修工事ニ關スル調査

本工事ハ豫算總額金六十六萬一千五百圓ヲ以テ自大正十年度至大正二十四年度十五ヶ年繼續事業ニシテ延長五里ヲ改修シ急峻坂路四個ノ内二個ハ隧道ニヨリ二個ハ迂回ニヨリテ此天嶮ヲ打破シ伊香・高島ノ交渉聯絡ヲ圖リ兩郡ノ文化開發ヲ促進スルノミナラズ是レガ竣功ノ曉ハ長濱町其他

湖東地方ト敦賀方面トノ交通ハ現在國道第十二號線中縣界ニ介在スル刀根越ノ難嶮ニ依リ全ク阻止セラレ居ルニ比シ其交通上ノ利用ニ一大刷新ヲ促スモノナリ

一、工事進捗ノ狀況

本工事ハ既ニ伊香郡伊香具村飯浦ヨリ塩津村塩津濱ニ至ル間ハ藤ヶ崎ヲ迂回スルコトニヨリテ改修濟トナリ（大正九年度單年度工事費壹萬七千二百七拾貳圓四拾參錢支出濟）賤ヶ岳隧道工事ハ大正十三年三月一日ニ着手シ大正十八年三月三十一日ニ竣功ノ豫定ヲ以テ目下施行中ニシテ隧道總延長ハ二百十間ノ内導坑ハ東口八十六間、西口六十八間合計百五十四間丸形ハ東口三十六間、西口三十四間合計七十間ハ已ニ掘鑿ヲ了シ明年一月中ニハ導坑ヲ貫通スベク丸形以上ノ掘鑿モ順次進捗スベク尙又東口延長二十間ノ區間ハ地質最モ不良ナルヲ以テ長ク之レヲ放置スル時ハ上部地山ノ墜落ハ免レ難キヲ以テ本年度中ニ煉瓦ヲ以テ所定ノ卷立ヲ完了スル豫定ナリ

一、工事續行ヲ必要トスル理由

本隧道ハ延長二百十間ノ内西口八間東口百五間合計百十三間ハ土砂又ハ頁岩一名土丹岩ニシテ掘鑿當初ハ硬質ナルモ湧水又ハ風雨ニ暴露スル時ハ脆弱トナル最モ不良ノ地質ニシテ湧水多ク而シテ殘部九十七間ノ區間ハ大體硬質ノ岩石ナルモ所々不良地質ノ龜裂アリ其ノ龜裂ヨリ湧水アリ此等湧水ト換氣ノ不充分トニ依リ坑内ハ著シク濕潤トナリ是レガ爲メ支保工用木材ハ虫入ヲ早カラ

シメ從ツテ強度モ架設當初ノ強度ヲ保持シ難キニ依リ時々地山ノ壓力ニ依リ支保工ヲ壓潰スルコトアリ此ノ如キノ隧道工事ハ一般ニ換氣ヲ完全ニシ短期日ニ完了スベキモノニシテ長期ニ亘リ施行スルハ最モ不得策トスルコトハ明ナル事實ナリ 本隧道工事ニ於テモ同様前記百十三間ノ地質不良個所ハ多量ノ湧水ノ爲メ地山ニ弛ミテ生ジ表面地質脆弱トナリ地山ノ壓力遂次増加スルニ反シ支保工ノ強度之レニ反比例シテ減少スルヲ以テ今日迄折角掘鑿セル導坑及丸形ノ壓潰ヲ免レルコト保シ難キヲ以テ本工事ヲ續行セザル如キコトハ技術上不得策トス

且又前述ノ如ク導坑ハ延長貳百拾間ニ對シ百五拾四間ノ掘鑿ヲ了シ殘部五拾六間ハ明年一月中ニ貫通ノ豫定迄進捗シ來レル今日之レヲ打切ルトセバ前述ノ如ク技術的見地ヨリ不得策トスルノミナラズ既ニ年度ヲ越ヘテ請負契約ヲナシタル本工事ニ對シテハ請負人ニ於テモ既ニ洞門用石材煉瓦土工用軌條トロ及工事材料卷揚機等ノ各種材料ヲ既ニ購入又ハ契約ヲナシ且職工人夫ノバラツク建設並ニ工事ノ必要ナル材料置場及材料運搬道路新設ニ對スル報償ヲナシ居ルヲ以テ請負人ニ對スル補償額モ相當多額ヲ要スベキモノト認ムルヲ以テ縣ハ隧道工事完了ニ事實上必要ナル工事費以外ニ無用負擔ヲ要スベキコトトナリ縣經濟上不適當ト認ム

大正十三年十一月十二日通常縣會が開會せられた。本縣會に提案せられた大正十四年度豫算は政府の財政整理の方針並に地方財政の整理緊縮に關する數次の訓令の趣旨に依つて編成せられた消極

的豫算であり、その総額は四百拾五萬一千六百三十八圓であつて、これを前年度當初豫算に比ぶれば三十三萬五千六百六十五圓の減額であつた。

土木費大正十四年度支出額中道路に關するものに就ては、先づ鈴鹿峠改修工事は國庫補助の關係上一部の工事を大正十五年度に繰延べて既定支出額四萬二千四百十五圓を一萬八千圓に改め、次ぎに道路改良費は用地買収その他の故障に依り既定計畫を遂行し得ざるものが少なくなき、又一方縣財政の關係に依り既定支出額二十三萬五千圓を一萬五千圓に改め、殘額はこれを大正二十年度に支出すべき更正案が提出された。

縣會は土木委員會をして慎重審議せしめたが、その結果は先づ鈴鹿峠改修工事費は原案を是認し、道路改良工事費は大正十四年度の是正額一萬五千圓を五千圓に修正し、尙ほ大正二十年度支出額を二十三萬圓に修正し、更に前年度より繰下げ額中に於て十萬圓を一般會計に編入することに決定した。その理由とするところは前掲の吾が黨の調査中に述べられたところと同様である。これに對して縣當局は、今十萬圓を一般會計に繰入るれば十萬圓だけの工事は施行不可能となり、従つて縣會の希望も時に依つては副ひ得ず、或は地方の要求にも應じ得ざることとなつては甚だ遺憾なりとして再考を求めたが、本會議は中村土木委員長の報告通り可決決定した。

本縣會中吾が黨は「郡制廢止の結果郡道の移管に付ては既に概ね縣道に認定せられたりと雖も大

正十一年本縣會に於て決議答申したる路線中其の認定を求むる手續に於て尙ほ盡さざるものありと認む故に知事は是等に對し案を具して今期縣會に於て諮問を了し該決議の實現に努められんことを要望する爲め府縣制第四十四條に據り本縣知事に意見書を提出せんとすといふ建議案を提出し、大多數を以て可決した。

大正十四年通常縣會の召集に先立ち、吾が黨は土木政策全般に亘つて調査研究をすゝめ、縣會に對する方策を決定した。その土木部政務調査要項に就て道路に關するものをみれば、先づ海津・木之本線に於ては大正十三年度より大音隧道工事に着手し、大正十八年度に竣功の見込を以て工費三十二萬三千百五十圓にて請負に附され、當時二割三分九の出來形であつた。然るに同年に到り雨量甚だしきため岩層に變化を來し崩壞の恐れなしとせず、且つ支保工は十五年度以降には耐え難く、豫定年度割を以て遂行すれば非常なる損害を來すを以て豫定年度を短縮し、大正十五年限り竣功せしめ工費は一時繼續費中より流用せんとするにあつた。

次ぎに大津停車場線改修工事は大津停車場より大津電車まで貫通する路線にして京町通より濱通までは延長百三十四間五分幅員八間に擴張するものにして工費十六萬三千三百五十四圓を要する豫定であり、縣・大津市及び大津電車は夫々その三分の一宛を負擔し、停車場より京町通までの擴張は大津市が負擔し起工するものであるが、本工事は往年縣會に於て否決の運命に逢着し、種々なる

行掛りもあり、直ちにこれを斷定するは尙早の嫌なしとせず、これが可否はすべて支部長に一任するに決した。

次に郡制廢止に伴ふ縣道移管に就ては屢々縣會に於て意見書を提出し、殘餘保留路線を當局は縣會に諮問の提案をなし速かに認定の手續を執るべきことを要望せしも當時に至るも何等の對策を講ぜなかつた。由來本問題は縣民が寢食を忘れあらゆる人事を盡して奮闘せし重大問題であつた。この重大問題にして緊要なる而も熱烈なる縣民の輿望を貫徹するため、吾が黨は適當なる對策を講ずるは最も緊要なりと認めた。

又觀音坂隧道工事は隧道百五十間・道路九百四十五間・幅員二間半の工事であつて工費二十四萬餘圓を要し、内地元より八萬三千圓と用地寄附物件保證の申出があつた。本工事は多年の懸案にして産業開發上必要なりと認むるを以て大正十五年度より同十九年度限り完成の見込を以て起工するを適當と認めた。

大正十四年十一月十日通常縣會は開會せられた。劈頭高橋守雄知事は起つて豫算に關する演説を行ひ、大正十五年度豫算は我が國經濟界の狀況滋賀縣の狀態を考慮して大體に於て何れも消極緊縮の方針を執れることを言明した。しかし産業の開發については唯單に消極無爲の手段に出でたなれば現在我が縣民の享有し居れる福利を大いに減殺するが如き結果を生ずるに至ることを恐れたから、

來年度の消極政策の按配程度は新税を起さず増税を起さざる程度に止めたことを明かにした。質疑に入つて吾が黨議員は、殊に土木費に於て多大の削減を加えたる當局の消極主義に遺憾の意を表し、縣民は土木費に金を出すことを各まぬことは年々縣會に喧しく叫んでゐるところであることを述べて當局の反省を促した。當局はこれに應じて豫算に現はれたる數字を擧げてその消極主義を執るにあらざることを辯明したが、吾が黨は傳統的積極政策を提げて殖産興業の見地より積極的に土木事業を施行すべきことを力説した。

本縣會に於て土木に關する事項中大いに論議された問題は天津停車場より紺屋ヶ關港に至る路線の改修であつた。その總工費は十六萬三千三百五十四圓にして、内五萬四千四百五十二圓は縣費負擔、殘餘十萬八千九百二圓は折半して大津市及び大津電車の寄附金に依り、これを大正十五年度同十六年度の二箇年繼續事業として施行する案であり、十五年度の支出額八萬千圓、その内縣費負擔は二萬七千圓、他は寄附金に依るものであつた。工事の内容は道路の幅員を八間として停車場まで大津電車が乗り入れる計畫であつた。この計畫に對して沿道の市民一千有餘名が連署して反對の陳情書を提出し、吾が黨議員亦これがために却て大津市の繁榮を害する懸念なきやを當局に質し、當局に質し、當局は市の繁榮になるとも市の繁榮を害するものにあらざることを確信し、唯多少商賣その他に於て移動のあることは免れずとするも、そのために文明の利器の設けられるのを否定する



理由なしと答へたが、本案は極めて重要な議案なるにより土木委員會に附託された。委員會は慎重調査の結果大津市をして遊覽都市たらしむるには遊覽客を電車にて素通りせしむることは大津市の繁榮を策するものにあらず、且つ大津市を遊覽地となす將來の大計を樹てる上に於ては尙ほ幾多の問題が横はり、この幾多の問題が解決或は完成せる曉に於てこの電車の併用道路を開通しても決して遅くないといふ見地より八間幅を五間幅に修正し、電車の併用は時期尙早なりといふ意味に於て或る時期まで併用せしめないといふ理由のもとに本案の修正を決定した。これによれば幅員八間を五間に修正し、縣費負擔及び市の寄附金によつて工事を施行することとし、總工費十一萬一千八百八十六圓、十五年支出額五萬五千九百四十三圓、内縣費負擔を三萬七千二百九十五圓、寄附金を一萬八千六百四十八圓と修正するのであつた。これに對して縣當局は強硬に原案の無修正通過を唱へ、反對派亦原案を支持したが、採決の結果中村委員長の報告通りに修正案を大多數を以て可決した。

次に道路改良費十五年度支出額二十三萬五千圓を財政狀態並に事業進捗の程度を考慮して十八萬五千圓を減額して五萬圓に止めんとする修正案は原案通り異議なく可決された。

又本縣會中十二月二日、吾が黨の中村七右衛門・山本岩三郎・丸橋茂平・佐野眞次郎・石田與太郎の五氏は吾が黨議員はもとより他派議員悉くの賛成を得て「土木費繼續事業中海津・木ノ本線改

修工事ノ繼續年期支出方法更正ノ案ヲ具シ今期縣會ニ提出セラレンコトヲ望ム」との建議を提出した。その理由とするところは「縣道海津・木ノ本線中賤ヶ岳隧道工事ハ起工以來工程大ニ進捗シ此作業能率ヲ續行セバ大正十五年度遅クモ大正十六年度半期中ニ於テ竣成ヲ告ゲ得ベキ狀勢ニアリ然ルニ工事費ハ連年支辨ニシテ大正十九年度ニ至ラザレバ其ノ金額ヲ支出シ能ハザルガ故ニ工事請負人トシテハ經濟上止ムヲ得ズ其ノ能率ヲ限定シ遅々タル工程ヲ歩ムコトヲ餘儀ナクセラレツ、アリ而シテ曩ニ一部崩壞シ更ニ最近亦崩壞シ作業ニ大打撃ヲ與ヘ工事ニ徒ラナル澁滯ヲ來シタル結果本縣ニ於テモ自然工法ノ變更ト共ニ工費ノ増額ヲ要スルニ至ルベク即チ開鑿ニ應ジテ煉瓦捲ノ施工ヲ繼續スレバ斯クノ如キ被害ヲ避ケ得ベキモノナルニ工費ノ支出年度長キニ比シ工事が寸時モ停頓シ難キ性質ナル爲メ遂ニ互ニ不測ノ損害ヲ蒙ラザルベカラズ故ニ大正十七、十八、十九年度ノ既定計畫工費ヲ大正十五、十六年度ニ繰上ゲ工事ノ支障ト危害ヲ防ギ此速成ニヨリテ交通ノ利便ヲ促進スルハ最モ喫緊ノコトナリト認ム」といふのであつた。本建議案は滿場異議なく可決、縣當局亦建議の趣旨を容れて、同五日修正案を提出し、全會一致可決した。修正案によれば十五年度支出額既定額四萬圓を十一萬五千圓に、十六年度既定額五萬圓を十一萬圓に、二十一年度より二十三年度に至る三ヶ年各二萬圓を五萬五千圓に更正するのであつた。

又この月七日には吾が黨の中村七右衛門氏他四名提出者となり植平彌兵衛氏他十六名を賛成者と

して郡道編入に關する建議案を提出し、二百二十九里を除く殘餘のものについて速かに歸屬を決定すべきを要望した。本建議案は大多數を以て可決された。

尙ほ數十年來縣下の輿論となり、吾が黨亦その開鑿の緊急なるを認める觀音坂隧道問題は遂に本縣會に於ても提案を見るに至らなかつたが、吾が黨は縣財政その他種々の事情を考慮して黙過した。しかし本問題解決の氣運は漸く促進され、吾が黨亦その喫緊の事業たるを痛感せるため近き將來に具體化するべきは明かであつた。

大正十五年十一月、吾が黨政務調査土木委員會は通常縣會に臨むに當りその意見を明かにした。土木政策全般に亘るものであるが茲に便宜上掲出することとする。

本縣ノ地勢ガ中央ニ太湖ヲ有シ四圍ニ山脈連亘スルガ故ニ之ヨリ流出シテコノ太湖ニ集注スル河川ノ數ハ極メテ多ク從ツテ堤防ノ修築ヲ要スルモノマタ洶ニ尠ナカラズ 殊ニ道路ハ地勢ノ關係上他府縣ニ比シ延長最モ多ク頻繁ナル交通ハ自然之レガ營繕ヲ加ヘザルベカラザルモノ年ト共ニ多々益益多キヲ見ルノ状態ナリ 現ニ大正十四年各市町村ヨリ申請シタル數ニ徴スルニ

○道路 申請

四十八里三十町

工費 百五十八萬二千八百圓

○堤防修築並ニ修繕費

五十六ヶ所

工費 三十五萬九千五百圓

工費 十八萬四千七百六十三圓四十五錢

○市町村土木費補助

合計二百十二萬七千六十三圓四十五錢ニシテ年々其額ヲ増加スルモ決シテ減少シタル事ナシ 然ルニ本縣ノ土木費ヲ見ルニ大正十五年度ニ於テ右ノ申請ニ對シ漸ク

○道路改修並ニ修繕費トシテ 工費 十六萬四千九百圓

○橋梁架換並ニ修築 工費 八萬四千二百二十圓

○堤防修築並ニ修繕 工費 十三萬千七百四十一圓

○市町村土木補助費 一萬三千二百二十圓

ヲ支出スルニ過ギズ 斯クノ如ク年々少額ヲ以テ施工スルガ故ニ本縣ノ道路橋梁堤防等ハ孰レモ不完全ナルモノニシテ交通マタ治水上誠ニ遺憾ニ堪ヘザルモノ多シ 殊ニ道路ノ不整ハ其産業發展上ニ及ボス影響極メテ甚大ナルガ故ニ各市町村ハ競ツテ速カニコノ施工ヲ翹望スルニ拘ラズ縣ハ政府ノ緊縮方針ニ基キ却ツテ從來ヨリ尙低キ豫算ヲ計上スル有様ナルヲ以テ道路ノ整備ノ如キハ遂ニ百年河清ヲ待ツニ等シク其結果本縣民ノ受クル不利不便蓋シ尠ナラズ 即チ是等ノ費用ヲ努メテ尠ナカラシメ以テ其改修營繕ニ多年ヲ要スルガ是乎、將タ進ンデ適當ノ方法ヲ講ジ其資源ヲ得テ縣民ノ希望ニ應ジ速カニ之レガ完備ヲ圖リ以テ交通運輸ノ便ヲ開キ延テ産業ノ振興ニ資

スルガ否ナルカ等ハ今日最モ考究ヲ要スベキ重大ナル事柄ナリトス 惟フニ本縣ノ狀勢ト縣民ノ輿望ヨリ靜カニ之ヲ省察スル時ハ宜シク公債其他ニ據リ確實ナル財源ヲ求メ現下各町村ノ要求セル施工ニ對シ努メテ速カニ之レヲ完成セシムルノ積極的施設ニ出ヅルヲ以テ却ツテ縣民ノ福利ヲ増進スベキ捷徑ナラント信ゼリ

以上ハ本縣土木政策ノ遂行ニ關スル根本的方針ニ屬スルモノニシテ假リニ此確立ヲ姑ク措クトスルモ本縣ノ道路橋梁堤防等ノ現狀ハ上述ノ如ク極メテ不整ナルモノニシテ交通治水上縣民ノ不利ヲ蒙ルモノ洵ニ多シ 故ニ是等ハ唯從來縣當局ノ執レル方針ヲ踏襲スルノミニ委センカ縣經濟上却ツテ尠ナカラザル不利ヲ加ヘ縣民ノ不便洵ニ忍ブベカラザルモノアリ 故ヲ以テ先ヅ其根本的理想ニ進ム前提トシテ大正十六年度豫算編成ニ際シテハ尠ナクトモ土木費ニ關シテハ左ノ諸點ヲ考慮スルヲ以テ最モ適當ナリト認ム

これを以て吾が黨の土木政策に關する事項のみを摘記すれば次ぎの通りである。先づ經常部に於ては道路修繕費は「現今八萬二百九十五圓ヲ支出セルニ對シ其一割八千二十九圓ヲ増加スル事」とし、臨時部に於ては道路橋梁費は「現豫算額十三萬三千五百三十圓ニ對シ八千七百三十六圓ヲ増加スル事」とし、又繼續事業に於ては大津停車場紺屋關港線改修工事に關シ「大正十四年ノ通常縣會ニ於テ本案提出ノ際縣會ハ港線大津電車ノ軌道併設ニ反對シタルニ其後知事ハ該會社ノ特許權申請

ニ對シ同意ヲ與ヘタルノ副申ヲナシタリト聞ク 果シテ然ルトキ是レ縣會ノ意思ヲ尊重セザル行爲ナリト認ム」となし、道路改良費に關しては「既定計畫ノ遂行遅々トシテ進捗セザルモノ或ハ絶對ニ遂行不可能ナルモノアリ 宜シク之ヲ整理スルノ必要ヲ認ム」となし、多年懸案の觀音坂隧道工事に關しては「本工事ノ施工ハ縣民年來ノ希望ナルモ今尙其實施を見ルニ至ラズ 縣當局ハ速カニ之レガ施工ノ計畫ニ出ヅルコトヲ望ム」となし、郡道移管の件に關しては「年々縣會ニ於テ意見ヲ提出セル舊郡道ニシテ未ダ歸屬ノ決定セザル道路ニ對シテハ直ニ其所屬ヲ定ムル事」となし。吾が黨は以上諸意見の貫徹を期して（十五年）十一月十五日開會の縣會に臨んだ。

本縣會に提案せられたる道路に關する主なるものゝ一つは鈴鹿峠の隧道並にそれに取付の道路の一部分は既に大正九年度より十五年度を以て完成したのであるが、これを十八年度まで延長してその隧道に連なるところの國道を改修して隧道開鑿の目的を完成するの必要を認め、本改修工事費の既定額二十三萬二千百十三圓を三十六萬九百八十七圓に更正し、新たに十六年度に於て二萬圓を計上したのである。本件は異議なく可決。

次ぎに二百三十八萬圓の道路改良費中十六年度の既定額二十三萬五千圓を四萬圓に更正する案に就ては吾が黨の中村議員より、本工事は大正九年度より二十一年度に至る繼續事業として計畫されてより年々事業の進行上支障を來し豫定の遂行が不可能となり多額の繰越しを重ねてゐることに遺

憾の意を表し、その對策を講ずべきことを希望したが、本件亦全會一致を以て可決した。

又本縣會中吾が黨は前掲の政務調査會の意見に則り、本縣の道路橋梁堤防は年々少額なる費用を以て工事を施行するが故に何れも不完全であり交通・治水上遺憾の點多しとなし、本縣の情勢と縣民の要望にこたへ速かに公債或はその他の方法によつて確實なる財源を求め、これを完成せしむる積極的施設を以て將來に對する適當なる處置なりと説き、これに對する當局の所見を質すところがあつたが、更に吾が黨は土木大策に關する建議案を提出、大多數を以て可決した、建議案は左の通り。

建議

本縣ノ道路橋梁堤防ノ修築營繕ハ其多クハ一時ヲ糊塗シテ將來ノ利害ヲ深く省慮セザルノ傾キアリ  
斯ノ如キハ交通・治水上縣民ノ蒙ル不利・不便極メテ多大ナルモノアリト認ムルガ故ニ縣當局ハ宜シク速カニ是レガ大策ヲ確立シ其施設ニヨリ大ニ縣民ノ便益ヲ増進スルコトニ努メラレン  
コト事ヲ望ム

尙ほ本縣會に吾が黨が提案せる道路に關する三建議がある。先づその一つは土木費縣費補助規則改正に關する建議である。

建議

舊郡道ニシテ縣道ニ移管洩トナリ目下所屬未定ノモノハ路面極度ニ荒廢シ車馬ノ交通ニ障害少ナカラズ之レ等ノモノニ對シテハ速ニ其歸屬ヲ定メシメ市町村ニ於テ之レヲ市町村道ニ認定シタルモノ及ビ縣道ニシテ路線變更ノ結果市町村道ニ移管シタルモノニ付テハ之レガ改修施行ノ際ニハ縣道改修ノ場合ニ等シキ補助金ヲ交付シ其施行ヲ容易ナラシムベク土木工費補助規則ヲ改正セラレンコトヲ望ム

次ぎに多年地方民の熱望し、吾が黨亦その緊要なるを認めたる谷坂隧道及び花坂隧道開鑿に關する建議である。

建議

縣道郷野長濱線ハ東淺井郡ノ東部ヲ貫通シ同郡東北部諸村より虎姫停車場ニ達スル最捷徑ナルモ上草野田根兩村ノ間ニ谷坂ト稱スル小坂アリテ車馬ノ交通ヲ妨ゲ約十二基メートルノ道程ヲ迂回スルニ非ザレバ運輸ノ利便ヲ得ル能ハズ 爲メニ地方産業ノ發達ヲ阻害スルコト甚大ナリ 今此谷坂ニ百米内外ノ隧道ヲ掘鑿セバ僅カニ約千五百メートルニテ田根・上草野兩村ノ間ヲ連絡シ東淺井郡東北部諸村ノ運輸交通上甚大ノ利便ヲ得ベシ 即チ此谷坂隧道ノ開鑿ハ多年地方部民ノ熱望スルコトナルヲ以テ速カニ之レガ實現ヲ希望スルタメ本縣知事ニ意見書ヲ提出セントス

建議

縣道市場和邇港線ハ高島郡朽木村ヨリ滋賀郡葛川村及ビ伊香立村ヲ經テ和邇港ニ達スル要路ナルガ葛川伊香立兩村ノ中央ニ花折峠ト稱スル峻坂アリ 物資ノ出入ヲ妨ゲ地方産業ノ發達ヲ阻碍スルコト甚大ナリ 今此峻坂ニ約百五十メートルノ隧道ヲ掘鑿セバ百分ノ十乃至十五ノ急勾配ニテ延長凡ソ二千メートル以上アル湖西唯一ノ峻路ヲ平坦ナラシメ葛川村全部朽木村ノ三分及京都府愛宕郡久多村全部ノ生産品タル木材薪炭等ノ運輸ヲ容易ニシ安曇川流域ニ於テ京都電燈株式會社ガ發電所ヲ設置セシ以來流筏ニヨル木材ノ搬出ニ惱ミツ、アル地方ノ苦痛ヲ輕減シ運輸交通上至大ノ利便ヲ得ベシ 而シテ此花折峠隧道ノ開鑿ハ地方部民多年ノ熱望スルトコロナルヲ以テ速カニ之レガ實現ヲ希望スル爲本縣知事ニ意見書ヲ提出セントス

以上の三建議案は何れも大多數を以て可決され、土木に關する積極的施設を以て將來に對する適切なる處置なりとする吾が黨の傳統的積極政策は着々成果を收むることを得た。唯前途を達見してその實現を見るに至るか否かは一にかゝつて當局の英斷に俟たなければならなかつた。ために吾が黨は當局を鞭撻してその具體化に努めるところがあつた。

又本縣會に郡道編入に關する諮問が發せられた。郡道問題は、大正十一年七月以來殆ど五年に亘つて喧ましく論議せられた問題であり、その間三回に亘つて主務省より縣道編入の認可を得てゐるが、未だに歸屬を決定せず、所屬未定或は保留線として曖昧なる状態に放置せられたる道路が約三十一

里あり、その内の若干は大正十二年六月郡長を經て發せる通牒によつて關係町村に於て町村道と認定した。然るに殘餘の四十三線二十二里三十町の道路は今尙ほ縣にも市町村にも歸屬せず所謂「宙ぶらりん」の道路として殆ど荒廢に傾いてゐる状態であつた。茲に於て吾が黨は本縣會中屢々歸屬未定のかゝる路線を如何に處置するかに就て當局の所見を質したが、當局亦その解決の必要を痛感し、十二月十一日に至り府縣道追加認定並に路線變更廢止の件を縣會に諮問した。その内容は追加認定十三線六里四町九間、變更七線、廢止二線であるが、その結果保留線四十三線二十二里三十町中四里二十七町五十三間が残るのみとなり、郡道問題の解決は略々成れりと稱してもいゝ状態となつた。この諮問に對して縣會は追加認定及び變更路線中各一線を變更する外は原案を承認する旨を答申した。

昭和二年八月八日、吾が黨所屬の本縣參事會員丸橋茂平・佐野眞次郎兩氏は富山・神崎・植平・安村・上原・谷口諸氏の賛成を得、參事會の決議を以て左の道路改良に關する意見書を本縣知事に提出した。

#### 意見書

本縣ノ道路ハ概ネ粗惡ニシテ運輸交通ノ利便ヲ缺キ其主要ナル部分ニシテ未ダ自動車ノ通ゼザルトコロアリ 爲メニ人文ノ發達ヲ阻害スルコト尠ナカラズ 是ヲ以テ去ル大正十二年及大正十五

年通常縣會ニ於テ土木大策確立ニ關スル意見書ヲ縣當局者ニ呈出スルトコロアリ 當局者又相當之レガ實行方法ニ關シ考慮セラレツ、アルハ信ジテ疑ハザルトコロナリト雖從來施行シ來レル道路改良工事及短年度ノ特別工事ヲ部分的ニ而モ短區間ニ之ヲ行フガ如キヲ以テシテハ恐ラクハ數拾年後ニアラザレバ稍其目的ヲ達成スル能ハザルベクスノ如キハ到底時世ノ進運ニ伴ハザルモノト認ム 故ニ縣當局者ハ此際速ニ大々的計畫ヲ樹テ昭和三年度ニ於テ縣債ヲ起シ一舉シテ主要道路ノ完成ニ努メラレンコトヲ望ム

かくして吾が黨は、縣下の交通の現状に鑑み、二百三十八萬圓の道路改良工事が現に實施せられつゝありと雖も、その實狀は財政その他の事情により年々その豫算は繰り延べられ、殆ど有名無實に歸せるを遺憾とし、茲に更めて大々的計畫を樹立し、産業・交通上本縣百年の大計を定めんことを當局に慫慂するところがあつた。

當時に於ける本縣内道路の延長は、國道三路線四十二里二町、縣道二百六十二路線四百五十四里二十五町に上れるに對し、最近年度に於て二間以上に改修せる延長は僅かに八十七里餘に過ぎぬ状態であつた。殊に二百三十八萬圓計畫に於ては、この年十一月の調査によれば大津・今津線は十一里四町の内三里二十七町九、今津・敦賀線三里二十二町の内三十五町九、市場南船木線三里二十二町の内一里一町八、大津・福井線六里二十五町の内二町二、彦根・桑名線二十五町は未着手、愛知

川・能登川停車場線一里の内四町、八幡・日野線四里二十二町の内一里二十九町三、水口・長野線一里は未着手、朝宮・石山停車場線一里は完成、大津・宇治線二里の内一里十九町六、合計三十六里一町豫定の内漸く十里十三町九を實施したに過ぎなかつた。(柏原・米原線は國に變更の結果自然消滅した)

かゝる狀況であつたから、吾が黨は工事進捗の一日も速かならんことを要望し、現在の計畫乃至實施の現状を以てしては刻下の急務に即應せざらんことを憂へたのであつた。そこで吾が黨は、「土木費中道路橋梁費ハ經常臨時費共甚ダ少額ニ失スル嫌アリ 宜シク財政ノ狀況ヲ考察シ出來得ル限リ増額スルノ必要アリト認ム」とその根本方針を確立し、「臨時費中ノ短年度道路改修費橋梁架換費ノ増額及箇所ノ増加 但シ繼續ノモノハ引繼キ之ヲ施行スルト同時ニ新規ト雖必要ノモノハ之ヲ施行スルコト」、「土木工費縣費補助ハ從來極メテ少額ナリ 是亦前二項同様大ニ増額ヲ望ム」、「道路改良工費及繼續費ハ勿論多年ノ懸案タル事業ニ付テハ財政ノ狀況ヲ考察シ適當ニ按配スルコト」との態度を定めて昭和二年の通常縣會に臨んだ。

この年(昭和三年)九月、縣會議員の總選舉執行せられ、吾が黨は克く戦つて反對派を押へ、議員定員三十名中十九名を當選せしめ、縣民の輿望にこたえた。

十一月十四日、總選舉後の初の通常縣會が開會せられ、今村正美知事はその劈頭、昭和三年度豫

算編成に關する説明を行ひ、この春全國的に突發したる經濟恐慌は深刻に縣下各地に影響し、縣民の經濟に大なる脅威を示し不安を感ぜしめつゝある現狀に鑑み、昭和三年度豫算は非増税・非募債主義に據らざるを得なかつたことを明かにした。しかし必要缺くべからざるもの、或は緊急を要すものはすゝんでこれを実施すべきことを述べた。土木に關するものとしては、歳出臨時部に屬する土木費中道路橋梁費に於て、從來の豫算を以てしては不充分なりと認め一萬一千圓を増額し、又國道第二號線京津間の一部を修築せんため一萬五百餘圓を計上した。又土木費繼續事業として、新たに産業の開發、地方の發展のために石田・近江長岡停車場線、觀音坂隧道開鑿の計畫を定め、又縣下國縣道に架設せる長さ三十間以上の橋梁にして至急改築を必要とすべきもの三十六橋を選び、總工費百二十三萬圓を以て十ヶ年繼續事業として之が架換を計畫した。(三十六橋繼續費は橋梁の項参照) 就中觀音坂隧道の開鑿は多年に亘り地方民の要望するところであり、縣會に於ても連年論議せられた問題であり、吾が黨は亦夙くよりその必要を痛感し、その實現のために努力を惜まなかつたことは前述の通りである。關係地方民としてもその實施方を熱望し、あらゆる機會に陳情その他種々の運動を重ねてゐた。左に掲出せる九月三十日付縣會議長に提出せる陳情書によつてその熱意を察知すべきである。

## 陳 情 書

陳情ノ要旨 縣道石田・近江長岡線中觀音坂ニ隧道掘鑿ノ計ヲ立テ本年度ノ縣會ニ提案セラレタ

キコト

理由 本路線ハ縣道長濱・石田線ト共ニ往古ヨリ朽木街道(高島郡朽木侯ノ參觀道路ナルニヨル)又ハ谷汲街道(岐阜縣谷汲ニ通スルニヨル)ト稱シ遠クハ岐阜・愛知ノ兩縣ヨリ近クハ坂田郡山東部(伊吹、春照、大原、柏原、東黒田ノ一部)及ヒ東淺井郡東草野方面ヨリ長濱地方、尙湖ヲ距テ、高島郡方面ニ至ル交通極メテ頻繁ナル最近路線ニ御座候處臥龍山(一名横山)郡ノ北端ヨリ南ニ亘リ蜿蜒トシテ横ハレル結果觀音坂ナル峻坂アリテ諸車ノ通行不能ニシテ交通運輸上一大支障ヲ來スニヨリ時代ノ趨勢ト社會ノ進歩ハ到底現狀ノ儘ニ推移スルヲ許サズ今ヨリ三十餘年前已ニ隧道掘鑿ノ議起リ種々畫策セラレ候處會々黒田坂ニ於テモ是ニ稽ヒ唱フルニ至リ爲メニ郡内ニ所謂二頭ヲ追フノ狀態トナリシヲ以テ郡ノ先覺者ハ大イニ是レヲ憂エ茲ニ一堂ニ會シ郡一致ノ意見トシテ先ハ觀音坂ニ是ヲ完成シ次テ黒田坂ニ及ボスベシトノ議協定セラレ縣亦之レヲ容レテ明治三十三年測量設計ナサレタルモ豫算ニ計上スルニ至ラズ不幸今日ニ至リタルガ却テ弟妹トサレタル黒田坂ノ先ツ完成シタルハ實ニ遺憾至極ニ御座候ノミナラズ一層速成ノ必要ヲ感スル次第ニ御座候

前述ノ如ク本路線ハ山東・山西兩部ノ物資集散交通運輸上ノ要路ノミナラズ岐阜・愛知縣方面ヨリ長濱方面ニ更ニ湖水ヲ利用シテ湖西・湖南ニ連絡スル最近幹線ニ御座候處觀音坂ノ嶮アルニヨ

リ遠ク郡ノ北端タル龍ヶ鼻（臥龍山ノ起點）ニ迂回シテ用ヲ辨シ爲メニ多大ノ時間ト勞力ヲ空費シツ、アル實情ニ御座候且近時附近ノ石田、七條、南小足、朝日等ノ各地ハ湖國ノ名産タル天鷲絨、別珍、濱縮緬、蚊張等ノ纖維工業勃興シ其産額實ニ全縣下織物ノ三分ノ一ヲ超過スルノ盛況ニ有之從テ是レガ原料製品石炭其物ノ物資ノ運搬頻繁ニシテ交通状態亦之レニ正比例致シ居リ候殊ニ昭和六、七年頃ヨリ勢江鐵道ノ一部木ノ本・關ヶ原間開通セラレ春照、大原方面ニ停車場ヲ設置セラレ、ニ際シ是等工業地帯ト其レヲ連結スルニ最モ肝要ノ義ト存シ候

尙沿道名所舊跡多ク殊ニ觀音坂ノ東麓ニ伊富貴山觀音護國寺ナル靈場アリ歴代皇室ノ御尊崇深ク現ニ數多ノ御繪旨御令旨古文書等保存セラレ石田三成ノ出生地トシテ歷史上顯著ナルニヨリ參拜者訪問者常ニ其跡ヲタエサル次第ニ御座候

要スルニ本隧道ハ交通運輸上産業發展上其影響スル所甚大ナルニヨリ大正九年坂田郡會ニ於テ郡會一致其必要ヲ認メ先ツ測量ニ着手シ縣費ノ補助ヲ申請致シ候處不幸ニモ郡制廢止ノ厄ニ遇ヒ郡ニ屬スル一切ノ新事業ハ之レヲ中止スルノ止ムナキニ至リ候然レトモ地方ノ熱烈ナル希望ハ到底抑止スベクモアラズ益々其熱情ヲ嵩メ年々縣ニ陳情致シ來リ候而シテ縣ハ地方ノ聲ヲ容レ再々實地御踏査ノ結果其必要ヲ認メラレ末松前々知事閣下ハ提案ヲ言明セラレ又昨年ノ縣會ニ於テ「隧道掘鑿シテ交通ニ便スルハ必要ナルモ本年ハ經費ノ都合上豫算ニ計上スルニ至ラザリシガ後年度

ニ於テ豫算編成ニ際シ必ズ考慮ヲ如エ地方ノ希望ニ副ハントスレト御聲明アリシハ地方民トシテ本隧道ニ一段ノ光明ヲ加エタルヲ喜ブ次第ニ御座候

右ノ次第ニ付目下縣費多端ノ折柄恐縮ノ至リニ御座候得共格別ノ御同情ニヨリ是非本年ノ豫算ニ御計上相成郡民一致ノ熱烈ナル希望ヲ達成スベク御高配ヲ賜リ度先ハ事情ヲ開陳シ地方民ヲ代表シテ偏ニ奉懇願候也

昭和貳年九月三十日

觀音坂隧道期成同盟會

委員長 松田與吉  
副委員長 堀田圭三

（以下略之）

かゝる地方民の多年に亘る熱烈なる希望は縣當局の容るゝところとなり、當局は本事業を以て急施を要するものとして茲に提案されるに至つたのである。その内容は總工事費二十四萬七千四百八十八圓を以てする昭和三年度より昭和六年度に至る四ヶ年の繼續事業とし、總工事費の内十六萬四千四百八十八圓を縣費負擔とし、八萬三千圓は寄附金に俟つ計畫であり、昭和三年度支出額は四萬二千五百圓、内一萬二百圓は縣費負擔、三萬二千三百圓は寄附金であつた。これに對し反對派は、



本事業を以て急施を要すべき性質ありとなす當局の説明を納得せず、種々これを阻止せんと企てたが、吾が黨は曩に本事業の實施を要望する建議をなし、多年に亙つてこれが實現に努め來たつた關係上原案を可となし、遂に多數を以てこれを可決した。

尙ほ、大津停車場・紺屋ヶ關港線の改修は去る大正十五年及び昭和二年度の二ヶ年の繼續事業として上小唐崎町より濱通まで改修することになつてゐるが、濱通りより紺屋ヶ關港まで延長六十間餘の改修未計畫につき明年度に於て併せて計畫を立てられんことを望むとの希望決議が附せられた。昭和三年四月、吾が黨は縣政に對する大體方針を定むるため、特別委員を設置して調査研究の結果、財界の現状に鑑み、各般の施設は經費を増額せざる限度に於てこれを按配するに止むるも、土木事業に就いては時世の進運に伴ひ、大々の積極政策を採用するに決定し、縣當局に對しその意見を建言するところあり、更に八月に至り縣政百般の調査研究をなすため政務調査會を設け、約二ヶ月に亙り慎重に調査研究を遂げ、その成案はこれを縣當局に示して昭和四年度豫算編成の參考資料に供した。就中土木に關しては次ぎの如く所信を明かにした。

土木費ニ至リテハ毎年之ヲ他ノ豫算ニ比シ其尠少ナルヲ遺憾トスルモノナリ 即チ一タビ本縣ノ地勢ヨリ之ヲ見ルトキハ道路・堤防・河川・橋梁・堰堤等土木事業トシテ施設ヲ要スルモノ頗ル多キニ拘ラズ毎年豫算ニ計上スル處多カラザルガ故ニ或ハ繼續事業トシテ長年月ヲ要スル計畫ヲ

樹テ又ハ少部分ヅ、ノ單年度工事モ同ジク相當ノ歲月ヲ費シ徒ラニ交通ノ不便ト危險ヲ自カラ求ムルガ如キコト往々免ガレザル處ナリ 惟フニ彼ノ十年計畫ニ依ル道路改良工事ノ如キ又近クハ三十六橋ノ架替工事ノ如キ自然多年數ヲ要スルガ爲ニ或ハ既定ノ年度割計畫ニ齟齬ヲ來スノ恐レシトセズ 殊ニ地方長官ノ交迭ニ依リ其度毎ニ種々異ナレル長年度ノ計畫ヲ樹立セルモノアリ 工事ノ方針常ニ一定ヲ缺キ相當ノ日子ヲ費スモ工程更ニ進捗セズ甚シキハ未ダ着手ヲ見ザルモノアルニ至リテハ彼ノ三十六橋架替ノ如キモ其ノ豫定計畫ニ從ヒ果シテ進工シ得ルヤ否頗ル疑ヒニ堪ヘザルモノアリ 凡テ整理シ且ツ繼續事業トシテ着手又ハ將來起工セントスルモノ等ヲモ更ニ査覈ヲナシ寧ロ土木費ニ對シテハ縣債ヲ起シ從來ノ如キ年度等ヲ定メ却ツテ其長キニ失スルガ爲メニ非常ナル不利ヲ來スノ弊ヲ改メ即チ交通治水ノ便益ヲ期スル上ニ於テ年々適當ノ支出ヲナシ之レガ完整ニ努ムル事アラバ産業振興ノ上ニモ至大ノ利益ヲ見ルコト實ニ明瞭ナリ 此ノ意味ニ據リ土木事業ニ對シ縣債ノ方法ニ出レバ當ニ土木事業ノ促進ヲ期スルノミナラズ自然他ノ豫算ノ配給ニモ便シ各施設スベキ事業ノ權衡ヲ得テ大ニ縣民ノ福利ヲ増進スルニ至ルベキヲ確信スルモノナリ

更に部分的に希望するところとして次ぎの五項目を擧げてゐる。

一、道路橋梁堤防等ノ修繕費ハ前年度ニ比シ三割以上増加セラレタシ

- 二、市町村道路補助費ハ前年度ノ倍額以上増如セラレタシ
- 三、從來ノ郡道ニシテ縣道ニ移管洩レトナリタル路線ノ改修ニ對シテハ特別補助ヲ與ヘラレタシ
- 四、定期自動車ノ交通路線ニ要スル修繕費ハ其幾分ヲ受益者ニ負擔センメタシ
- 五、産業道路トシテ特定シ之ニ長年月ノ日子ヲ要シテ改修スルハ彼ノ十年計畫ノ道路改良工事ニ均シキ結果ニ陥ランカヲ恐ル宜シク寧ろ交通ノ不完全ナル道路等ヲ速ニ改修シ而シテ更ニヨリ以上改善スルヲ適當ナリト認ム

昭和三年十一月九日を以て通常縣會開會せられ、堀田鼎知事は昭和四年度豫算に關する説明を行つた。而して土木に關しては、元來本縣の道路橋梁の修繕改修が他の府縣のそれに比して決して優つてゐるものではないこと、又近時自動車の發達普及に伴ひ必要なる道路に對して適當なる改修をなすことは極めて緊急を要する實狀に鑑み、土木費の經常部に於て三萬千餘圓、臨時部に於て七萬八千餘圓を増加せることを述べた。これは吾が黨が常にその必要を力説し來たつたところであり、當局亦その必要を認めて茲に提案するに至つたのである、次ぎに知事は所謂八八計畫の説明をなし、「從來は十個の土木繼續事業を定めまして、各々別個の經理を致したのであります、之は徒らに事務の繁雜を招來するのみでありまして實効も自然に少ないものと思はれましたので、是等土木事業費の中一と纏めと爲し得るものは之を打つて一丸として圓滑なる事業の遂行と其促進とを期せむ

とし三十六橋架替費、觀音坂隧道工事費、海津・木之本線改修費・道路改良費等を一括して一個の新なる道路改良繼續事業豫算と致しまして之に更に國縣道にして改修の要切なるものを加へまして總額八百八十萬七千九百七十一圓の繼續費を決定致しました」と述べた。この大計畫樹立の根本趣旨は一に本縣道路網の完成にあるのであつて、既定計畫に屬する二百三十八萬圓の道路改良工事の各路線、海津・木之本線、觀音坂隧道、三十六橋並びに本縣道路中幹線と認められるもの、内より、改修を必要とするものを拾ひ上げ、繼續費を以て改修を促進し、これを以て幹線道路の完整を圖り、これと同時に短年度の臨時費に屬する改修工事を以て支線工事となし、兩者相俟つて道路網の完成を期し、尙ほこれと關聯して町村道に對する補助を増額し、この國道府縣道並びに町村道を通じて一貫せる道路網を確立せんとする企圖のもとに樹てられたのが、この八百八十萬圓の道路改良大計畫であつた。その内容は次ぎに示す通りである。

一金八百八十萬七千九百七十一圓

土木費中道路改良費

内 譯

金五十一萬二千八百八十二圓

昭和四年度支出額

金九十四萬九千三百八圓

昭和五年度支出額

金百萬千五百六十圓

昭和六年度支出額

|              |           |
|--------------|-----------|
| 金百十一萬圓       | 昭和七年度支出額  |
| 金百十一萬圓       | 昭和八年度支出額  |
| 金九十三萬圓       | 昭和九年度支出額  |
| 金八十八萬圓       | 昭和十年度支出額  |
| 金八十八萬九千九百二十圓 | 昭和十一年度支出額 |
| 金七十九萬圓       | 昭和十二年度支出額 |
| 金六十三萬四千三百一圓  | 昭和十三年度支出額 |

この繼續事業は國道指定府縣道及び普通府縣道中の重要路線の改修を施行せんとするものであり、この改良計畫によつて改修せられんとする道路の延長は國道四里十七町五十間、指定府縣道十九里二十九町三十間、普通府縣道五十二里二十九町三十八間、合計七十七里四町五十八間で、橋梁は三十六橋中昭和三年度に於て改修せる國友橋を除きたる三十五橋である。而して本改修費中には既定計畫に屬する道路改良繼續費殘額一、四二七、四〇〇圓（支出濟額九五二、六〇〇圓）、三十六橋繼續費殘額一、二〇〇、〇〇〇圓（支出額四五、五〇〇圓）、觀音坂隧道繼續費二四七、四八八圓、海津・木ノ本線繼續費殘額二九一、五〇〇圓（支出濟額三七〇、〇〇〇圓）、合計三、一六六、三八八圓を包含せるを以て新規に計畫せられた改良工事費は五、六四一、五八三圓である。本繼續費

を國道・指定府縣道・普通府縣道毎に示せば次ぎの通りである。

- 國道（新規計畫） 一、七六九、九二〇圓
- 指定府縣道 二、八三二、二八一圓

内

- 既定計畫ノ道路改良分 一、九〇九、五二八圓
- 既定計畫ノ殘額 一、一六八、六〇〇圓
- 用地買收費ヲ時價ニ改メタル爲ノ増額 二九八、九六〇圓
- 既定計畫遂行ノ爲生ズル不足額 四四一、九六八圓
- 既定計畫ノ石田・近江長岡停車場線分 二四七、四八八圓
- 石田・長濱線分（新規計畫） 二九二、七六五圓
- 既定計畫ノ三十六橋中指定府縣道ニ屬スル五橋分（既定計畫ノ殘額） 三八二、五〇〇圓
- 普通府縣道 四、二〇五、七七〇圓

内

- 既定計畫ノ道路改良分 五三五、三八一圓
- 既定計畫ノ殘額 二五八、八〇〇圓

用地買収費ヲ時價ニ改メタル爲ノ増額

六九、八三二圓

既定計畫遂行ノ爲生ズル不足額

二〇六、七四九圓

○既定計畫ノ三十六橋中指定府縣道ニ屬セザル三十橋ノ殘額分

九四〇、一二五圓

既定計畫ノ殘額

八一七、五〇〇圓

寄附又ハ負擔金ヲ見込タル爲ノ増額

一二二、六二五圓

○既定計畫ノ海津・木ノ本線分

二九一、五〇〇圓

○新規計畫ノ分

二、四三八、七六四圓

◎合 計

八、八〇七、九七一圓

而してこの財源としては縣費五、二一九、三九七圓、國庫補助金一、八二九、〇五三圓、寄附金又は負擔金一、七五九、五二一圓を示してゐる。

本案は本年通常縣會中に於ける最も重要な議案であつて、案の内容については尙ほ研究を要する點なしとはしなかつたが、地方産業の開発を圖るため交通機關の完備を期するは吾が黨多年の主張たるのみならず、本年政務調査會に於て決定したる大體の方針に合致したるものであつたから、吾が黨は進んで本案に賛成し、従つて本案に包括せられたる從來の繼續費年度割の廢止に同意した。但しこれら事業の遂行に關しては既定計畫を充分に尊重すべき條件を附帶せしめた。

又本繼續費に充當するため、昭和四年度より昭和九年度に至る六ヶ年度に總額二百七十萬圓を借入れんとす縣債募集案は既に道路改良事業を極めて緊要と認め、これに賛成したる以上その財源に充當するため、本案も亦已むを得ざるものなるを以てこれに同意した。

尙ほ本縣會に於て谷阪隧道開鑿の件を希望決議として可決した。谷阪隧道の開鑿は前年本縣會より意見書を提出せしに拘はらず今回の道路林改良年計畫中に編入せられなかつたのは遺憾とするところであつて、縣は他に適當の方法を講じ、これが實現に努められんことを望むといふのであつた。本縣會を通じて吾が黨議員十九名は、曩に政務調査會に於て得たる成案に基づき、各議案に對し終始一貫その行動を共にし、一糸亂れざる態度を持続したるに反し、反對派は各自に恣に論議し、連絡なく統一なく、殆ど政黨的集團の存在を疑はしむるものがあり、議案の採決に當つても賛否區々にして甲の可とするところ乙必ずしもこれを是とせず、甚しきに至つては今期縣會の最重要案たる道路改良繼續費豫算を議するに當り、從來の道路改良費外三件の既定繼續費豫算の廢止には反對して、全部これを包含せしめたる今回の提案に賛成せるなどその矛盾撞着に何等心付かざるが如きは如何にも醜態であつた。

昭和四年十一月十四日通常縣會開會せられ、昭和五年度豫算案が提出せられた。田寺俊信知事は、政府の極力高唱しつゝある如く、國民の經濟的安定を期し國家の將來の發展を圖るためには公經濟

の緊縮は私經濟の節約と共に我が國現下の情勢より觀て喫緊の要事なりと信するが故に、この見地に立脚し、緊縮主義に基いて、前年度當初豫算の一割五分減を標準として編成するに努め、大なる新規事業はこれを計畫せず、起債計畫はこれを中止し、繼續費中打切り又は繰延を行ひ得るものはこれを斷行することを以てその大體の方針とせしことを説明した。その結果豫算總額四百四十八萬三千七十五圓となり、前年度に比較して七十九萬七千四百八十二圓の減少を見た。その割合は一割五分一厘の減少となつた。この豫算案を通觀するに、一割五分減なるものは人件費等に於て相當削減の餘地があるにも拘はらず、殆どそれには手を附けず、その約一割八厘は産業の開發・交通機關の完備に最も必要な臨時部土木費に於て削減せられてゐるのであつて、土木繼續事業費中道路改良費は前年度豫算五十一萬二千圓に對し、本年度は僅かに十二萬圓に過ぎず、緊縮豫算の犠牲に供せられたと云つても過言でなかつた。その内容は次ぎの如きものであつた。

自昭和四年度  
至昭和十二年度 滋賀縣土木費更正繼續年期及支出方法

一金八百八十萬七千九百七十一圓

土木費中道路改良費

内 譯

既定額 金九十四萬九千三百八十四圓  
更正額 金十二萬二萬圓  
既定額 金百九十五萬二千圓  
更正額 金二十九萬二千圓

昭和五年度支出額

昭和六年度支出額

既定額 金八十六萬五千圓

昭和七年度支出額

既定額 金百十六萬三千五百圓

昭和八年度支出額

既定額 金百四十三萬四千圓

昭和九年度支出額

既定額 金百四十八萬四千圓

昭和十年度支出額

既定額 金八十八萬九千九百二十圓

昭和十一年度支出額

既定額 金百四十七萬六千九百二十圓

昭和十二年度支出額

既定額 金百五十七萬七千六百九十九圓

昭和十三年度支出額

更正額 金六十三萬四千三百一圓

本案の實行に當つては既定起債額二百七十萬圓を四十萬圓減じて二百三十萬圓となし、事業年度を一箇年繰上げ、起債の償還を二箇年繰上げる計畫であつた。吾が黨は本案を審議するに際し、昭和五年度に於て起債を許可せざる内閣の出現によつて、縣民多年の希望を實現せる八百八十萬圓の道路改良事業に變更を加えられるの已むなきに至れることを縣民のため甚だ遺憾となし、且つ本案の財政計畫の基礎が根本的に不確實なりとの疑問を表明し、かゝる不確實なる財政計畫を以て本事業を豫定通り遂行し得るや否やを當局に質し、本案を以て將來は野となれ山となれ式の案なりとして當局に迫るところがあつた。しかし政府が起債不許可の方針を執れる以上萬已むを得ずとして本案を承認し、一陽來復の時機を俟つことゝなつた。

昭和五年十一月一日通常縣會開會。その劈頭田寺知事は昭和六年度豫算に關する説明を行ひ、同年豫算は政府の通達により、その總額は前年度の當初豫算の總額を超過せざることを原則として編成せしことを述べた。従つて土木費に於ても道路修繕費に二萬三千圓を増額せし外經常部臨時部共に前年度に比して大なる増減なく、又道路改良費の繼續費に於ても既定計畫通りなることが示された。只既定計畫以外に失業救済並びに必要な工事として總額百數十萬圓の縣債を起して道路の改修を實施せんため、目下調査中にて、會期中には追加豫算として提案すべきことが言明せられた。

これに對して吾が黨は、かゝる重大なる豫算を總豫算案に加えず、これを追加豫算とすることは假令如何なる理由ありとするも決して妥當ならざること、又既定計畫以外の工事として京津國道の改修を計畫中なりと聞くが、現下所謂經濟國難に直面し、塗炭の苦しみに陥れる農民の衷情より察すれば、假令その財源は起債によつても、かゝる遊覽的施設を第一とすべき時機なりや、又失業救済の如きは當然政府の行ふべき事業ならずや、若し強ひて地方費を以て行ふといふのであれば、それは地方の失業者の救済でなければならぬとて、これに對する知事の所見を質した。知事は豫算編成上追加豫算として提案することを至當なりと考へたこと、又京津國道の現在の状態を以て障害なしとすれば本縣の道路至るところ障害なしといつても差支へなく、殊に自動車の如き高速度の運輸機關が普通の交通機關として用ひられつゝある際に於ては現在の京津國道の如きは甚だ障害

が多いこと、又遊覽地を以て任ずる本縣としては該國道の改修は遊覽客誘引の第一の要素なりと信すること、幸ひ京都府に於ても該國道の改修を計畫中なれば、本縣もこれと歩調を合せることを便宜とすること、本工事は延長四千二百七十米、總工費約百十八萬圓の計畫にて昭和六年度に施行すべき工事は約六十萬圓、本工事に對する國庫の補助大津市の寄附を差引けば、總工費中本縣の負擔すべき工費は僅かに四十七萬二千圓に止まり、強ち贅澤にあらずと考へること、又現下資材勞賃共に低廉なる時機に於て事業を行ふは縣民に對して親切なる仕方なりと信すること、又失業救済は國家のみならず府縣に於ても能ふ限り行ふことが國民としてなすべき義務なりと信じ、地方に於て行ふ救済事業は地方民の救済を目的とすることは當然なりと答へた。

十一月十九日、縣會劈頭に於ける知事の言明通り道路改良費に關する追加議案が提出された。即ち第二十八號議案として昭和四年度より昭和十三年度に至る道路改良土木繼續費の廢止案であつて、既に執行を了りたる昭和四年度の二十八萬四千四十三圓、昭和五年度の十二萬圓、計畫の確定したる昭和六年度の九萬四千圓、合計四十九萬四千四十三圓を當初計畫の八百八十萬圓中より除算するを以て豫算の建前上適當なりとし、既往に屬する部分を打ち切るがために廢止せんとするのであり、第二十九號議案は新たな繼續費の設定であつて、六年度に於て百四十一萬六千八十七圓、七年度に於て百十九萬九千三百四圓、合計二百六十一萬五千三百九十一圓の道路改良事業をなさんとす

ものであり、第三十號議案は六年度支出額に關する歳入歳出の追加豫算案、第三十一號議案は六年度に百二十萬圓、七年度に百萬圓を起債し、更にこれを如何に償還するか案であつた。

知事は本案件の説明を行つて次ぎの如く述べてゐる。即ち、現今一般の經濟的事情は物價及び勞銀は下落し、金利は低率となり、企業には絶好の機會なること、この機會を捉へて比較的利なる縣債によつて一氣に土木工事を起すことは正に逸すべからざる好機會なること、それは延いては失業救済ともなること、これ等の理由によつて昭和六・七兩年度に互つて二百六十一萬五千三百九十一圓の工事を施行し本縣道路橋梁の内その急を要するものより改良せんとして計畫せしこと。又先年既に議決されてゐる道路改良繼續費八百八十萬七千九百七十一圓中四十九萬四千四十三圓は既に執行を了り又は計畫の確定したる事業であるから、計算上將來の新計畫として算定すべき金額は八百三十一萬三千五百二十八圓であり、その内本案に定めたる六・七兩年度の支出工事費額二百五十五萬千六百圓を差引きたる五百七十六萬一千九百二十八圓が昭和八年度以後に實施することになるのであるが、凡そ繼續費の設定の如き多年に互る事業に就ては仔細に縣財政の實狀を討究し、よく社會の大勢をも觀察して計畫を樹つべきものであり、又縣の財政なるものは現在に基礎を置き、各般の經濟的情勢を考究して最も堅實なる計畫、換言すれば實行可能のものでなければならぬ。この見地よりする時には、六年度に起債を行つて工事を起し、七年度も更に縣債の財源によつて事業を

繼續施行することは確實になし得るが、更に八年度以降の事業は縣財政は勿論、一般財界の實情と縣民の擔税能力等を見定めたる上でなければ正確にこれを確定することは蓋し至難のことであるから、六・七兩年度の事業計畫の如き確實に實行し得る案を以て縣會に諮ることを至當なりと信ずると述べた。

而して議員に配布せられた「道路改良繼續費年度割計畫調書」によれば、次ぎの如き事業の計畫であつた。

|       | 昭和六年度                | 昭和七年度                | 計                      |
|-------|----------------------|----------------------|------------------------|
| 國道    | 六〇〇、〇〇〇 <sup>円</sup> | 五七六、一六五 <sup>円</sup> | 一、一七六、一六五 <sup>円</sup> |
| 指定府縣道 | 一六一、九一一              | 一一六、八一—              | 二七八、七二二                |
| 普通府縣道 | 四三〇、二六六              | 三一一、七八四              | 七四二、〇五〇                |
| 橋梁    | 一八九、三七—              | 一六五、二九二              | 三五四、六六三                |
| 工事監督費 | 三四、五三九               | 二九、二五二               | 六三、七九—                 |
| 合計    | 一、四一六、〇八七            | 一、一九九、三〇四            | 二、六一五、三九—              |

これに對し、吾が黨の佐野真次郎氏は八百八十萬圓の道路改良計畫の沿革を述べ、これが一朝にして廢されるといふことは假令本縣の土本政策の根本方針には何等變化はないとしても、今回提案

されたる二百六十萬圓の改良工事費より除外されたる約六百萬圓の改良工事は一旦その影を没することとなるのであり、殊にその改修の實施の一日も速かに至らんことを熱望しおりたる地方民の失望落膽を思へば遺憾に耐えないと述べ、特にこの六・七兩年度の改良工事中には八百八十萬圓計畫以外の他の新規の計畫が包含されおるや否やに就て知事の明答を求めた。知事はこれに答へて「昭和六年及び七年の兩年度に於きまする二百六十一萬餘圓の工事と云ふものは既に定つて居りますところの八百八十萬圓計畫の一部であると云ふ事は茲に明言して置くのであります、將來適當な時期には必ず起工したいと思つて居るのであります」と明言した。本案提出せられるや反對派は、田寺知事は政友會案たる八百八十萬圓の繼續費を打切廢案として新たに二百六十萬圓の民政黨案を提案したものと如くしきりに惡宣傳をなすつゝあつたが、茲に知事の言明を得、且つ仔細にこれを検討して見るに、八百八十萬圓の道路改良費そのものは決して打切つたのではなく、その内より最も急を要するもの二百六十萬圓を計上したに過ぎざることが明かになつたから、吾が黨は進んでこれに賛成した。本道路改良事業に編入せられた路線名は次ぎの通りである。

- 國道 第二號線 大津市上京町・藤尾
- 大津 福井線 阪田郡米原・鬼長
- 石田 長濱線 阪田郡南郷里

- 石田近江長岡停車場線 阪田北郷里・大原
- 大津 今津線 滋賀郡和邇、高島郡新儀・安曇・青柳
- 海津 木之本線 伊香郡永原・塩津
- 石山 内畑線 滋賀郡石山
- 吉川 大津線 栗太郡瀬田
- 野洲 木濱港線 野洲郡河西・速野
- 日野 水口線 蒲生郡日野・南比都佐・北比都佐、甲賀郡水口
- 下田三雲停車場線 甲賀郡下田・岩根
- 山内 日野線 蒲生郡西大路、甲賀郡鮎河
- 高野稻枝停車場線 愛知郡角井・東押立・八木莊・愛知川
- 久徳 彦根線 犬上郡青波・久徳
- 上草野 醒井線 阪田郡東黒田
- 丹生 木之本線 伊香郡高時

右の路線中大部分は工事を實施せられたが、長年の懸案たる石田・近江長岡停車場線即ち觀音坂隧道工事は遂にこの兩年度内に施行せられるに至らず、昭和六年十二月犬養内閣の下に任命せられ



た新庄知事によつて昭和七年六月着工せられ、當初計畫の工事費二十四萬七千四百八十八圓の内十七萬二千九百圓を以て昭和八年七月竣工した。本工事は農村振興土木事業として施行せられたのであつて、隧道の延長七十六間、幅員十八尺、前後取付道路延長千四百七十二間であり、總工費の内寄附金は六萬三千圓であつた。

又海津・木之本線の改修工事は着手以來連年施工せられその殘工事は本道路改良事業に編入せられたが、年度内にその一部分が實施せられたに過ぎず、岩熊・八田部間の改修の如きも漸く新庄知事によつて着工に決定せられ、昭和八年度にはじまる新繼續工事に於て、昭和八年度に伊香郡永原村大字大浦の延長二千二百三十間、同九年度に高島郡海津村大字海津の延長六百三十間が實行せられ、茲に略々その全通を見たが、同路線諸所に介在する隧道の開鑿漸次行はれ、湖北隧道（岩熊・八田部間）は昭和八年三月着工、同九年三月竣工し、その延長百六十米、工費十一萬九千四百圓を費し、又大崎に連なる第一號より第五號に至る五隧道は昭和十年一月着工、工費十五萬九千三百圓を費して昭和十一年六月竣工し、（五隧道の延長、第一號二二二米、第二號五六米、第三號五八米、第四號五五米、第五號八八米）大正九年度にはじまる本路線の改良工事は屢々論議を巻き起し幾多の波瀾を見たが、茲に完了することを得た。

又昭和七年度分に編入せられた丹生・木之本線の檜島隧道も亦新庄知事に依り昭和七年六月着工し昭和八年五月竣工した。その工費は二萬七千七百五十八圓である。

尙ほ本縣會に於て、吾が黨の佐野真次郎・服部岩吉の兩氏及び民政黨の小林純治郎氏提出者となり、全會の賛成を得て「國道第二號線改良工事施行ニ關スル建議」を提出、滿場一致を以て可決された。同建議は次ぎの通りである。

政府ハ失業救済ノ爲メ數千萬圓ノ公債ヲ起シ國道及府縣産業道路改修ノ工事ヲ施行スルヤニ聞ク、今期縣會ニ提案サレタル昭和六・七年兩年ニ渉ル繼續事業中京津國道ハ重要ナル道路ナルヲ以テ政府ノ事業ニ組入ラル、様努力セラレムコトヲ本縣知事ニ意見書ヲ提出セントス

昭和六年九月、民政黨内閣のもとに縣會の總選舉は執行せられた。本選舉に於て吾が黨は舉黨一致結束して大いに敵に迫つたが、開票の結果吾が黨十一名に對し民政黨は十九名を占め、遂に縣會に於ける多數を反對黨に譲るの已むなきに至つた。顧みれば大正八年以來滋賀縣會は吾が黨が常に絶對多數を制し來たつたのであり、過去十二ヶ年間の滋賀縣政は吾が黨によつて左右し按配せられたといふも敢て過言ではない。しかし今や吾が黨は反對黨とその地位を替へ、今後四年間、吾が黨は縣民の福利増進を基調とし、常に嚴正公明なる態度を以て彼等のなすところを嚴重に監視すべき地位に立つことゝなつた。

總選舉後最初の通常縣會は同年十一月開會せられた。劈頭除野康雄知事は昭和七年度豫算編成の根本方針として、財界不振の現状を鑑み、縣民負擔の輕減を期すること、産業の振興とその合理化

を圖り以て縣民の經濟的實力を培ふことの二を擧げ、その方法として豫算の一大緊縮を斷行せしことを明かにした。七年度豫算總額五百六十二萬八千七百七十八圓は前年度當初豫算に比すれば三八萬八千三百四十一圓の減少であり、その割合は六分五厘弱の緊縮であつた。従つて豫算金額の上よりみれば各科目に互り相當に數字の増減が現はれてゐるが、土木繼續費の如きは専ら既定計畫の遂行に止まり、その増減もいはば自然的のものであつた。故に今期縣會に於ては土木に關しては殊に取り上ぐべき問題もなく、極めて平穩裡に經過した。

只會期中知事より縣會に對して府縣道の追加認定並びに變更に關する諮問が發せられ、縣會は原案全部を可決し諮問通り答申した。諮問の説明によれば、本縣府縣道は現在その數二百七十線、この延長四百五十四里に及ぶが、近時著しき産業の進展と交通の發展とのため現状を以ては尙ほ十分なりとはいひ得ざる現況に徴し、更に將來の狀勢を考査し、且つ縣民の要望をも參酌し、新たに三十四路線、この延長二十一里八町四十三間を追加認定し、並びに六路線、その延長一里二十三町十四間の増加變更をなさんとするものであつた。

昭和七年九月十九日、臨時縣會を開會し、時局匡救に關する議案が提出された。これ政府に於てもこの年臨時議會を召集して時局の匡救に關する各種の重要議案を提案、豫算案及び各種の法律案の審議決定を見たのであつて、その内容は所謂國營事業として各種の事業を起興し、又縣營及び市

町村營の事業に對しては莫大なる補助金或は助成金を交付せんとする計畫を樹てたのであつた。本縣に於ても既に農山漁村及び中小商工業者の疲弊困憊の極に陥れる實狀に鑑み、これに對する相當の對策を講ずることの急務なるを認め、曩に滋賀縣經濟振興調查會が設置せられ、この機關によつて時局匡救のために必要な應救對策、更に進んでは本縣の勸業經濟の進むべき途を示すところの恒久對策に就て審議を重ね成案を得たのであつたが、この應急對策及び恒久對策を尊重し、彼是按配して本臨時縣會提案の追加豫算を決定したのであつた。これを大別すれば、農村振興土木事業に屬する經費が八十四萬七百二十三圓、農業土木事業に屬する經費が四十五萬九千七百六十四圓、都市失業應急事業費が四萬四千三百三十七圓、地方改善施設費が五萬一千圓、その他の國庫補助の件ふ事業費十一萬六千九百二十一圓、縣独自の應急事業費十四萬七千九圓である。この内主として土木に關するものは農村振興土木事業と都市失業應急事業とである。前者は内務省の事業割當によるものであり、農村の窮民に對し直接就勞の機會を與へ、又賃銀收入の途を開いてその困窮せる經濟生活に生氣を與ふると共に、各地方に於ける砂防工事、道路改修、河川改修等によつて地方民の福利増進を圖らんとする主旨のもとに起興されるものである。その内譯は縣事業に屬する分四十七萬五千七百圓であり、縣道の改良、中小河川として高時川を含む姉川の改修及び砂防工事であり、殘額三十六萬五千二十三圓は町村事業の助成費である。而して縣事業に對する國庫補助は道路三分の

一、中小河川砂防工事夫々二分の一であり、縣費負擔分に對する地元分擔額は、道路は總額の一割五分、中小河川は五分、砂防工事は地元に負擔せしめざる計畫である。次に後者即ち都市失業應急事業は農村救済の土木事業と併行し、都市失業者の救済事業を徹底せんとするものであり、全國樞要都市に於て國庫より勞銀の半額補助を與へて起業せしめられるものであつて、本縣に於ては大津市に於て施行せんとするのである。尙ほこの二者の外に縣独自の應急事業の内臨時土木費に於て彦根・八幡兩町に於ける道路の舗裝がある。

以上の追加豫算に屬する土木事業は本年度當初豫算の道路改良計畫及び局部的修築との聯絡を全からしめ、相呼應して本縣土木事業の完了を企圖せるものであり、本年度土木事業費はすべてを合算して實に二百三十六萬圓の巨額に上り、時局匡救上洵に重要な働きをなすものであつた。この提案に對し、吾が黨は追加豫算は時局匡救の應急對策たるに止まることを明かにし、少なくとも昭和八年以降の恒久對策に就いて當局は如何なる考へを有するかを質し、更に恒久對策としては土木事業を以て最も適切なる事業なりとし、當局は昭和八年以降に於て恒久對策として相當大々の計畫を樹立せんとする意思を有するや否やを質した。これに對して伊藤武彦知事は、本縣下の交通状態、殊に道路交通は他府縣に比して甚だしく劣惡にして、産業の發達の上よりみるも極めて遺憾の點ありとし、道路交通に關する改善策は今後の縣是として十二分に力を注ぐべき必要あるを確信す

ると共に、來年度豫算に於ては相當徹底したる計畫を樹立するの緊要なるを認むる旨を答辯した。かくて吾が黨は土木政策に關して知事の所信と一致したるを以て、本追加豫算に對しては進んで協賛を與へ、原案通り滿場一致を以て可決した。

昭和七年十一月二十一日、通常縣會を開會し、昭和八年度豫算が提出せられた。伊藤知事は豫算に關する説明演説に於て、切迫せる時局の非常に處するために、縣民の負擔力を基準とせる極めて質實なる豫算の編成に努めると共に、縣民の福利増進のためには新規に計上し、又増加を圖れることを述べた。そのため、豫算總額は六百二十七萬七千三百餘圓に上り、これを前年度豫算に比較すれば六十五萬七千餘圓の増加となつてゐる。されば、土木事業に於ても臨時縣會の言明に従つて相當の計畫が樹てられた。即ち産業の振興、人文の發達を期する上に於ては道路の改良、交通の利便がその最も必要なる要素であり、特に近時の自動車の如き高速度交通機關の目覺ましき發達に適應するところの道路の整備は地方産業の振興開發のためには最も緊急已むを得ざるものなりとして、茲に所謂四百萬圓の道路改良計畫を提案し、相當なる困難を排除しても適當なる施設を斷行する決意を示した。

至昭和八年度  
自昭和十年度 滋賀縣土木費繼續年期及支出方法

一金四百萬五千五百七十三圓

土木費中道路改良費

金百三十萬百十五圓 昭和八年度支出額  
 金百四十萬三千八百一圓 昭和九年度支出額  
 金百三十萬千六百五十七圓 昭和十年度支出額

即ち本案は總工費四百萬五千五百七十三圓を以てする昭和八年度より同十年度に至る三箇年計畫の道路改良事業であり、その路線の延長は國道六里六町二十二間、指定府縣道八里十七町五間、普通府縣道十七里三十四町四十二間及び橋梁二十橋の豫定であつた。而して曩の八八計畫及び二百六十萬圓計畫に於て既に改修を完了せるもの及び今回の計畫によつて改修せられるものを合計すれば百六十九里十七町に達するが、しかし未改修に屬する縣道以上のものが尙ほ三百五里五町残つてゐるのであつて、これが全部の改修は勿論必要ではあるが、その内殊に急を要するものとして、八八計畫中の未改修の分、これを金額を以て示せば五百八十七萬四千五百七十九圓（その後の物價の關係等よりして現況に於ては五百五十八萬七千三百七十八圓を以て改修をなし得る見込みなり）及び八八計畫以外のものにして、時勢の進運、地方の發達の程度狀況等に鑑み緊急と認むるもの、これを金額を以て示せば百四十九萬五千八百七十三圓、合計七百八萬三千二百五十一圓の内より四百萬圓の工事をなさんとするのが今回の計畫であつた。これが財源は起債に俟ち、これに對して國庫補助

金は五十四萬九千八百九十圓、地元寄附金は四十六萬八千三百九十五圓の計算であるから縣費の負擔は二百九十八萬七千二百八十八圓に止まるのである。尙ほ寄附金の工費に對する割合は地方窮乏の情勢に鑑み、從來の割合を更めて國道は一割、府縣道は一割五分、橋梁は一割の豫定であつた。本案に對し、吾が黨は慎重調査研究の結果、改修路線が主として八八計畫中より選定せらるべきことに對しては大いに同感を表し、只その財源に關しては後年度に悪影響を及ぼさざらんことを杞憂したが、本事業の立案の趣旨に於ては吾が黨傳統の積極的土木政策に合致するものなりとして大いに賛意を表し、本案の審議を附託された土木委員會に於ても滿場一致を以て原案を可とし、本會議に於ても亦委員長報告通りに可決決定した。

今回の道路改良繼續費に編入せられた工事箇所は左表の如くである。  
 昭和八年度

| 路線名    | 郡   | 町村大字 | 延長                 | 工費豫算                 | 昭九年度末ニ於ケル工事狀況 |
|--------|-----|------|--------------------|----------------------|---------------|
| 國道二號線  | 栗太郡 | 賀石山  | 三、七四〇 <sup>四</sup> | 四三九、〇二四 <sup>四</sup> | 國直轄トナル        |
| 大津・今津線 | 滋賀  | 賀小松  | 一、六八〇              | 四六、五七五               | 九年度ニ大溝地先ニ變更   |
| 大津・福井線 | 阪田  | 息性寺飯 | 五四〇                | 四八、九〇九               | 農村振興土木工事ニ變更   |

|             |     |      |     |    |       |        |   |  |
|-------------|-----|------|-----|----|-------|--------|---|--|
| 今津・敦賀線      | 高島  | 今津   | 弘今  | 川津 | 七五〇   | 四二、二二八 | 同 | 上                                      |
| 水口・長野線      | 甲賀  | 貴生川  | 内   | 貴  | 一、四六〇 | 六〇、四四四 |   | 内貴北内貴間工費<br>三〇、一五一四<br>施ニ變更、殘ハ農<br>振工事 |
| 大津・下鴨線      | 大津  | 山    | 中   | 上  | 三、〇〇〇 | 九三、一五〇 | 實 | 行                                      |
| 長野・大津線      | 栗太  | 上田上  | 大鳥居 |    | 八〇〇   | 二〇、七〇〇 | 實 | 行                                      |
| 守山・杉江港線     | 野洲  | 小津   | 杉江  |    | 二五〇   | 六、二一〇  | 實 | 行                                      |
| 吉川・大津線      | 野洲  | 小津   | 森川  | 江原 | 一、七九〇 | 四四、四六四 | 實 | 行                                      |
| 山内・日野線      | 甲賀  | 山    | 河内  |    | 八四〇   | 二一、九〇九 | 實 | 行                                      |
| 八日市・下田線     | 蒲生  | 苗    | 山之上 |    | 六三〇   | 一六、九五三 | 實 | 行                                      |
| 八日市・四日市線    | 神崎  | 八日市  |     |    | 三六〇   | 四二、八四九 | 實 | 行                                      |
| 愛知川・能登川停車場線 | 神崎  | 北五個莊 | 築野  | 瀬  | 一、六二〇 | 四七、二二七 | 實 | 行                                      |
| 高野・稻枝停車場線   | 愛知  | 角井   | 平   | 濟寺 | 一、八〇〇 | 五五、八九〇 | 實 | 行                                      |
| 虎姫停車場・南濱港線  | 東淺井 | 虎姫   | 酢   |    | 六〇〇   | 一八、〇〇九 | 實 | 行                                      |

|         |     |    |    |    |       |        |   |   |
|---------|-----|----|----|----|-------|--------|---|---|
| 郷野・長濱線  | 東淺井 | 田根 | 小室 | 尾  | 一、二六〇 | 三七、八一九 | 實 | 行 |
| 海津・木之本線 | 伊香  | 永原 | 大浦 |    | 二、二三〇 | 四一、六四八 | 實 | 行 |
| 市場・南船木線 | 高島  | 安曇 | 田  | 常盤 | 一、三五〇 | 四三、七〇〇 | 實 | 行 |

昭和九年度

|              |    |      |    |    |       |         |        |                   |
|--------------|----|------|----|----|-------|---------|--------|-------------------|
| 國道十四號線       | 阪田 | 息居本郷 | 樋下 | 矢倉 | 三、九八五 | 二九三、三二九 | 調      | 查中                |
| 國道十二號線       | 伊香 | 伊香具本 | 大木 | 之音 | 一、五一七 | 九三、一五〇  | 調      | 查中                |
| 大津・今津線       | 滋賀 | 木戸   | 南比 | 舟良 | 三、〇二〇 | 八〇、二二三  | 未      | 着手                |
| 大津・福井線       | 阪田 | 法性寺  | 飯  | 平  | 二、九四〇 | 一三七、九四五 | 實      | 設計三九、三〇圓實行        |
| 石田・近江長岡停車場線  | 阪田 | 大原   | 朝日 |    | 一、四六〇 | 四五、六二三  |        | 一部分ヲ六年度失業救濟事業ニテ施行 |
| 近江長岡停車場・伊吹山線 | 大津 | 今津   | 高島 | 新儀 | 安井川   | 三三〇     | 三二、八三〇 | 八年度農村振興土木事業ニテ施行   |
| 大津・今津線       | 高島 | 今津   | 今津 |    | 四五〇   | 三二、六〇三  | 設      | 計中                |
| 大原・堅田港線      | 滋賀 | 伊香   | 立  | 途中 | 六〇〇   | 一八、六三〇  | 調      | 查中                |

|           |     |     |     |       |         |                       |
|-----------|-----|-----|-----|-------|---------|-----------------------|
| 長野・大津線    | 栗太  | 上田上 | 大鳥居 | 一、六〇〇 | 四一、四〇〇  | 實行                    |
| 吉川・大津線    | 栗太  | 老上  | 矢岡橋 | 一、四四〇 | 三八、七五〇  | 設計出來                  |
| 山内・日野線    | 甲賀  | 鮎河  | 鮎河  | 一、一四〇 | 二九、四九八  | 不日實行                  |
| 八幡・日野線    | 蒲生  | 朝日野 | 岡子本 | 一、三八〇 | 三五、七〇八  | 實行                    |
| 高野・稻枝停車場線 | 愛知  | 高小橋 | 外倉  | 一、八四〇 | 四五、七〇五  | 設計伺中                  |
| 富尾・河瀬停車場線 | 犬上  | 河瀬  | 南河口 | 九〇〇   | 二七、九四五  | 實行                    |
| 上草野・醒井線   | 阪田  | 東黒田 | 志賀谷 | 一、三二〇 | 三九、六二〇  | 設計完了                  |
| 郷野・長濱線    | 東淺井 | 田根  | 小室  | 二〇〇   | 五一、七五〇  | 九、十兩年度合併<br>豫算一〇三、五〇〇 |
| 海津・木之本線   | 高島  | 海津  | 海津  | 六三〇   | 七一、〇四二  | 九、十兩年度合併<br>實施見込      |
| 市場・南船木線   | 高島  | 廣瀬  | 長尾  | 八〇〇   | 二〇、七〇〇  | 不日着手                  |
| 昭和十年度     |     |     |     |       |         |                       |
| 國道十四號線    | 野洲  | 野馬洲 | 東横關 | 四、二二〇 | 三六七、四二五 |                       |
| 大津・今津線    | 滋賀  | 小松  | 北比良 | 三、〇二〇 | 八〇、二二三  |                       |

|          |     |      |      |       |         |        |
|----------|-----|------|------|-------|---------|--------|
| 石田・長濱線   | 阪田  | 南郷里  | 宮田   | 一、〇七〇 | 一二七、八九五 |        |
| 大津・今津線   | 高島  | 大溝   | 永万木  | 一、六一五 | 六八、二五八  |        |
| 市場・和邇港線  | 滋賀  | 伊香立  | 上龍華  | 一、七四〇 | 五四、〇二七  |        |
| 長野・大津線   | 栗太  | 上田上  | 桐生   | 一、六三二 | 四二、二二八  |        |
| 吉川・大津線   | 栗太  | 常盤   | 北大萱物 | 二、二八〇 | 五六、六三五  |        |
| 大津・八幡線   | 蒲生  | 岡山   | 田中茂  | 一、〇〇〇 | 四一、四〇〇  |        |
| 八日市・愛知川線 | 神崎  | 北五個莊 | 小幡   | 一、三八〇 | 三七、一三六  |        |
| 金屋・八日市線  | 愛知  | 豊椋   | 中岸本  | 一、四六〇 | 三二、四八九  |        |
| 郷野・長濱線   | 東淺井 | 上草野  | 郷野   | 二〇〇   | 五一、七五〇  | 九年度ニ線上 |
| 海津・木之本線  | 高島  | 海津   | 海津   | 六三〇   | 七一、〇四二  | 九年度ニ線上 |

右の内郷野長濱線中の谷坂隧道の開鑿は大正十五年通常縣會に吾が黨より建議を提出して可決せられ、爾來吾が黨は關係地方民の熱望するところに鑑み、且つ地方産業の消長に關する喫緊の事業

なりと認め、縣會に於て屢々縣當局に工事の速成を懇請したが、縣財政の緊縮政策に阻まれて實施を見るに至らなかつたが、茲に漸く四百萬圓道路改良計畫中に編入せられ、昭和九・十兩年度に執行せられることとなり、昭和九年四月着工、昭和十年十月に至つて竣工した。總工費十四萬四千六百七十圓、内寄附金二萬一千九百九十八圓。かくして地元東淺井郡上草野・田根兩村民の多年の熱誠は報るられ、隧道開通記念の碑文に「嗚呼兩村民攀峻阪躋險路者久矣今遭昭代浴聖澤車馬之往來至便貨物之供求極易家々給人々足是豈徒兩村民之幸哉」と云へるによつてその喜悅の狀を窺ふべきである。本隧道の開鑿に當初より終始一貫奔走盡力せる吾が黨の土地元上草野村小林清太郎・森川作藏・田根村吉村貞治郎・松山慶治郎等諸氏の勞苦は大にこれを推稱するに足るものがある。

昭和八年十一月二十一日、通常縣會開會せられ、昭和九年度豫算が提出せられた。豫算に關する伊藤知事の説明によれば、その編成の方針は前年度と大差なく、總額に於て五十一萬六千餘圓の増加となつてゐるが、所謂義務費並びに既定計畫遂行の必要上の増加であつた。従つて土木關係にあつても新規の事業はなく、前年度より起興せられたる四百萬圓計畫進行の途中にあり、何等問題となるものもなく、會期中を通じて土木事業に關する限りに於ては平穩無事に經過した。

尙ほ、過ぐる昭和六年の通常縣會に於て知事より諮問せられたる府縣道追加認定並びに變更の路線は、爾來本縣當局の内務省に對する折衝の結果、本年十一月二日に至り、四十路線中追加二十線、

變更七線、この延長十五里十五町餘の新縣道が認可せられた。これによつて本縣の縣道は二百八十八線、延長四百六十九里餘に上ることとなつたが、時勢の進歩に伴ひ、鐵道又は隣接各府縣との連絡關係を考慮し、これが連絡道路の認定を必要とし、且つ道路擴築改良に伴ひ、これを變更する必要の路線を生じたため、本縣會中、十二月十四日附を以て變更一線、新認定七線に關する諮問が發せられ、縣會は諮問通り決定答申した。

昭和九年十一月二十四日通常縣會開會せられ、昭和十年度豫算が提出された。村地信夫知事は豫算に關して、本年九月突如として近畿地方を襲つた大暴風はその猛威を恣にし、縣下各地の被害も尠からざりしため、豫算編成の根本方針としては、歲入に於ては災害直後の民力を考察して既定財政計畫による増稅方針を避け、農山漁村民の負擔を現年度より増嵩せざること、更に一步進んで庶民階級の負擔を輕減せしむることとし、歲出に於ては忍び得る限り經費の節減に努めた旨を説明した。しかし、一面現下の時局に處し縣民の福利を増進せしむるため緊要缺くべからざる經費と時代の進運に遅れざらむことを所期し、併せて災害防止上急速に施設することを得策としたる事業は新たに計畫したることを明かにした。そのため豫算總額は六百九十四萬五千九百九十圓に上り、前年度豫算に比較すれば四十七萬三千八百五十八圓の増加となり、本縣置縣以來の最大豫算であつた。しかし、土木關係に於ては四百萬圓の道路改良計畫も第三年度に移ることとなり、既に大半はそ

の工を竣へつゝある状態で、昭和十年度に於ては既定計畫の遂行に邁進するといふのみであつて、他に新規の計畫もなき平凡なものであつた。

これに對して、吾が黨はじめ各派議員は、かゝる老なる豫算に對する財政計畫に對して危懼の念を以て當局の所信を質し、更に曩に縣參事會に代決を求めたる五萬餘圓の災害復舊以外にこれに關したる事業の豫算面に現はれざること、及び昭和七年度後半にはじまり昭和九年度を以て了らんとしつゝある時局匡救事業の善後處置に就て當局の明答を促した。當局はこれに答へて、本縣の財政計畫はその基礎極めて堅實にして累を後年度に及ぼす如き不安なきこと、災害復舊事業並びに時局匡救事業の善後措置は政府の決定を俟つてその方策を定むべきことを明示した。茲に於て吾が黨は、本縣の財政の基礎が堅實なりとせば昭和十年度を以て了らんとする四百萬圓の道路改良繼續事業を起すべきこと、並びに時局匡救事業は本年度を以て打切らるゝとするも、その事業による未成部分に對しては所謂尻切蜻蛉とならざるやう適切なる善後策を立つべきことを要求した。かくして道路計畫については後年度に於て新計畫を樹つべき言明を得、災害復舊事業に關しては十二月二十日を以て追加議案が提出せられ、災害應急救濟對策が決定せられ、その中災害應急の土木事業を起して地方に貸銀収入を得せしめむとする意味を以て三十萬二千二十二圓の災害對策事業費が計上せられ、その内道路事業費として五萬七千三百九十二圓があつた。この他、災害による道路河川港

灣堤防等の被害の中緊急捨置きがたきものは、曩に參事會に於て協賛を得たるものゝ外、その後の調査に於て發見せるもの、並びに九月の災害以前の水害・雪害による破損箇所の新築のため昭和九年度臨時部土木費の追加豫算として七萬四百二十七圓が計上され、その内道路修築費として二萬五千九百九十八圓があつた。又時局匡救事業に關しては、現在未完成に屬するものは農村振興土木事業四十五萬一千餘圓、農業土木事業四十五萬四千餘圓、合計九十萬五千八百餘圓の事業量が残つてゐるが、今回の風水害救濟事業及び昭和十年度豫算の中に於てその一部を執行し得る見込であり、十年度に於て假令政府の補助が打切らるゝ場合に立ち至つても七八十萬圓の事業を以て完成し得る見込であつて匡救事業の残工事を打切る意思は全然なきこと、縣財政の状態を考慮して必ず善後措置を講ずべき言明を得た。

かくして、本縣會に於ける土木事業に關する問題は、吾が黨の政策を十分に反映せしめて悉く解決するを得た。

尙ほ本縣會中、吾が黨主となり各派を誘つて、本縣内の市町村道路中時代の進運に伴ひ産業開發運輸交通上これを縣道に移管するを適當と認むるものあるにより、調査の上今期の縣會に提案されべき旨の意見書を知事に提出した。これに應じて知事は十二月十八日附縣道路線認定の變更並びに追加認定に關する諮問を發し、縣會はこれを妥當なるものとして諮問通り答申した。



又府縣道大津・今津線及び今津・敦賀線を國道に編入方を本會の決議を以て内務大臣に意見書を提出せんとせる建議は各派聯合を以て提出せられ全會一致を以て可決した。

昭和十年九月二十三日、縣會議員の總選舉が執行せられた。今回の選舉に際しては、吾が黨は多年堅持し來たれるところの縣政に對する理想抱負を縣民に説き、よくその支持を得て、開票の結果は定員の半數十五名を當選せしめ、これに對して民政黨十四名、無産一名となり、吾が黨は雌伏四年にして前回の不自然なる少數を挽回するに至つた。

本年は縣政各般に亘り、解決を急ぐべきもの、新たに計畫を樹つべきもの等幾多困難なる問題が横たはり、殊に土木關係に於ては昭和八年度にはじまる四百萬圓計畫の完結の年度であり、引續き如何なる新計畫が樹立せられるかは縣民の齊しく注目するところであり、或は昭和七年度後半より起興せられたる時局匡救事業並びに前年度の災害應急事業の善後處置に就て多大の關心が寄せられ、縣會に於ける波瀾も亦豫想せられるところであつた。吾が黨は夙くより政務調査會に於て縣政全般に亘つて慎重調査研究をなしつつあつたが、通常縣會に臨むに當り決定したる重要案件の内土木に關するものは次ぎの五案件であつた。先づ第一に道路改良事業は昭和七年度通常縣會の決議に基き十年度にて完了するを以て十一年度より向ふ四ヶ年間の繼續事業を計畫し、四百萬圓程度を計上して未改修道路の改修をなすこと、第二に時局匡救事業は約二十萬圓の残工事あるを以て速かに處理

をなし効果を完からしむること、第三に認可申請中の縣道移管の件は速成するやう縣當局に要求すること、第四は十一年度に於ける短年度道路橋梁改修工事は縣財政の許す範圍内に於て積極的に施業し、地方産業の開發に資すること、第五に瀬田川沿岸の浚深整理をなすこと、以上の五件であつた。

昭和十年十一月二十日、通常縣會開會せられ、昭和十一年度豫算が提出された。村地知事の豫算に關する説明によれば、その編成方針は前年度と同様であり、豫算總額は六百七十七萬七千圓で、前年度豫算に比較すれば十六萬八千五百三十圓の減少を示してゐるが、しかしこの減少は前年度限り事業の完了せしもの、又は年度割支出額の關係等による必然的の歸趨であつて、斷じて消極的豫算にあらざることを述べた。即ち前年度豫算中當然減少すべき金額は百五十萬九千八百八十五圓、これに整理節約による金額十五萬三百五十八圓を合せ總計百六十六萬二千四百三十三圓に對して、今回新規に計畫せる事業費百二十五萬六千七百五十九圓、これに義務費に屬し、或は必然的に増加を來たすもの、或は又改善改良等による經費の増額二十三萬四千九百五十四圓、合計百四十九萬千七百十三圓を計上せしため、大體その差額が減少額となつたといふのである。

本豫算中土木關係の主なるものとしては第一に道路改良計畫がある。これに對しては、本縣は常に積極的の方策を樹立し、八百八十萬圓計畫、二百六十萬圓計畫、及び將に終らんとする四百萬圓計

畫等、既往又は現在に於て相當大規模の改良工事を遂行し、産業交通上効果を收め來たつたが、しかし未だ路幅の四・五米以上を有するものは總延長の六分の一に満たざる狀況であり、加ふるに高速度重量交通の發達に伴ひ、道路の改良及び交通網の齊整については猶ほ今後の努力を必要とする次第であり、仍てこれが對策として、現に實施中の道路改良事業に引繼ぎ、來年度より四ヶ年計畫の繼續事業として、四百二十萬圓を以て國道二萬四千六十米、府縣道十五萬四千八百八十七米、橋梁十八合計總延長十八萬九百二十七米の改良を行ふべき計畫が提案せられたのである。而してこれが財源は地元寄附金を除きたる殘額は専ら起債に求むる計畫であり、昭和十一年度に於ける年度割は九十六萬九千八百三十三圓であつた。

本案は吾が黨が曩に政務調査會に於て決定せる道路改計畫と全然合致するものであり、仍て吾が黨は進んで原案に賛成し、多數を以て可決確定した。

尙ほ本計畫中には大津・今津線の改修、所謂湖岸埋立が包含されており、その總事業費四十萬三千七百二十八圓、監督雜費四萬三百七十圓であつて、この事業に對する財源は大津市の寄附金一萬千二百五十圓、埋立面積一萬四千七十四坪五合の土地賣拂代金四十三萬二千八百五十圓を以て充當せられることに立案されてゐた。これに對して、土木委員長の報告後、大津市の寄附金はその算出の根據を本路線中大津市に屬する尾花川道路のみの改修費約七萬五千圓の一割五分に相當するもの

としてゐるが、埋立によつて促進される土地の繁榮又は收益を考慮すれば餘りに少額に過ぐる。又埋立地の賣却平均單價三十圓七十五錢は松原港灣の現況よりすれば相當檢討を要すべきものあり、仍て埋立地を豫算價格を以て大津市に引受けしめるか、或は不足分に對する相當金額を地元を負擔せしめ、以て縣財政に缺陷を生ぜしめざるやう施行に當り慎重なる考慮を拂はれたしとする附帶決議を附すべしと論ずるものがあつたが、吾が黨は縣自ら確信を以て提案し、假令豫算案に狂ひを生じ缺陷を生ずることありとしても、その責任を縣以外の市町村に轉嫁せんとするが如き議論は一顧の價値なしとこれを斥け、委員長報告通り原案を可決確定したのであつた。かくて過去八年に互つて、これがために或は臨時縣會が召集されんとし、或は追加議案として殆ど提案の運びにまで立至つた本埋立事業案は茲に成立を見たのである。

次に土木關係中重要なものは時局對策土木事業善後處置費であつた。本件は、昭和七年度以來施行の時局匡救事業中工費の關係上未完成となれるものが相當存在し、その一部は昭和十年度に於て縣參事會の代決を得て完成されたが、未だ猶ほ完成せられざる殘工事、並びに前年度に於て起興せられたる風害對第應急土木事業中の一部の工事を昭和十一年度に於て一氣に起工せんとするものであつて、その中縣工事に要する經費九萬二千七百圓、町村工事費補助四萬千八百五十圓、合計十三萬四千五百五十圓を計上し、その財源として十一萬六千圓を起債に求めむとするのであつた。

本案は、既に吾が黨その必要を認め、善後策の講ぜらるべきことを要望してゐた問題であるから、これ亦原案を承認したが、只本案中用地買収費が賃貸価格の五倍とせられたるを時價格と改むるやう附帯決議をなして可決した。

尙ほ本縣會中追加議案として土木災害復舊費が提案せられた。即ち本年六月突如として關西地方を襲ひ、甚大なる被害を齎らしたる未曾有の豪雨出水による災害の復舊費であつて、本縣に於ては殊に湖西地方に於ける傾斜地方が被害最も大きく、その災禍は筆舌に絶するの慘狀を呈したのであつた。仍て縣に於ては直ちにこれが應急の措置を講じ、萬遺憾なきを期したのであるが、これが復舊に對しては、災害に次ぐ災害直後の縣民の力のみを以てしては到底全きを期することは至難なるため、只管國庫の助成を得ることに努め、その結果國庫補助の確立を見るに及んで縣財政の許す限り復舊費の捻出に努め、昭和十年度に土木復舊費として百四十二萬七千百十六圓、耕地及山林復舊助成費として二十五萬二千七百四十五圓、その他これに關聯する經費七千二百三十九圓を計上し、昭和十一年度には起債支辨經費として五萬九百二十五圓を計上したのである。本案の土木災害費は河川堤防の復舊を主とし、道路はこれに含まれてゐないから、その詳細は茲に省略する。本案亦緊急已むを得ざるものとして滿場一致を以て可決された。

又本縣會中各派聯合を以て道路費國庫補助に關する建議案が提出され、全會一致を以て可決された。

昭和十一年十一月十七日通常縣會開會せられ本縣未曾有の老大豫算が提出された。即ち昭和十二年度豫算は前年度當初豫算に比較して九十四萬四千九百餘圓の増加を示せる總額七百七十六萬餘圓に上れる大豫算であつた。平敏孝知事の説明によれば、來年度豫算は税制改革を控へ、今後の財政計畫の見透しをつけ難き歳に遭遇しおれるため、徒らに將來の財政調整交付金を目標に無謀なる事業計畫はこれを慎むべきものと考へ、特に來たるべき新税制の下に縣治の向上に資せんとする礎石工作と未解決事項の整理解決を主とせし豫算であり、その編成の方針としては、一方に於て縣民の負擔を増嵩せしめざること、税外収入の増收を計ることに努め、又他方に於て從來の懸案事項を整理解決して、以て縣政將來の進展に備へ、産業、警察、衛生及び社會事業の擴充を圖ることを眼目としたのであつた。

而して土木關係については何等新規の計畫はなく、すべて既定計畫に則つて豫定事業の進捗を圖るに止まるといふ状態であり、殊に道路に關しては、前年度より確立起興せられた四百二十萬圓の改良事業の遂行に力を致す豫定であり、十二年度支出額は百二十二萬八千七百三十三圓である。又道路維持費に於ては自動車交通の發達に伴ひ道路の損傷程度も愈深刻となり、日常不斷に修繕を加へるの必要喫緊なるに鑑み、修路工夫七名を増員し、維持修繕費に八千餘圓を増額したに止まり、

一方臨時部土木費・道路橋梁費に於ては、先年來施行し來たれる時局匡救事業又は災害対策應急事業及び十一年度施行中に係るこれ等事業の善後措置事業、或は連年繼續施行の道路改良事業に於て相當多量の事業執行を見るため、却て二萬八千餘圓を減額計上された。

從て、土木に關しては縣會中さしたる問題を生じなかつたが只土木關係に於ては年々莫大なる事業量を有し、而も計上されたる經費を年度内に消化し得ず、翌年度に多額の繰延を行ふことが近年の實狀であつたため、昭和十二年度に於ても、その年度割の百二十二萬八千圓及び相當多額に上ると豫想される本年度の豫算繰延との合計が、果して明年度中に消化し得るや否やに關して各派共當局に疑問を呈した。繰延の實狀についていへば、昭和十年度の土木事業量は五百十二萬圓の巨額に達し、その内二百七萬三千圓を消化し、三百五萬圓の繰延を見た。この繰延額の中には、昭和十年度の通常縣會の議決後僅か三ヶ月の日子を剩すのみであり、且つ未曾有の降雪によつて工事の施行不可能に陥れる災害復舊費百二十七萬圓を含んでゐるが、兎に角昭和十一年度に於ては前年度の繰越額と合せて四百五十六萬圓の事業量を擁してゐる状態であつた。これに對して縣當局よりは、晝夜兼行でも年度内に完了する見込なる旨の言明を得たのである。

かくて土木に關する案件は土木委員に附託され、慎重審議の結果、道路改修に對する地元寄附金の輕減と用地の時價買収及び補償金の實額支出について修正が行はれ、且つ改良計畫に於ける地元の負擔の全免及び輕減に就いての希望決議が附され、又縣下町村道にして縣道に編入すべきもの相當あるにより、當局は明年度に於てこれ等路線の調査を遂げ、縣道移管に關する諮問案を提出せられたきことを希望し、本會議は委員長報告通り可決確定した。

昭和十二年十一月十六日通常縣會開會せられ、昭和十三年度豫算が提出された。平知事はその劈頭豫算に關する説明を行ひ、支那事變の推移に伴ひ、資源の涵養と資金の調整を必要とする時局に對處するため、地方費豫算も極力これに順應することは當然の責務と考へ、忍び難きを忍び、國策に順應することを以て豫算編成の根本方針となし、極力豫算の膨脹を避くることに努めたが、義務費の必然的増嵩及び時局対策費の處辨のため、總額に於て七百八十四萬五千七百圓の巨額に達し、これを前年度の當初豫算並びに追加豫算の合計に比較して六十四萬二千四百四十八圓の減額に止まつたことを述べた。

土木關係に於ては、時代の趨勢に鑑み、振興の必要があるが、時局に鑑み、暫く隱忍の餘儀なきことを明かにした。即ち道路改良事業に於ては、資金の調整上これが財源たる起債を抑制せられたため、繼續年間に既定の支出をなし得ないことになり、繼續年期及び支出方法に關する更正案が提出された。その内容は、昭和十二年度支出額に於て四十一萬三千百十八圓、昭和十三年度支出額に於て三十八萬三千四百二十六圓を減じ、これを昭和十四年度の支出額と按配し、繼續費を一ヶ年

延長し、昭和十五年度に至る五ヶ年の繼續費に變更する案であり、十三年支出額は八十五萬二千四百十圓であつた。本更正案は已むを得ざるものとして可決された。

地方債抑制の關係上、十三年度に於ては道路に關する事業は他に何等計畫されなかつたが、國道第十二號線中福井縣境より伊香郡塩津村に至る區間を昭和十三年度より昭和十六年度に至る四ヶ年繼續を以て國直轄事業として施行せられることとなり、これが經費二十五萬八千圓に對し、道路法第三十三條第三項の規定に依り、昭和十三年度より昭和十六年度に至る四ヶ年度内に於て八萬六千圓の負擔を命ぜられ、昭和十三年度の分擔金として一萬六千六百六十七圓が計上され、原案通り可決された。

尙ほ今期縣會の閉會近く、十二月十四日に政民兩黨聯合にて縣下重要市町村道縣道移管に關する建議が提出された。昨十一年の通常縣會に於て、縣會一致を以て、當局は明年度に於て縣重要町村道の調査を遂げ、昭和十二年度通常縣會に諮問案を提出されたといふ希望決議を附したことは前述したところであるが、當期縣會も閉會に差迫れるに拘はらず未だに提案せられざるため、更に縣道移管の諮問を次期縣會に提出せられんことを要求する建議案が提出されたのである。本建議案は滿場一致を以て可決確定された。

## 二、橋梁架換

大正八年の通常縣會に、吾が黨が絶對多數を占めるまでは、本縣に土木政策なしと云ふも過言でなかるべく、道路政策の如きも一貫性を缺き、姑息なる改修を事とせる状態であつた。随つて橋梁の架換・修築の如きも一時的彌縫策を弄し來つたに過ぎない。元來本縣の地勢は四圍に山岳を繞らし、中央に太湖を湛へ、四方山岳より流れ出づる所謂八百八川に架せられてある橋梁は實に數限りもないが、その内國縣道に架せられてあるものみにも一千有餘を數へ、架橋以來相當年數を経過して車馬の通行に危険を感ぜられるものも多數に上り、早晚これが架換の必要あることは識者の痛感するところであつた。

その第一着手として採り上げられたのは野洲橋であつた。野洲橋は大正七年度より同二十一年度に至る十五箇年の繼續費五萬一千八百八十四圓を以て架換せられることとなつた。

大正七年通常縣會に、吾が黨は國民黨と提携して、土木行政の根本を調査確立すべき旨の建議案を提出し、本縣に於ける積極的土木政策の確立を促した。茲に於て大正八年堀田知事着任するや、よく吾が黨の建築を容れて、二百三十八萬圓の大道路改良計畫を樹立し、本縣道路網の確立に一步を進めたが、これと共に橋梁の架換にも注意を向け、新たに計畫するところがあつた。

先づ既定の野洲橋は十五箇年を以て木橋を架設せんとするのであつたが、十五年の年月は木橋の生命の最長期に迫れるものであり、かゝる計畫では末代に至るまで本橋の架設に従事しなければな

らず、且つ物價騰貴のため當時に於ては十四萬圓の工費を要する見込みであり、僅々五萬圓を以てしては到底成功は困難なるため、茲に計畫を變更し、大正九年度より同十三年度に至る繼續事業とし、工費三十七萬七千五圓、全部鐵筋コンクリート及び鐵柱花崗岩の耐久的構造とした。本橋は國道に架設せられてゐるため、三分の二の國庫補助金を得、縣費負擔は十四萬四千九百二十九圓であつた。大正十一年起工、十三年竣功、橋の延長二百十五間、幅二十尺である。

次に瀨田橋の架換である。瀨田橋は古來東海道の名橋として世に知られてゐるが、當時欄干の腐朽甚だしく、姑息なる修繕では到底維持は不可能であり、これを橋脚以上の修築として工費を見積れば約五萬圓を要する見込みであり、かゝる一部の改修では國庫の補助を得ることは困難なるため、これを一舉に架換して名橋の面目を保持せんとして、大正九年度より同十三年度に至る繼續事業とし、工費四十一萬六千九百七十八圓の計畫を樹てた。本工事は途中模様換をせるため、五萬六千七百六十五圓の豫算超過をなし、總工費四十七萬三千七百四十三圓を要して、大正十三年六月竣工した。内國庫補助金二十五萬二千六百九十一圓、縣負擔二十二萬五千五十二圓。その延長大橋九十四間半、小橋二十八間半、幅各四間半、風致上外見舊來の擬寶珠附木橋とし、橋脚より橋體全部を鐵筋コンクリートの堅牢なものとした。

かくして本縣に於ける橋梁架換も漸く積極的に行はれることゝなつたが、大正十年の縣會には御幸橋架換の計畫が提案せられた。即ち大正十一年度より同十三年度に至る三箇年の繼續事業で、工費二十二萬八千三百四十六圓の豫算であつた。然るに大正十二年縣會に於て、起工許可の遅れたると國庫補助金交付の手續等により年期を延長し、大正十四年起工、同十五年竣工した。總工費の内十四萬五千九十圓は國庫補助、八萬三千二百五十六圓は縣負擔であつた。橋の延長百二十六間六分、幅二十尺、全部鐵材・花崗岩・鐵筋コンクリートで耐久的構造である。

ついで大正十四年通常縣會に於て横田橋の架換が提案せられた。本橋は腐朽甚だしく、茲數年を俟たずして修理に耐えざる程頽廢すべきものと認められ、吾が黨に於ても産業發展上その架換を必要なりと認め、當局に建築するところがあつたが、茲に大正十五年度より同十八年度に至る四箇年度の繼續事業として工費二十九萬三千九百一圓が計上された。その内國庫補助金十六萬八千五百三十一圓。橋の延長百十四間、幅二十尺。昭和四年十月竣工した。

翌十五年の通常縣會に於ては縣道彦根・八幡線の八幡橋の架換が提案せられた。本橋は交通頻繁なる重要橋梁であるが、架設以來既に三十年を經過し、最早姑息なる修繕補強では到底これを完全に維持しゆくことは不可能なるため、工費十五萬二千三百五十圓を以て、大正十六年度より同十八年度に至る三箇年の繼續事業として計畫された。本橋梁は全部鐵筋コンクリート、橋長百五十間、幅員三間。本工事は繼續年期を延長され、豫定の道路の盛り上げ工事を見合せた關係上實行豫算と

して十一萬千四百六十五圓を以て昭和六年に至つて竣工した。

かくして大正九年以來五大橋の架換は遂次行はれ來たつたが、縣下國縣道に架設せられた一千有餘に上る橋梁中、架換の必要に迫られたものが延長の長きものゝみにて約五十橋を數ふる状態であるから、この程度の事業の計畫では百年河清をまつに等しいものがあつた。茲に於て橋梁架換の積極的方策樹立を要望する聲は縣下に高まり、吾が黨に於てもこれが對策を調査研究し、あつたが、昭和二年の通常縣會に今村知事によつて所謂三十六橋の架換計畫が提案せられた。同知事の説明によれば、本縣の橋梁は架替後何れも相當の年所を経過し、破損著しきものが多く、隨つて縣は毎年相當の維持修繕をなしつゝあるも、一時的彌縫の策たるに過ぎず、今にしてこれが根本的改築計畫を樹立するにあらずんば收拾すべからざる状態に陥り、交通上の不安は勿論、財政上にも一大脅威を將來する虞あるものと認め、縣下國縣道に架設せる長さ三十間以上の橋梁にして至急改築を必要とすべきもの三十六を選び、總工費百二十三萬圓を以て十箇年間にこれが架換を計畫せりと云ふのであつた。本案に對して吾が黨は木橋の耐久年齢二十年乃至二十五年といふことよりして十箇年に亘る本計畫は餘りに長きに過ぎざるやを懸念したが、財政上已むを得ざるものと認め、殊に橋梁策としては實に空前の大計畫であり、而も最も適切なる計畫なりとして、進んで協賛を與へた。本計畫によつて架換せらるべき橋梁は次ぎの通りである。

| 橋名  | 路線名      | 郡名 | 町村名          | 架設年月     |
|-----|----------|----|--------------|----------|
| 白川橋 | 國道第二號線   | 甲賀 | 大土野山         | 明治二十七年   |
| 岩上橋 | 日野停車場岐線  | 甲賀 | 大佐野山         | 明治三十三年十月 |
| 岩室橋 | 寺庄・土山線   | 甲賀 | 大佐野山         | 明治三十一年十月 |
| 内貴橋 | 水口・長野線   | 甲賀 | 水口貴生川        | 大正三年八月   |
| 矢川橋 | 草津・柘植線   | 甲賀 | 南寺庄          | 明治三十六年九月 |
| 北柚橋 | 水口・長野線   | 甲賀 | 北貴生川         | 明治三十一年六月 |
| 新庄橋 | 木部・木濱港線  | 野洲 | 中河西洲         | 明治四十三年   |
| 別所橋 | 日野・水口線   | 蒲生 | 南比都佐<br>北比都佐 | 明治三十年八月  |
| 増田橋 | 水口・八日市線  | 蒲生 | 北比都          | 明治三十年十月  |
| 鈴上橋 | 下田・日野線   | 蒲生 | 朝日野          | 明治三十一年頃  |
| 宮上橋 | 苗・櫻川停井場線 | 蒲生 | 朝日野          | 明治四十年三月  |
| 横關橋 | 國道第十四號線  | 蒲生 | 鏡山<br>馬淵     | 大正三年修築   |

|       |         |     |      |           |
|-------|---------|-----|------|-----------|
| 佐久良川橋 | 水口・八日市線 | 蒲生  | 櫻朝日野 | 明治二十年十月   |
| 川合橋   | 八幡・日野線  | 蒲生  | 櫻朝日野 | 明治四十三年十月  |
| 御河邊橋  | 金屋・八日市線 | 神崎  | 御國   | 明治二十五年    |
| 上宇曾川橋 | 金屋・八日市線 | 愛知  | 秦押立川 | 明治三十一年三月  |
| 高宮橋   | 國道第十四號線 | 犬上  | 高宮   | 明治二十年六月   |
| 犬上橋   | 彦根・八幡線  | 犬上  | 福滿   | 大正六年十月    |
| 南青柳橋  | 金龜・日夏線  | 犬上  | 福滿   | 大正二年十月    |
| 久徳橋   | 多賀・醒井線  | 犬上  | 久徳   | 明治三十八年十一月 |
| 今莊橋   | 國道第十二號線 | 東淺井 | 北郷尾  | 明治十四年一月   |
| 國友橋   | 谷口・米原線  | 阪田  | 神照   | 明治三十九年九月  |
| 大井橋   | 大津・虎姫線  | 東淺井 | 虎姫   | 年次未詳      |
| 姉川橋   | 大津・福井線  | 東淺井 | 虎姫   | 大正三年十一月   |
| 福橋    | 上草野・速水橋 | 東淺井 | 速水   | 年次不詳      |

|      |            |     |     |          |
|------|------------|-----|-----|----------|
| 難波橋  | 片山港・長濱線    | 東淺井 | 大郷  | 大正二年     |
| 馬渡橋  | 大津・福井線     | 東淺井 | 速水  | 年次不詳     |
| 錦織橋  | 虎姫停車場・南濱港線 | 東淺井 | 大郷  | 大正五年三月修築 |
| 川合橋  | 丹生・木ノ本線    | 伊香  | 高時  | 年次不詳     |
| 井明神橋 | 高月停車場・揖斐線  | 伊香  | 北富永 | 明治四十五年   |
| 妹川橋  | 國道第十二號線    | 伊香  | 北富永 | 明治三十五年   |
| 阿彌陀橋 | 高月停車場・馬上線  | 伊香  | 北富永 | 大正五年十月   |
| 安曇川橋 | 大津・今津線     | 高島  | 青柳儀 | 明治三十八年   |
| 北川橋  | 南船水・今津線    | 高島  | 本庄  | 明治四十五年   |
| 本庄橋  | 南船水・今津線    | 高島  | 本庄  | 明治二十四年   |
| 金丸橋  | 青柳・南船木線    | 高島  | 本庄  | 明治四十四年二月 |

昭和三年の通常縣會に堀田縣知事によつて所謂八八計畫が提案せられた。即ち從來は十個の土木繼續事業費を定めて各々別個の經理をしてゐたのであるが、かくては徒らに事務の繁雜を招來するのみにて、實効も自ら擧らざるに鑑み、これ等土木事業費の中一と纏めになし得るものはこれを打



つて一丸とし、以て圓滑なる事業の遂行とその促進を期せむとし、三十六橋架替費、観音坂隧道工事費、海津・木之本線改修費、道路改良費等を一括して一個の新たな道路改良繼續事業豫算とし、これに更に國縣道にして改修の要切なるものを加へ、總額八百八十萬七千九百七十一圓の繼續費を決定したのである。而して既定計畫はこれを尊重して一點の變更をも加えないのであつて、三十六橋繼續費は支出濟額四萬五千五百圓を除いて殘額百二十萬圓中、指定府縣道に屬する五橋分三十八萬二千五百圓、指定府縣道に屬せざる三十橋分（昭和三年度に改修せられたる國友橋を除く）八一萬七千五百圓、これに對して新たに寄附又は負擔金を見込みたるための増額十二萬二千六百二十五圓を包含せるものであり、昭和十二年度に至る今後九箇年間を以て年度割通り完成せむとする計畫であつた。本案は通常縣會中に於ける最も重要な議案にして、案の内容については尙ほ篤と研究を要する點なきにしもあらずるも、地方産業の開發を圖るため、交通機關の完備を期するは吾が黨多年の主張たるのみならず、本年政務調査會に於て決定したる大體の方針に合致したるものであるから、吾が黨は進んで本案に賛成し、後つて本案に包括せられたる從來の繼續費年度割の廢止に同意した。但し從來の繼續費に對しては當初豫算決議の精神を尊重すべき條件を附帶せしめた。

然るに翌昭和四年、濱口内閣の出現と共に財政緊縮・非募債主義が唱へられ、従つて前記八百八十萬圓の繼續費の起債を認可せられざりしたため、昭和四、五兩年度に於ては遂に豫定の事業を遂行

するを得なかつたが、昭和五年の通常縣會に於て、その内二百六十萬圓の改良事業費が失業救済の名により、昭和六、七兩年度の繼續費として田寺知事によつて提案せられた。本計畫によつて工事に着手せられたものは北杣橋・増田橋・川合橋（八幡橋・日野線）・高宮橋・大井橋・福橋・井明神橋・安曇川橋・新庄橋・本庄橋の十橋であつて、八百八十萬圓計畫中の急を要するものが選ばれたのである。

ついで昭和七年の通常縣會には伊藤知事によつて、昭和八年以降三箇年繼續事業として總額四百萬五千七十三圓の道路改良計畫が提案せられ、その内橋梁は八八計畫中の未着手のもの及び今後三年間現状の儘放置するを許さざる腐朽甚だしきもの、内延長三十間以上のものを一部選定し、昭和八年度には岩室橋・安吉橋（下田橋・八幡線）・犬上橋・北川橋の四橋、昭和九年度には吉川橋（江頭・吉川港線）・今濱橋（江頭・吉川港線）・内貴橋・明治橋（泉・日野線）・馬渡橋・鴨川橋（大津線・今津線）の六橋、昭和十年度には野村橋（江頭・吉川港線）・烈糸圖橋（吉川・大津線）・柏貴橋（山之上・貴生川線）・日野川橋（八日市・下田線）・上宇曾川橋・犬上川橋（稻・彦根線）・能登瀬橋（醒井・長濱線）・草野川橋（國道第十・三號線）の八橋、合計十八橋の工事に着手する計畫であり、その内三十六橋に屬するものは六橋である。

本計畫は略々順調に年度内に實行せられ、昭和十年度を以て完結することゝなつたから、同年通常縣會に於て村地知事は、既往又は現在遂行せる道路改良事業よつて産業交通上顯著なる効果を收めたといへ、未だこれを以て十分なりとはなし得ず、更に一段と道路の改良、道路網の齊整につ

いて努力を必要とするに鑑み、これが對策として、現に實施中の四百萬圓の道路改良事業に引續き、來年度より四箇年計畫の繼續事業として四百二十萬圓新計畫を提案し、その一部として橋梁十八橋の架換を實施せんとした。吾が黨は大いに賛意を表し、縣會は滿場一致を以てこれを可決し、本計畫は着々實行に移された。

以上の如く本縣に於ける橋梁の架換は、大正八年以來常に縣會を領導し來たれる吾が黨の積極的土木政策によつて、道路の改良、道路網の齊整と相伴つて促進せられ、地方の開発、産業の振興に寄與するところ多大なるものがある。

## 第二項 治水堤防

治水の要諦は治山にある。本縣に於ては多年これに着眼して盛んに砂防工事を施行すると共に、植樹を獎勵してきたから、近年大いに林相は良好となつた。しかし本縣の河川は何れも急流で相當難川であるから、一朝豪雨出水の際は忽ち堤防が氾濫して耕地人家に浸水し、甚大なる被害を與ふことが多い。吾が黨はこの治水堤防費に對して年々巨額の支出に吝かならざりしことは既に識者の首肯するところである。而して又吾が黨は河川堤防の瀾縫的なる修築に満足せず、進んで災害を未然に防止せんため常に調査研究を怠らず、屢々縣當局に對して根本的なる治水堤防政策の確立を要

望し來たつたのであるが、既に夙く大正七年の通常縣會に於て、「本縣ノ土木政策ハ未タ曾テ百年ノ大計ヲ劃立シタルモノナシ 治水ノ如キ一夕ニ出水センカ水量ノ微弱ナルモ拘ラス年々歳々同一ノ工ヲ反覆シ其損失頗ル多大ナリ」中略 故ニ當局者ハ宜シク土木行政ノ根本ヲ調査確立シ速カニ相當ノ提案アラントヲ望ム」と建議し、年々歳々多額の水害復舊費を支出しつゝある本縣目下の状態は徒らに機會の到來を俟つべきにはあらず、一日と雖も速かに根本方針を樹立すべき必要あることを力説強調し、森知事はこれに對して吾が黨と感を均しくする旨を答へた。かくして治水堤防に關する百年の大計は樹立せらるべき時機に到達したかの如くであつた。治水政策確立の必要は縣會縣當局に限らず一般地方民に於ても痛感するところであつて、次ぎに掲出せる東淺井郡々民總代より縣會に提出せる請願書は輿論の一端を示せるものである。

從來本縣ニ於テ施行セラレ、土木工事ハ首尾ノ一貫ヲ缺キ上下ノ統一ヲ失シ殆ント百年ノ大計ニ觸レサルノ感アリ 就中河川堤防修築ノ如キ水勢ヲ考慮スル上ニ於テ多少ノ遺憾ナキ不能 故ニ既往ノ改修ハ反テ改惡ヲ見ルコトアリ 如斯ハ天爲人爲其何レニ歸スルヤヲ知ラスト雖少クモ怨嗟不安ノ念ヲ根絶スル道ニ非サルナリ 而シテ其設計書ノ交付ハ常ニ時機ヲ失シテ工事ノ速成ヲ困難ナラシメ材料ノ單價ハ世ノ趨勢ニ伴ハス 其決定セル工費總額ハ實際所要ノ額ニ及ハス 甚シキハ敷地寄附以外地元ニ於テ設計金額ノ補填ヲ要スルモノアリ 之レガ爲メ公安上一日モ等閑

ニ附シ能ハサル緊切ノ工事ニシテ過重ノ負擔ヲ顧慮シ勢ヒ起工ヲ躊躇スルノ傾向アルハ寔ニ已ムヲ得サルノ情勢トハ謂ヘ前途不慮ノ災禍ニ想到セハ轉タ寒心ニ堪ヘサルモノアリ 是レ果シテ治水上策ノ得タルモノナリヤ 抑亦適當ノ施設ト云フキヘ乎 識者ヲ俟ツテ後知ラサルナリ 中略

固ヨリ吾人ハ治水及道路問題ニ關シ適切ナル畫策施設ノ下ニ於テハ敢テ縣費ノ加重ヲ厭フモノニアラサルコトヲ言明ス 冀クハ閣下當局ニ警告シ百年ノ大計ヲ樹立シ以テ之カ弊ヲ矯正スルト同時ニ貴會ノ權能ニ於テ縣民ノ痛苦ヲ救済シ其安定ヲ保持セラレンコトヲ望ム

爾來縣當局は治水堤防の根本政策確立の基礎となさんため、大正八年度より同十一年度に亘り、縣下主要なる十數河川に對してその地形測量・水害等に關する基本調査を行ひ、縣費三萬餘圓を投じて完了した。しかしその調査は縣費支辨の二百三十三河川中の一部分に過ぎず、而も大河川に重きを置き、所謂乙河川は閑却されがちであつた。然るに近年に於ける災害の狀況はこの乙河川が比較的多大であり、大正十二年度に要する災害復舊費五十三萬圓の如きもその大部分を乙河川の復舊修築に投ずる状態であつて、乙河川を輕視するが如き調査の方法を以てしては到底百年の大計は樹てらるべくもなかつた。茲に於て吾が黨は大正十二年の通常縣會に治水・道路政策確立に關する建議を提出し、殊に治水に關しては徹底的調査を施行し、本縣の財政に適應せる施設を實行すべき方法を講ずべきを要望した。建議案は次ぎの如くである。

本縣ニ於ケル治水、道路ノ政策ニ關シテハ曾テ調査ニ着手スルモノアリト雖モ多クハ部分的ニシテ其方法未ダ盡サルモノアリ 然ルニ河川修備ノ完カラザル結果ハ年々多大ノ災害復舊工費ヲ要シ道路ノ不完整ハ依然交通運輸ノ便ヲ缺キ延テ産業ノ振興ヲ阻害スルコト頗ル多シ 乃チ速カニ根本的大策ヲ確立シ財政ノ狀況ニ適應シテ漸次是レガ施設ヲナシ得ベキ最善ノ方法ヲ講ズルハ刻下緊要ノコトナリト信ズ 故ヲ以テ更ニ適切ナル調査考究ノ歩ヲ進メ如上ノ缺陷ヲ補正スルノ計畫ニ出デラレンコトヲ要望スル爲メ府縣制第四十四條ニ據リ本縣知事ニ是レガ意見書ヲ提出セントス

曩に完了したる河川調査によつて調査せられた河川は大戸川・野洲川・日野川・愛知川・犬上川・姉川・高時川・百漸川・安曇川・蛇砂川・家棟川の十一河川で、その延長五十五里十町であり、これを改修するものとなれば總額約二千萬圓(一里當リ約四十三萬三千圓)の巨額を要する見込であつたが、調査は單なる調査に止まつて、その後に至つても何等具體案を決定せられなかつたため、大正十三年の縣會に於て吾が黨は當局に對して、調査の結果に基き具體案を決定すべきを警告し、同十五年の縣會に次ぎの如き建議を提出して、道路橋梁と共に堤防の修築營繕を要望した。

### 建 議

本縣ノ道路橋梁堤防ノ修築營繕ハ其多クハ一時ヲ糊塗シテ將來ノ利害ヲ深ク省慮セザルノ傾キア

リ、斯ノ如キハ交通治水上縣民ノ蒙ル不利不便極メテ多大ナルモノアリト認ムルガ故ニ縣當局ハ宜シク速カニ是レガ大策ヲ確立シ其施設ニヨリ大ニ縣民ノ便益ヲ増進スルコトニ努メラレン事ヲ望ム

理 由

道路橋梁堤防等ノ修築營繕ハ交通治水上忽諸ニ付スベカラザルモノナルニ拘ラズ本縣ノ年々計上スル豫算ハ之レヲ他ニ比シ少額ニ失スルガ故ニ多クハ彌縫姑息ナル施設ニ畢ルノ結果一朝災害ヲ蒙ランカ其復舊ニ多大ノ工費ヲ要シ經濟上ノ損失洵ニ尠ナカラザルノミナラズ日常交通上治水上ノ不利不便マタ極メテ多シ 惟フニ斯ノ如キハ豫算編成ノ當時ニ於テ是等ノ施設ヲ相當ナラシメントスルハ勢ヒ經費ノ支出ニ英斷ヲ加エザルベカラザルガ故ニ歴代ノ當局孰レモ其喫緊ナルヲ認メナガラ根本的ニ該方法最善ヲ講ズルノ途ニ出デズ他ノ豫算ニ制セラレ年々漸ク一時ヲ糊塗スルノ施設ヲ繰返スノ状態ナリ 若シ夫レ依然斯ル方針ヲ踏襲スル事アランカ道路ハ荒廢シ橋梁ハ常ニ不安ナル形骸ヲ存シ堤防ノ如キハ出水ノ都度大破ヲ蒙リテ其損害ト不便ヲ受クルコト實ニ尠シトセズ 故ニ宜シク從來ノ經費按配方針ヲ改メ特ニ是等土木事業ノ施設ニ對シテハ相當ノ方策ヲ樹立シテ縣民ノ福利ヲ阻害スルコトナキヲ期スルノ緊要ナルヲ認ム

かくの如く吾が黨は治水問題に關して屢々縣會に建議し、縣當局者を鞭撻したが、昭和二年通常

縣會に於て民政黨は、治水の根本策は治山に在るを以てこれが大策樹立に關し縣知事に意見書を提出せんとするの建議を提出した。しかし歴代の當局者は吾が建議の主旨を尊重し、着々これが實行を期しつゝあつたから吾が黨は暫く實績の擧否を監視するを適當と認め、反對黨の建議を否決した。近年縣當局の施行せる治水堤防工事として主なるものには高時川・姉川及び百瀬川の改修工事があり、治水問題に關する限りその成績は稍見るべきものがある。

先づ高時川の改修工事である。元來高時川がその本流姉川に合流する三角洲地域内に田川が流れてゐるが、田川の河底は前記兩河川の河底に比して著しく低きため、一朝降雨の際にはその流通を高時川によつて阻まれ、地方民は常にその氾濫の災害を被つてゐた。そこで明治十八年遂に高時川の河底にコルベルトを築造して田川の水流通を疏通せしめた。然るにこのコルベルト工事のために高時川の堤防は著しく狭められ、一朝出水の際には高時川の上流の堤防が非常なる危険を感ずるにより、コルベルトを延長し、これに關聯せる高時川左岸堤防の改築工事は地方民多年の希望であつた。幸ひにして大正六年の通常縣會に於て高時川擴築計畫は議決せられ、大正七年より同十六年に至る繼續事業として總工費四萬二千九百四十四圓を以て施工せられることとなつた。然るに本工事は技術上の關係より各年度割の費用を積立て一時にこれを施工することゝされてゐたが、大正十四年度に至り工事上の關係より見て一部工事を大正十六年度に繰下げ、既定支出額三千九百七十圓を千圓